

第3次日向市環境基本計画(案)



令和7(2025)年3月

日向市

はじめに

本市は、国の重要港湾である細島港を物流拠点として発展してきた港湾工業都市であり、温暖な気候に恵まれ、海、山、川の豊かな自然環境や情緒あふれる歴史的景観を有しています。

この豊かな環境を次世代に引き継ぐため、日向市環境基本条例に基づき、平成27（2015）年3月に「第2向日向市環境基本計画」を策定し、様々な施策を行ってきました。

策定後10年が経過するなかで、私たちを取り巻く環境は、地球規模の温暖化が進み、豪雨や台風などの自然災害が毎年のように発生しています。また、海洋プラスチックごみ問題をはじめとする、水、大気への有害化学物質による汚染が深刻化しており、豊かな自然の指標でもある生物の多様性が減少しています。そこで「第2向日向市環境基本計画」の計画期間が令和6（2024）年度で終了することに伴い、これまでの取組の成果や課題、社会情勢の変化などを反映させ、本市の特性を生かした快適な環境のまちづくりを推進するため、「第3向日向市環境基本計画」を策定しました。

この計画では、環境の将来像を“未来へつなぐ、みんなでつなぐ、美しいまち ひゅうが”とし、5つの環境目標を掲げ、それぞれの施策の方向性・内容を示しています。目標の実現のためには、市民・事業者・行政が一体となって取組を進めていくことが必要でありますので、皆さまのご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、ご尽力を賜りました、日向市環境保全審議会の委員の皆さまをはじめ、日向市の環境についてのアンケート調査などで貴重なご意見、ご提言をいただきました市民や事業者の皆さまに心から感謝申し上げます。

令和7（2025）年3月

日向市長 西村 賢



目 次

第 1 章 計画の基本的事項	0 1
1 策定の趣旨	0 1
2 策定の基本的な考え方	0 1
3 環境を取り巻く動向	0 1
4 計画の基本理念	0 6
5 計画の目的	0 6
6 計画の主体と協働の必要性	0 7
7 計画の位置付け	0 7
8 計画の期間	0 8
9 計画の対象	0 8
第 2 章 日向市の環境の現状と課題	0 9
1 社会環境	0 9
2 生活環境	1 7
3 都市環境	2 5
4 自然環境	2 9
5 地球環境	3 0
6 文化、教育	3 2
7 市民活動	3 5
8 取組実績	3 7
9 市民、事業者の環境意識	4 3
第 3 章 計画の目標	5 2
1 環境の将来像	5 2
2 環境目標	5 3
3 施策体系	5 4
第 4 章 施策の展開	5 5
1 地球環境 ～地球の環境を考え守り、適応していくまち～	5 5
2 資源循環 ～資源を大切に持続可能なまち～	6 0
3 自然環境 ～豊かな自然が生き物を育むまち～	6 3
4 生活環境 ～自然と調和した快適に暮らせるまち～	6 7
5 協働連携 ～環境にやさしい協働の取組があるまち～	7 2

第5章 計画の推進..... 7 5

- 1 推進体制..... 7 5
- 2 進捗管理..... 7 6

資料編..... 7 7

- 1 用語集 7 7
- 2 日向市環境基本条例..... 8 4
- 3 日向市環境保全審議会諮問、答申 8 9
- 4 日向市環境保全審議会規則..... 9 1
- 5 委員名簿..... 9 3

【本計画の図表について】

- ・各図表においては、端数処理の関係で合計が合わない箇所があります。
- ・脚注は「※」で示しています。

1 策定の趣旨

本市では、平成 15（2003）年 3 月に制定した「日向市環境基本条例」に基づき、平成 17（2005）年 3 月に「日向市環境基本計画」を策定し、平成 27（2015）年 3 月に「第 2 向日向市環境基本計画」（以下「第 2 次計画」という。）を策定しています。

第 2 次計画の計画期間が令和 6（2024）年度で満了することから、社会経済情勢・市民意識の変化を踏まえ、今回「第 3 向日向市環境基本計画」（以下「本計画」という。）を策定するものです。

2 策定の基本的な考え方

計画の策定に当たっては、第 2 次計画策定以降の社会経済情勢の変化や、環境分野に関する国内外の動向等を踏まえます。

特に、環境問題として気候変動、生物多様性の保持など、幅広い側面からの取り組みが要求されていることから、地球温暖化に対する法制度（地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「温対法」という。）及び気候変動適応法）との連携を強化し、積極的に施策を推進します。

また、「日向市総合計画」と整合を図り、環境施策の各分野間の連携のみならず、市域における他分野の施策と連携し、統合的に市の課題解決に取り組みます。

3 環境を取り巻く動向

（1）世界と国の動向

現在人類は、気候変動、生物多様性の損失及び汚染という 3 つの危機に直面しているとされています。

令和 5（2023）年の世界平均気温は観測史上最高を記録し、同年 7 月には、国際連合のグテーレス事務総長が「地球温暖化の時代は終わり、地球沸騰の時代が到来した」と表明しました。日本を含む世界で異常高温、気象災害が多発しており、気候変動の影響は深刻化しています。

国内では内閣総理大臣が令和 2（2020）年 10 月の所信表明において、「2050 年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロ」にする、2050 年カーボンニュートラルを宣言し、脱炭素に向けた取組が進められています。

温室効果ガス濃度の上昇を抑制する取組が進められる一方で、現在顕在化している地球温暖化の影響を回避し低減するため、気候変動適応法が平成 30（2018）年に制定されました。令和 6（2024）年 4 月には熱中症対策を強化するため、熱中症警戒情報の法定化、熱中症特別警戒情報の創設等を目的とした改正が行われました。

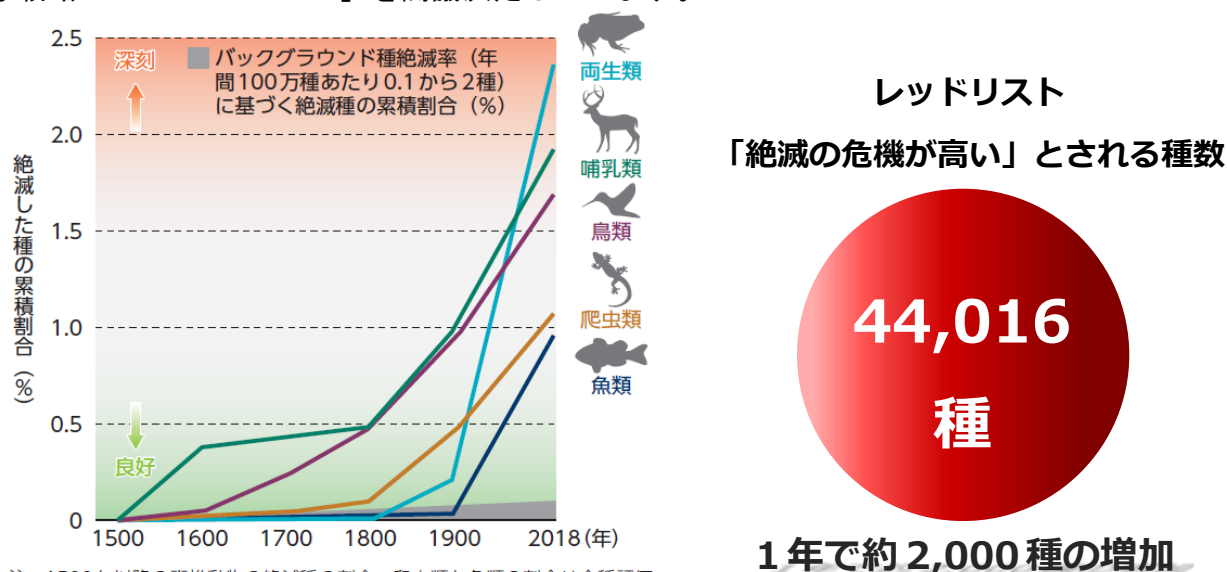


図 1-1 地球温暖化と適応策、緩和策の関係

また、生物多様性の観点からは、私たちが生きる現代は「第6の大量絶滅時代」ともいわれ、今回の大絶滅は過去5回発生した大絶滅より、種の絶滅速度は速く、その主な原因は人間活動による影響と考えられています。

令和元（2019）年5月に生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学-政策プラットフォーム（IPBES）により公表された「生物多様性と生態系サービスに関する地球規模評価報告書」によると、世界の陸地の約75%は著しく改変され、海洋の66%は複数の人為的な影響下にあり、1700年以降湿地の85%以上が消失するなど、人類史上かつてない速度で地球全体の自然が変化していると報告されています。

これらの状況を踏まえ、国は令和5（2023）年3月に、ネイチャーポジティブ（自然再興）の実現を目指し、生物多様性・自然資本を守り活用するための戦略として「生物多様性国家戦略2023-2030」を閣議決定しています。



注：1500年以降の脊椎動物の絶滅種の割合。爬虫類と魚類の割合は全種評価に基づくものではない。

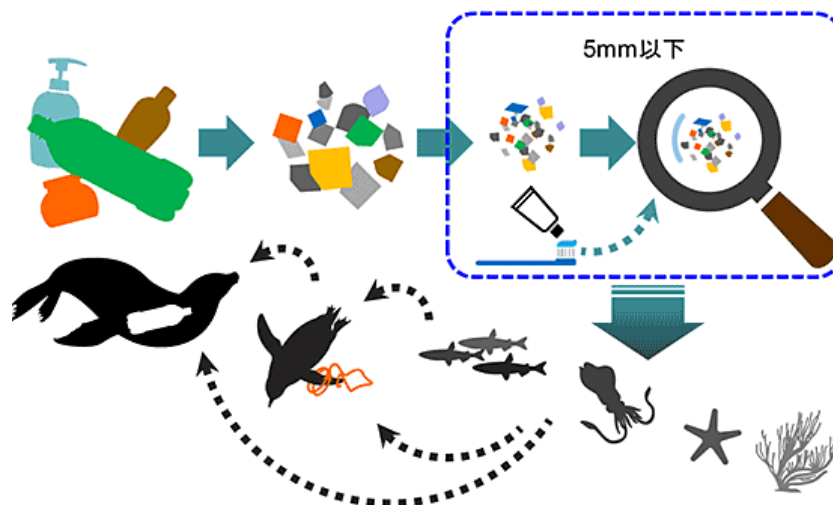
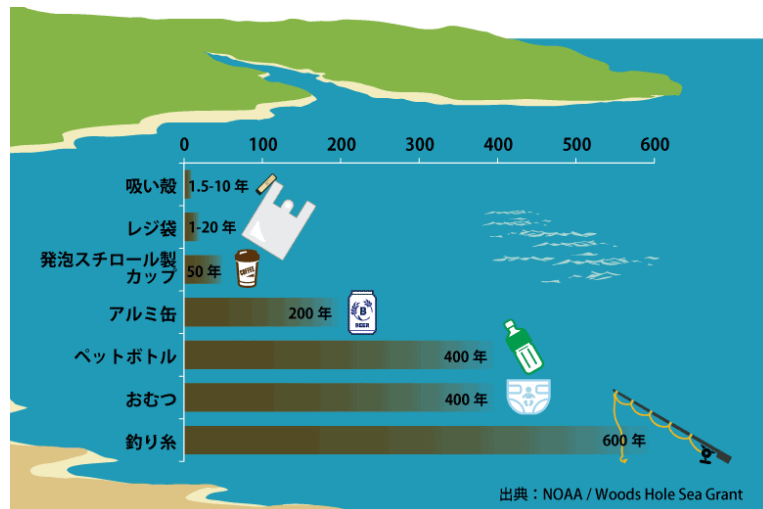
資料：IPBESの地球規模評価報告書政策決定者向け要約より環境省作成

出典：令和6（2024）年版環境・循環型社会・生物多様性白書

図 1-2 1500年以降の絶滅した種の累積割合（左）と絶滅危機種数（右）

さらに、水、大気などの環境中の様々な媒体にまたがって存在する反応性窒素、マイクロプラスチックを含むプラスチックごみ、人為的な水銀排出や難分解性・高蓄積性・毒性・長距離移動性を有する有害化学物質によるグローバルな汚染が深刻化しており、水、大気、食物連鎖等を通じた健康影響や生態系への影響が懸念されています。

海洋プラスチックごみ問題等への対応を契機として、国内におけるプラスチックの資源循環を促進する重要性は高まっており、令和3（2021）年6月にはプラスチック使用製品の設計からプラスチック使用製品廃棄物の処理まで、プラスチックのライフサイクルに関わるあらゆる主体におけるプラスチックの資源循環の取組を促進するための措置を盛り込んだ「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が成立しました。



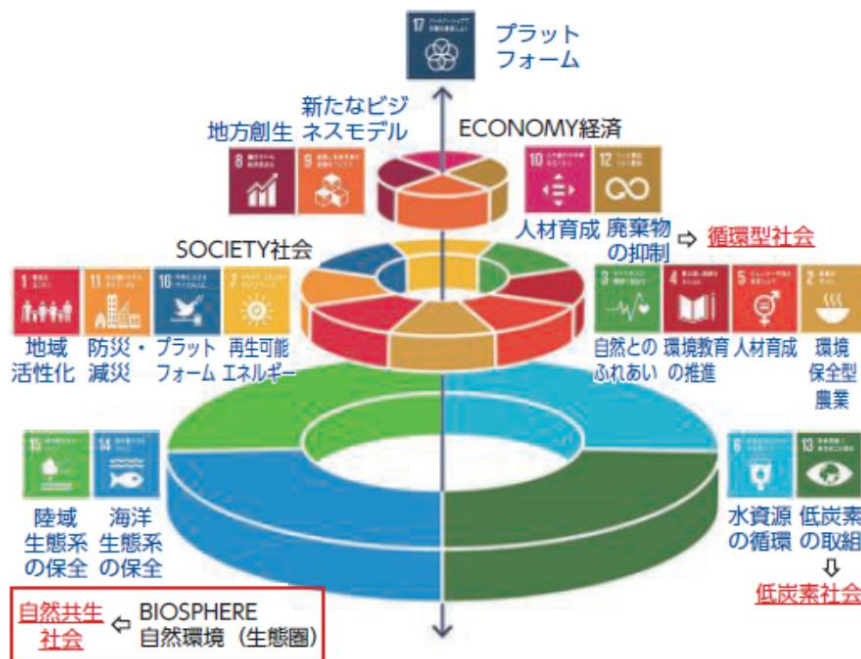
出典：WWF ジャパン

図1-3 海洋ごみの分解年数と食物連鎖による生態系への影響

平成27（2015）年9月の国連総会において採択されたSDGs（持続可能な開発目標）では、17のゴール（目標）と169のターゲット（達成基準）を提示しており、水・衛生、エネルギー、気候変動、陸域生態系、海洋資源といった地球環境そのものの課題及び地球環境と密接に関わる課題に関連した目標が数多く含まれています。

また、「SDGsのウェディングケーキモデル」では、「経済」は「社会」に、「社会」は「（自然）環境」に支えられて成り立つという考え方を示しており、パートナーシップで環境・経済・社会の課題に統合的に取り組み、持続可能な社会への変革を目指すことの必要性を示しています。

令和6（2024）年5月に閣議決定された第六次環境基本計画においても環境・経済・社会の危機を踏まえ、環境を軸とした環境・経済・社会の統合的向上を図り、国民一人一人の「ウェルビーイング/高い生活の質」の実現を環境政策の最上位の目標として掲げています。



資料：Stockholm Resilience Centre の図に環境省が追記

出典：令和 6（2024）年版環境・循環型社会・生物多様性白書

図 1-4 SDGs のウェディングケーキモデル

（２）宮崎県の動向

宮崎県では、令和 3（2021）年 3 月に「第四次宮崎県環境基本計画」を策定し、令和 5（2023）年 3 月に脱炭素化に向けた国内外の潮流を踏まえ改定を行いました。同計画では、令和 12（2030）年度の温室効果ガス排出量を平成 25（2013）年度比で 50%削減する目標を設定し、脱炭素に向けた施策の強化を行うとともに、循環型社会、自然共生社会の実現に向けた取組を進め、宮崎県の恵まれた環境と自然豊かな郷土を将来の世代も享受できる持続可能な社会の構築を目指すこととしています。

令和元（2019）年には、気候変動適応を一層推進するために、必要な情報を取り扱う拠点として、「宮崎県気候変動適応センター」を設置し、県内の気候変動の影響や適応に関する情報の収集・整理・分析や事業者、県民等への情報提供等を行っています。

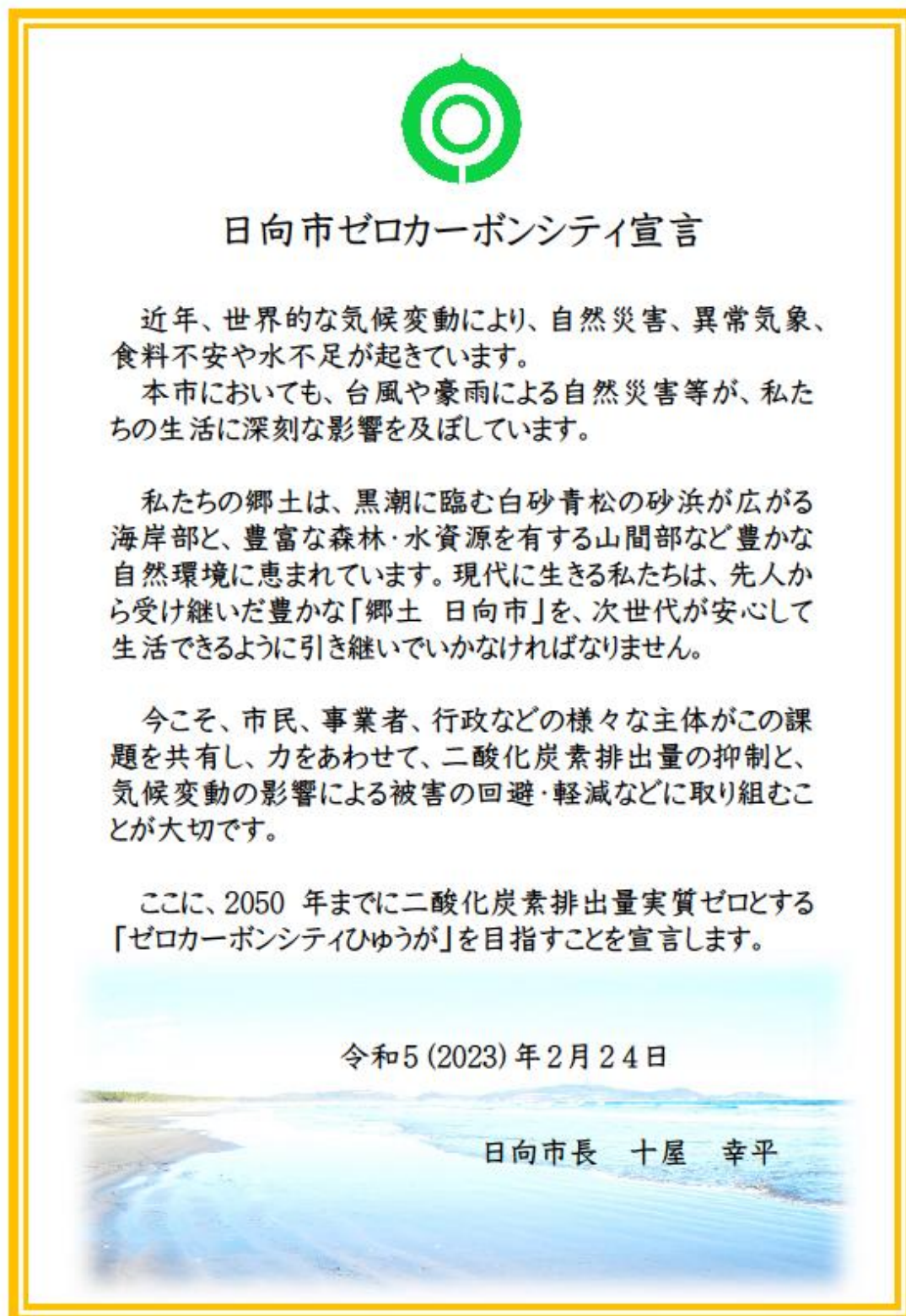
（３）日向市の動向

第 2 次計画では、本市の目指す将来像を「自然と共生した快適な環境のまち ひゅうが」とし、この将来像を実現するための環境目標として、生活環境、自然環境、地球環境、協働連携の 4 つを掲げ、各施策を推進してきました。

平成 31（2019）年 3 月には、市の全ての事務及び事業における温室効果ガスの排出量の削減に取り組むため、「日向市地球温暖化防止対策実行計画（事務事業編）」を策定し、職員の省エネルギー行動の推進や、再生可能エネルギー、省エネルギー設備等の導入を進めています。

さらに、令和 5（2023）年 2 月には令和 32（2050）年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」宣言を行いました。本計画に紐づく新たな計画として、温対法に基づく「地球温暖化防止対策実行計画（区域施策編）」を策定し、令和 12（2030）

年度における二酸化炭素排出量の削減目標を設定するとともに、長期的には脱炭素の達成を見据え、取組を推進します。



出典：日向市

図1-5 日向市ゼロカーボンシティ宣言

4 計画の基本理念

日向市環境基本条例第3条では、6つの環境政策の基本理念を掲げており、本計画においてもこれらを基本理念とします。

＜基本理念＞

- (1) 環境への負荷が少ない持続的発展が可能な都市を築き、将来の市民に良好な環境を継承していくこと。
- (2) すべての市民が安全で快適な生活環境を確保すること。
- (3) 豊かな自然環境及び生物の多様性を保ちつつ、市民と自然との触れ合いを推進すること。
- (4) 市、市民等及び事業者が、地球環境保全を自らの問題として認識し、それぞれが事業活動及び日常生活における良好な環境の保全及び創造のための取組を積極的に行うこと。
- (5) アジアの地域をはじめとする海外の地域と環境の保全に関する国際協力を積極的に行うことにより、持続的発展が可能な都市の構築に寄与するとともに、地球環境保全その他環境の保全の推進を図ること。
- (6) 前各号に掲げる理念を実現するため、市、市民等及び事業者が協働して取り組むことのできる社会を形成すること。

5 計画の目的

本計画は、日向市環境基本条例第7条の「施策の基本方針」に基づき、より良い環境を次世代に引き継いでいくため、良好な環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とします。

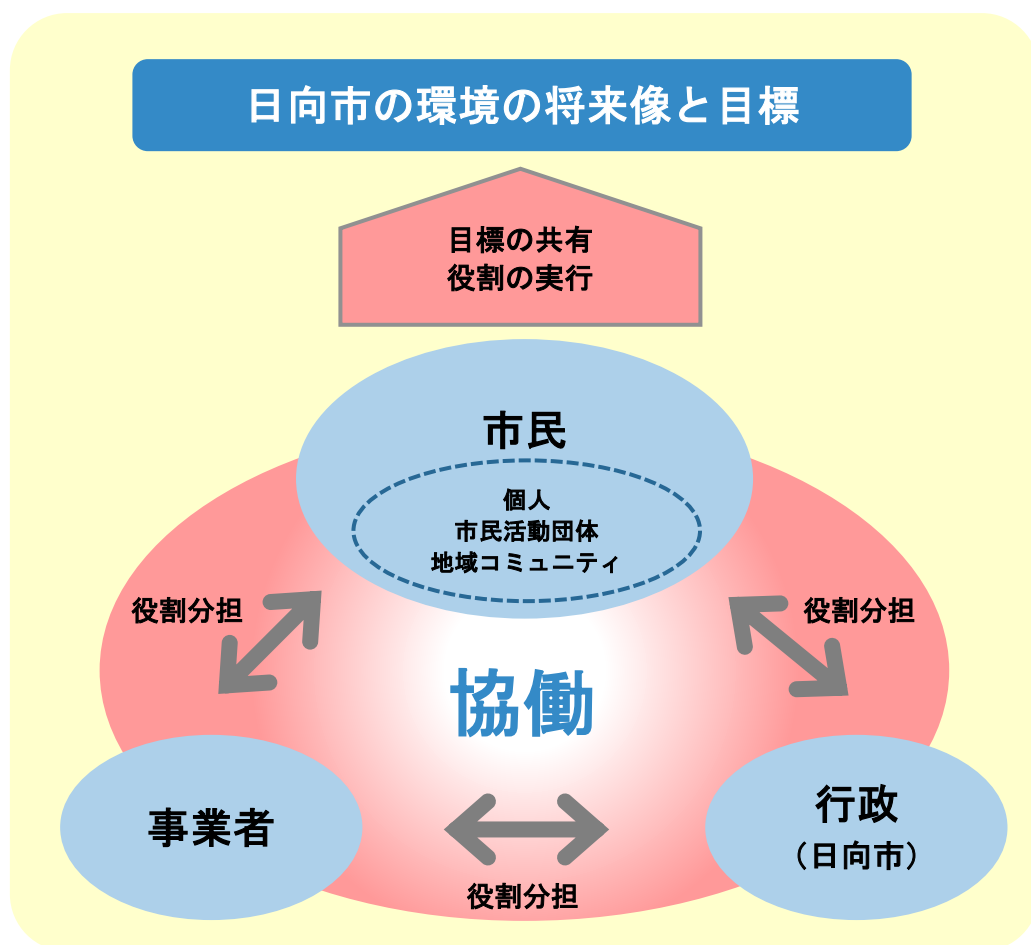
＜施策の基本方針＞

- (1) 市民の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌、地盤等が良好な状態に保持されること。
- (2) 多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全されるとともに、生物の多様性の確保が図られること。
- (3) 人と自然との豊かな触れ合いが保たれるとともに、緑化の推進、良好な景観の形成及び歴史的文化遺産の適正な保全が図られること。
- (4) 廃棄物の減量及び適正処理が進められ、資源の循環的な利用が促進されるとともに、エネルギーの有効利用が図られること。
- (5) 地球の温暖化の防止、オゾン層の保護等の地球環境保全に貢献すること。
- (6) その他環境への負担の低減が図られること。

6 計画の主体と協働の必要性

本計画の対象となる主体は、市民※、事業者、行政（日向市）とします。

行政の取組のみで、より良い環境を次世代へと引き継ぐことは困難です。市民、事業者、行政のそれぞれが、将来像と目標を共有化し、その実現に向けて互いの役割を認識し、協働で取り組むことで、より大きな効果が期待できます。

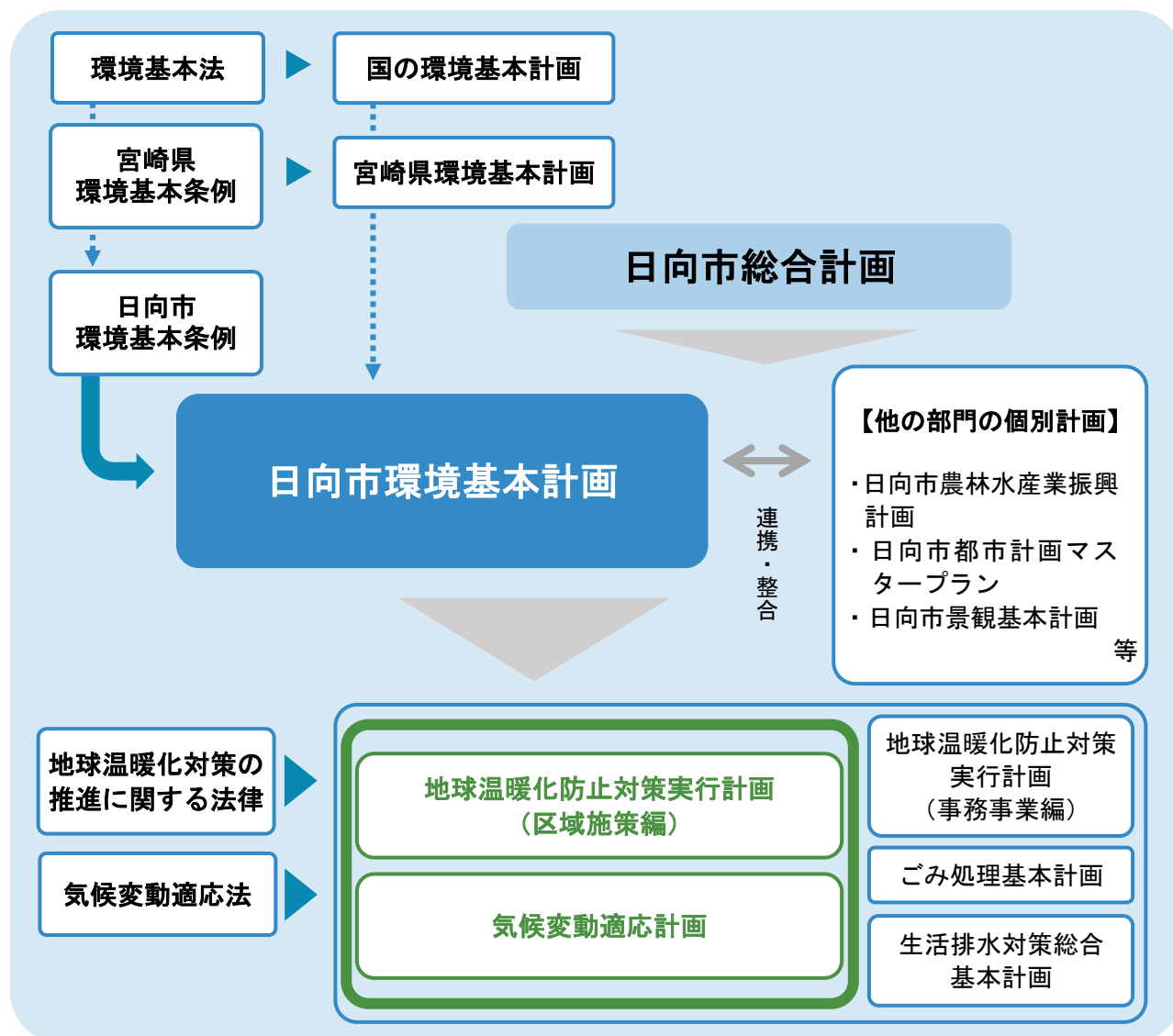


※市民…日向市に住み、働き、学ぶ全ての個人と市内に所在し、又は活動するボランティア団体やNPO法人等の市民活動団体、自治公民館等を総称しています。

7 計画の位置付け

本計画は、日向市環境基本条例に基づき、本市の最上位計画である「日向市総合計画」を環境面から具体的に展開していく計画として位置付けるものです。

また、本計画は国や県の計画、本市の各種関連計画とも連携・整合を図り、環境に関わる様々な取組の基礎となる計画です。



8 計画の期間

本計画の計画期間は、令和7（2025）年度から令和16（2034）年度までの10年間とします。

年度	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12	令和13	令和14	令和15	令和16
計画期間	計画初年度				中間目標					最終目標

9 計画の対象

本計画の対象は、本市全域としますが、地球温暖化防止対策など本市のみの取組だけでは解決が容易ではない広域的な環境問題については、国、県、周辺自治体との連携を図ります。

また、環境の範囲は、身近な生活環境、自然環境をはじめ景観、歴史、文化などを含みます。

1 社会環境

1-1 日向市の概要

(1) 位置、地勢

本市は、宮崎県の北東部に位置し、北は門川町、西は美郷町、南は都農町及び木城町に接しています。総面積は336.89km²であり、総面積の75.8%を森林が占め、平野部が沿岸に広がっています。

海岸部は大分県東南部から続く日豊海岸国定公園の南端に位置し、耳川河口から北はリアス海岸、南は隆起海岸となっています。市西部の東郷地区から美々津・幸脇地区を耳川が貫流し、中心部には塩見川が流れています。

また、本市は、日向入郷圏域の交通の要である国道10号と国道327号との結節点であり、JR日豊本線が海岸沿いに南北に通っています。

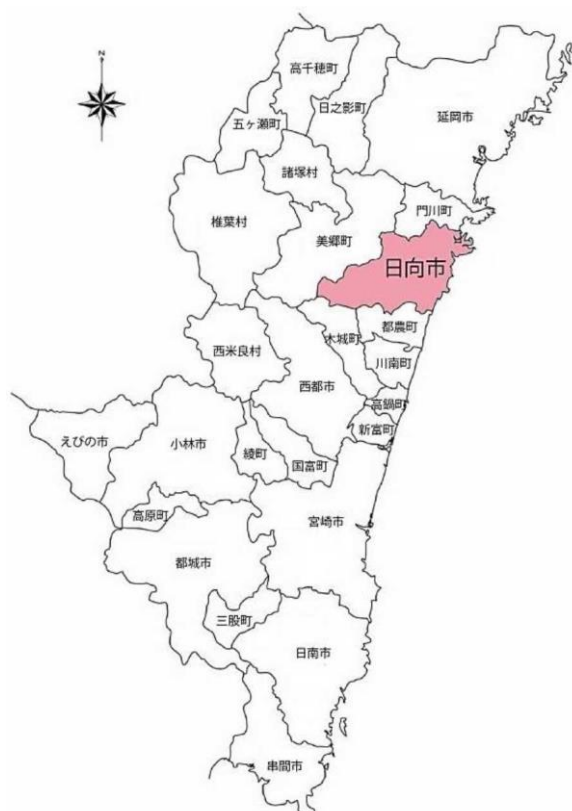
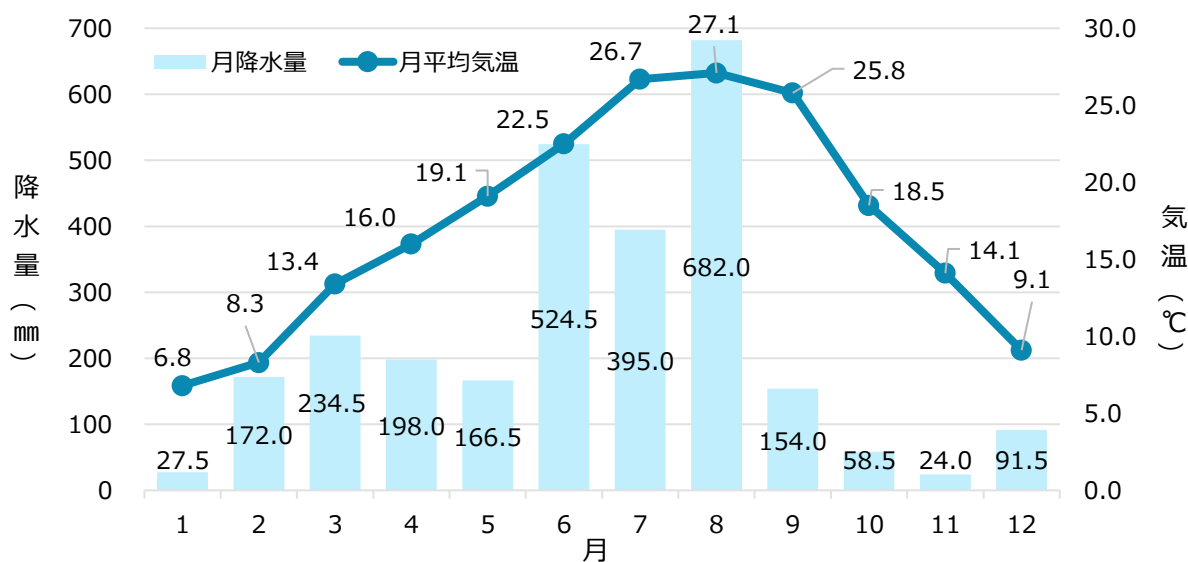


図2-1 日向市の位置図

(2) 気候

本市の気候は温暖で、年間平均気温は約17℃と、降雪を見ることはほぼありません。年間降水量は2,000mmを超えている一方で、日照時間も2,000時間を超えるなど、晴天に恵まれています。



出典：気象庁 過去の気象データ

図 2-2 令和 5（2023）年の日向観測所における平均気温及び降水量

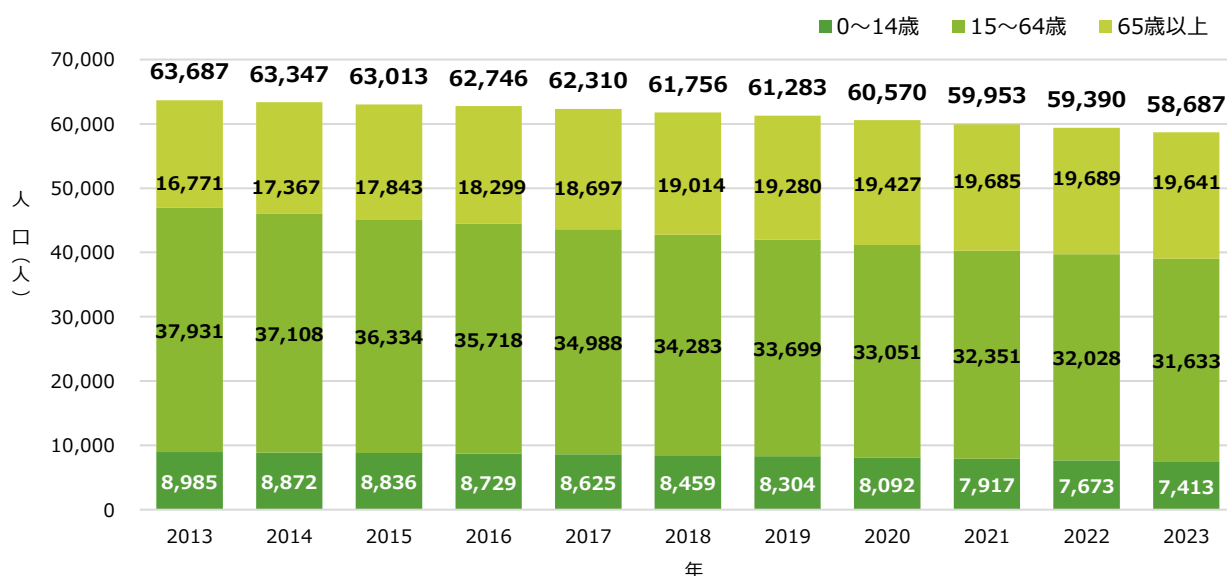
表 2-1 日向観測所における気象の推移

項目	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
気温 (°C)	17.2	17.1	17.0	17.0	17.3
降水量 (mm)	3,134.5	2,392.0	3,353.5	2,672.5	2,728.0
日照時間 (h)	1,960.4	2,166.5	1,687.5	2,093.1	2,195.6

(3) 人口

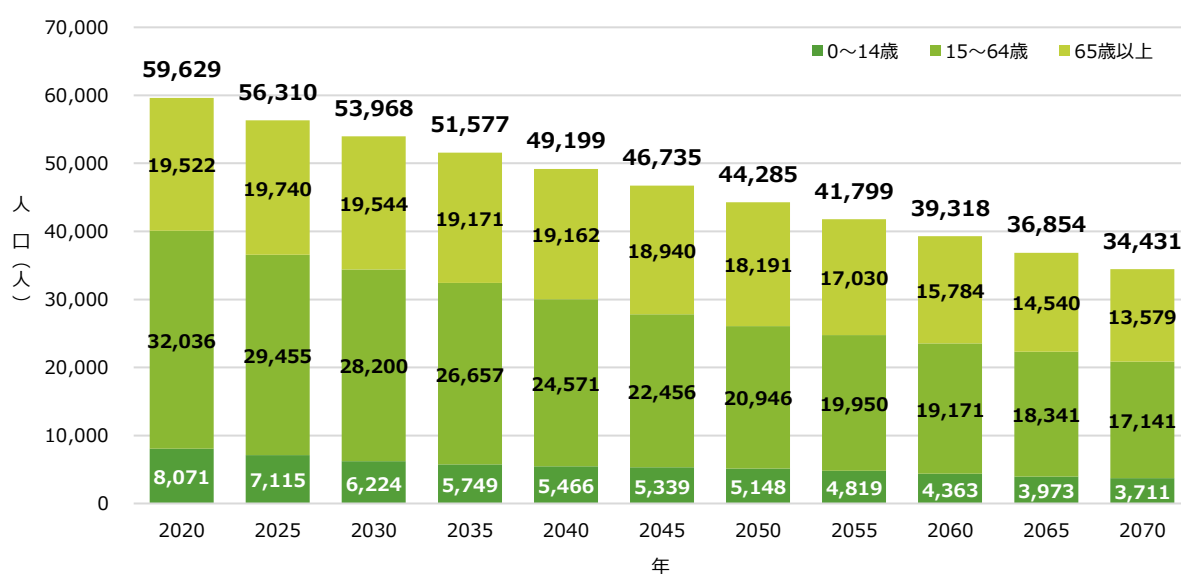
本市の人口は、緩やかな減少傾向にあります。年代別に人口の推移をみると、65歳以上の人口増加に対し、0～64歳の人口は減少傾向にあり、特に0～14歳の年少人口は平成25（2013）年から令和4（2022）年の10年間で17.5%の減少率になっています。

さらに、日向市独自推計による人口の将来推移では、今後、人口減少及び少子高齢化が進み、令和32（2050）年の65歳以上の高齢化率は41.1%となることが予測されています。



住民基本台帳（各年 1 月 1 日時点）のデータを基に作成

図 2-3 日向市の人口推移

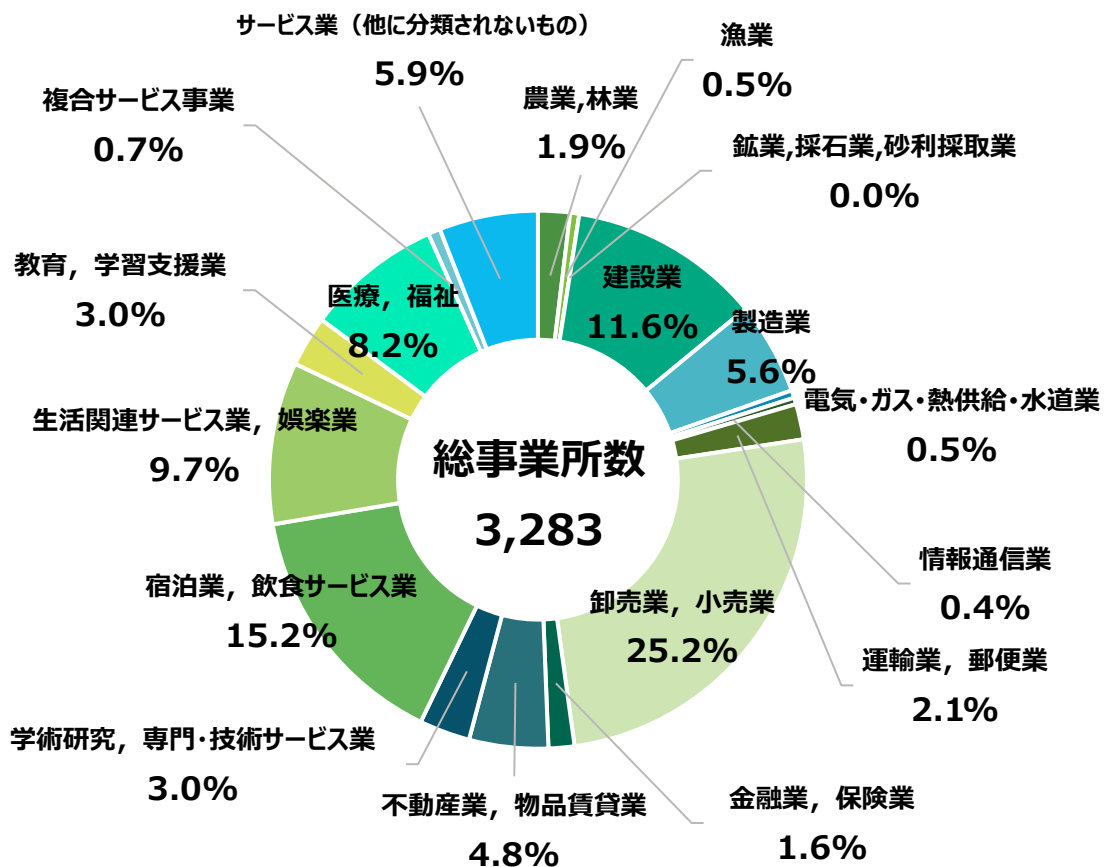


出典：令和 6（2024）年「日向市人口ビジョン」

図 2-4 日向市の人口将来推計（日向市独自推計）

1-2 産業

経済センサス活動調査によると、本市には3,283の事業所があり、卸売業、小売業が最も多く25.2%、次いで宿泊業、飲食サービス業が15.2%、建設業が11.6%、生活関連サービス業、娯楽業が9.7%となっています。



令和3(2021)年経済センサス活動調査のデータを基に作成

図2-5 日向市の業種別事業所割合

(1) 商工業

本市は、宮崎県北部の経済、文化を担う港湾工業都市です。細島4区工業団地に隣接する重要港湾細島港は、古くから海上交通の要衝として、また日向延岡地区新産業都市の中核地として重要な役割を担っており、韓国や中国などへの定期コンテナ航路を運行するなど、国際貿易港として発展を続けています。

製造業、加工業等については、令和6(2024)年3月時点で27事業所と公害防止協定を締結しており、事業所周辺の環境保全に努めています。

また、小売店舗については、騒音を発生させる空調室外機等を特定施設に設置する際には届出を義務付けており、施設周辺の環境への配慮に取り組んでいます。

（２）農業

本市では、主食用の米をはじめ、千切用の大根、きゅうり、ミニトマトなどの野菜や温州みかん、マンゴー、本市発祥のへべすなどの果樹、シキミ、ユリなどの花きが栽培されています。

また、畜産業では、肉用牛、養豚、ブロイラーや採卵鶏などの養鶏が営まれています。本市の農業産出額（令和3（2021）年農林水産省推計）は約275億円で、宮崎県全体（約3,478億円）の7.9%を占め、県内市町村では都城市、小林市、宮崎市に次いで4番目となっています。内訳として耕種部門が8.3%、畜産部門が91.7%となっています。特にブロイラーは、本市農業産出額の82.4%を占め、全国第一位の産出額となっています。

農業経営によって排出される廃ビニールや廃ポリフィルムなどについては、不法投棄や屋外焼却を防止するため「日向市農業用廃プラスチック適正処理対策推進協議会」による定期的な収集活動を継続して行うことで、適正処理の推進に取り組んでいます。

また、家畜排せつ物については、「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」において一定規模を超える農家は保有する堆肥化施設や浄化処理施設又は業者への委託により適正に処理することが規定されています。

（３）林業

本市は、総面積の75.8%を森林が占めており、そのうち92.2%が民有林となっています。民有林の55.3%が人工林であり、標準伐期齢以上に達した森林面積が79.1%となるなど、森林資源として本格的な利用段階に入っています。

森林の持つ公益的機能を維持し、森林資源を将来にわたって安定的に供給し続けるため、林道等の路網の整備及び高性能林業機械の導入による森林整備の効率化・低コスト化を図るとともに、持続可能な森林・林業・木材産業を確立していく必要があります。

（４）水産業

①海面漁業

本市の沿岸域は、魚介類の生育の場となる岩礁が少ないことから、これまで漁礁の設置や魚介類の放流等を行い、水産資源の増殖の取組を行ってきました。

しかしながら、台風や豪雨等による土砂や流木の流入、藻場の消失等は、水揚高にも大きく影響を及ぼします。このため、稚魚や稚貝の放流、魚介類の生育の場となる藻場の造成、漁礁等の設置による生産基盤の整備を図る必要があります。

また、燃油や資材等のコストの上昇、漁業就業者の減少や高齢化、後継者不足への対応も求められています。

②内水面漁業

塩見川、耳川、石並川の主要河川を管理する4つの内水面漁業協同組合により、魚介類放流による水産資源の保護増殖、河川清掃やアユの産卵場造成等が行われ、市民に釣りや水遊びを楽しむ憩いの場を提供しています。しかしながら、近年は台風等による土砂崩れや河川の氾濫、樹木の伐採による雑木や土砂の流入等がみられ、河川環境の悪化とともに、海面における魚介類の生育等にも大きな被害が及んでいます。

また、漁業従事者の高齢化や後継者不足により、内水面漁業協同組合の組合員数は減少しています。

1-3 公共交通機関

本市の交通状況は、市内の南北を東九州自動車道及び国道１０号が縦断し、宮崎市方面及び延岡・大分方面と接続しています。

また、国道３２７号や国道４４６号が中山間地域の基幹道路として整備されており、市中央部に位置する東九州自動車道の日向ＩＣは、国道３２７号バイパス線等を通じて国道１０号や国道３２７号と結ばれています。

本市の広域交通手段として鉄道（ＪＲ九州）や高速バスがあり、地域間を結ぶ幹線交通として路線バス（宮崎交通）が運行しているほか、市域内交通手段としては、デマンドタクシーの「乗合タクシーほそしま」や、コミュニティバス「ぷらっとバス」、乗合型デマンドバス「乗合バスなんぶ」等の市民バス各路線が運行しています。

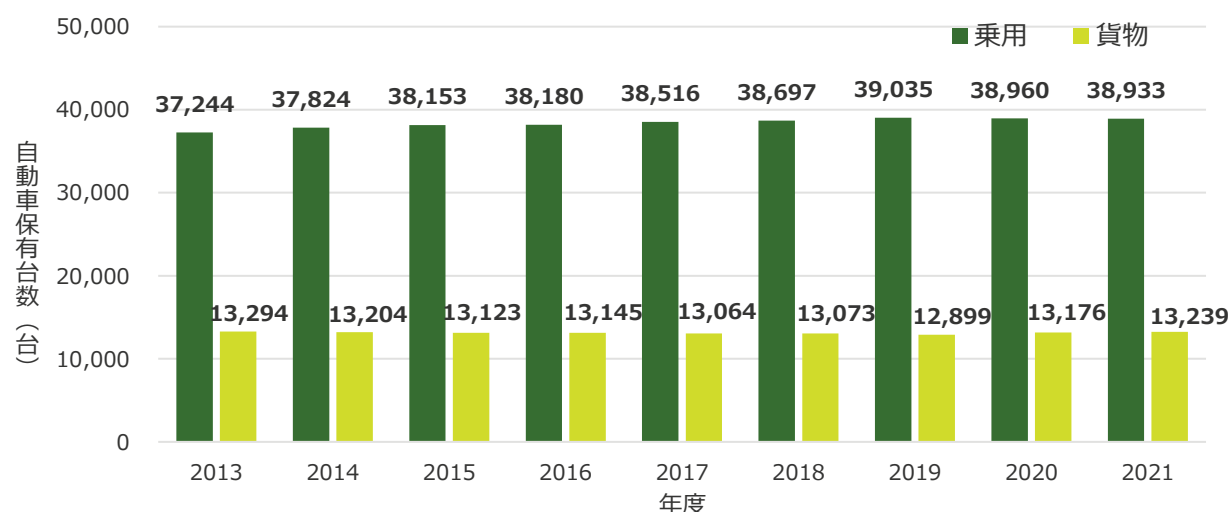


出典：日向市資料

図 2-6 日向市内公共交通マップ

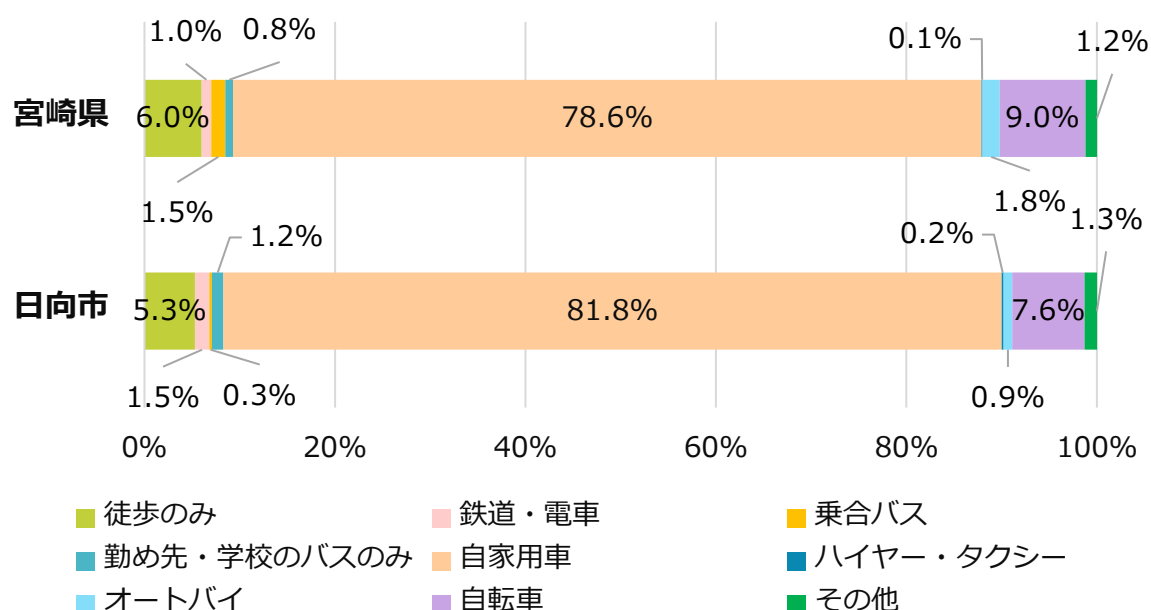
自動車保有台数については、乗用は微増しており、貨物は横ばいで推移しています。合計では、平成２５（２０１３）年度が５０,５３８台、令和３（２０２１）年度が５２,１７２台となっており、増加しています。

また、国勢調査によると、市民の代表交通手段は８１.８％が自家用車となっています。商業・教育施設などが多数立地する延岡市や、隣接する門川町へ通勤・通学する市民が多いことから、自動車は市民の重要な移動手段になっていることがわかります。



自動車検査登録情報協会「市区町村別自動車保有車両数」及び全国軽自動車協会連合会「市区町村別軽自動車車両数」のデータを基に作成

図2-7 自動車保有台数の推移



出典：令和2（2020）年国勢調査

図2-8 代替交通手段

1-4 水資源

上水道は、市民生活に欠かせない重要なライフラインであり、自然環境の汚染や災害時の危機管理などに対する市民の高い関心が寄せられています。そのため、水質の保全及び水量の安定的な確保は、水道事業における主要な課題となっています。

本市の水道水は、その大部分を耳川の表流水を原水として取水しています。良好な水質を維持するためには、周辺自治体と連携を強化し、森林の保全や水質汚濁の防止に努めることが重要です。

表 2-2 水道事業の状況推移

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
行政区域内人口(人)	59,632	58,973	58,454	57,884	57,120
給水区域内人口(人)①	56,093	55,538	55,058	54,583	53,934
給水人口(人)②	55,463	54,915	54,438	53,965	53,316
給水普及(%)③=②/①×100	98.88	98.88	98.87	98.87	98.85
配水能力(t)	42,300	42,300	42,300	42,300	42,300
一人一日平均給水量(ℓ/人/日)	346	351	349	346	344
有収率(%)	87.84	87.88	87.84	87.84	88.56

1-5 生活排水

生活排水処理施設は、市民が快適に生活を送るために必要な施設であるとともに、まちに潤いをもたらす川や海等の水環境の水質を良好に保全するために重要な役割を担っています。

本市では、公共下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽により、地域の状況に応じた生活排水対策を推進しています。

(1) 公共下水道

本市では、昭和48年に公共下水道の整備に着手して以降、年次的に事業区域の拡大を図り、現在では、事業計画区域877haで整備を進めており、令和5(2023)年度末での普及率は59.5%となっています。

今後も継続して公共下水道が果たす役割について啓発活動を行い、公共下水道への接続を推進する必要があります。

表 2-3 公共下水道事業の状況推移

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
行政区域面積(ha)	33,694	33,695	33,689	33,689	33,689
事業計画区域面積(ha)	875.0	875.0	875.0	875.0	877.0
污水处理区域面積(ha)	836.9	844.7	848.8	856.6	865.0
行政区域内人口①(人)	60,900	60,241	59,598	59,028	58,264
処理区域内人口②(人)	35,046	35,265	34,984	34,786	34,694
普及(%)③=②/①×100	57.5%	58.5%	58.7%	58.9%	59.5%

(2) 農業集落排水施設

本市では、山陰地区、秋留地区、美々津地区に農業集落排水施設を整備しています。農業用水の水質保全や農業用排水施設の適正な機能維持、農村における生活環境の改善のほか、公共用水域の水質保全を図るため、農業集落排水施設への接続を推進する必要があります。

表 2-4 農業集落排水事業の状況(令和5(2023)年度末現在)

項目	山陰地区	秋留地区	美々津地区
処理区域面積	98.4 ha	21.0 ha	98.8 ha
年間総処理水量	129,745 m ³ /年	67,812 m ³ /年	42,630 m ³ /年
水洗トイレ設置済み人口	1,010 人	682 人	425 人

(3) 合併処理浄化槽

公共下水道や農業集落排水施設の整備を進めている地域以外では、生活排水が排水路を経由して河川に流入されている地域もあることから、合併処理浄化槽の設置を推進する必要があります。

表 2-5 浄化槽設置整備事業の状況(単位：件)

項目	平成30年度以前	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
5人槽	2,432	50	12	6	12	12
6～7人槽	1,372	13	4	1	1	1
8～10人槽	286	1			1	1
11～20人槽	13					
21～30人槽	15					
31～50人槽	8					
累計	4,126	64	16	7	14	14

2 生活環境

2-1 公害苦情件数

公害は、市民生活に密着した問題であり、良好な生活環境を保全する上で重要な課題となっています。

本市における公害苦情の近年の傾向としては、近隣関係による苦情が増加しており、地域別でも住宅、農地、事業所が混在する住居地域においての相談が多く寄せられています。

また、種類別に見ると、大気汚染と悪臭に関しては廃棄物の屋外焼却による苦情が多く、その他では空き地や樹木の適正管理、廃棄物の不法投棄に関する苦情が多くなっています。

表 2-6 苦情件数の推移(単位：件)

種類	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
大気汚染	18	8	2	1	0
騒音	13	10	12	8	8
振動	0	2	1	0	1
悪臭	12	17	27	19	26
水質汚濁	1	0	0	2	2
その他	62	85	36	51	92
合計	106	122	78	81	129

2-2 大気

大気汚染の監視体制は、県が市内3か所（大王谷学園初等部、市立図書館、細島公民館跡地）に測定局を設置して観測を行っており、令和5（2023）年度観測結果では、二酸化硫黄は大王谷小学校、市立図書館において環境基準未達成となり、二酸化窒素については全測定局で環境基準を達成しています。

浮遊粒子状物質については、1測定局（市立図書館）で観測を行っており、第2次日向市環境基本計画策定以降、環境基準を達成しています。

光化学オキシダントについては、2測定局（大王谷学園初等部、細島公民館跡地）で観測を行っており、いずれも環境基準を達成できない時間がありました。

また、微小粒子状物質（PM_{2.5}）については、県が平成28（2016）年度から1測定局（市立図書館）で観測を行っており、環境基準を達成しています。

これらの観測結果から、本市の大気はおおむね良好な状況が保たれています。



出典：独立行政法人 環境再生保全機構

図 2-9 光化学オキシダントの発生の仕組み

2-3 騒音、振動

騒音苦情の主な発生源は、建設や解体作業、金属や木材製品の製造過程によるもののほか、近年では家庭からの生活騒音によるものも増加しており、この苦情の中には、法律や条例による規制の対象とならない場合も多いため、市民一人一人が工夫や気配りをして、良好な隣人関係をつくることも大切です。

また、自動車騒音については、本市の主要幹線道路である国道10号や、一部の県道の定められた区間を年次的に監視していますが、車線数の不足や交通量の増加により環境基準を達成していない区間や時間帯があります。

振動苦情の主な発生源は、建設や解体作業で生じたものであり、建設作業等で発生する振動の規制については、「振動規制法」に基づき、作業時間などの規制を行っています。

2-4 悪臭

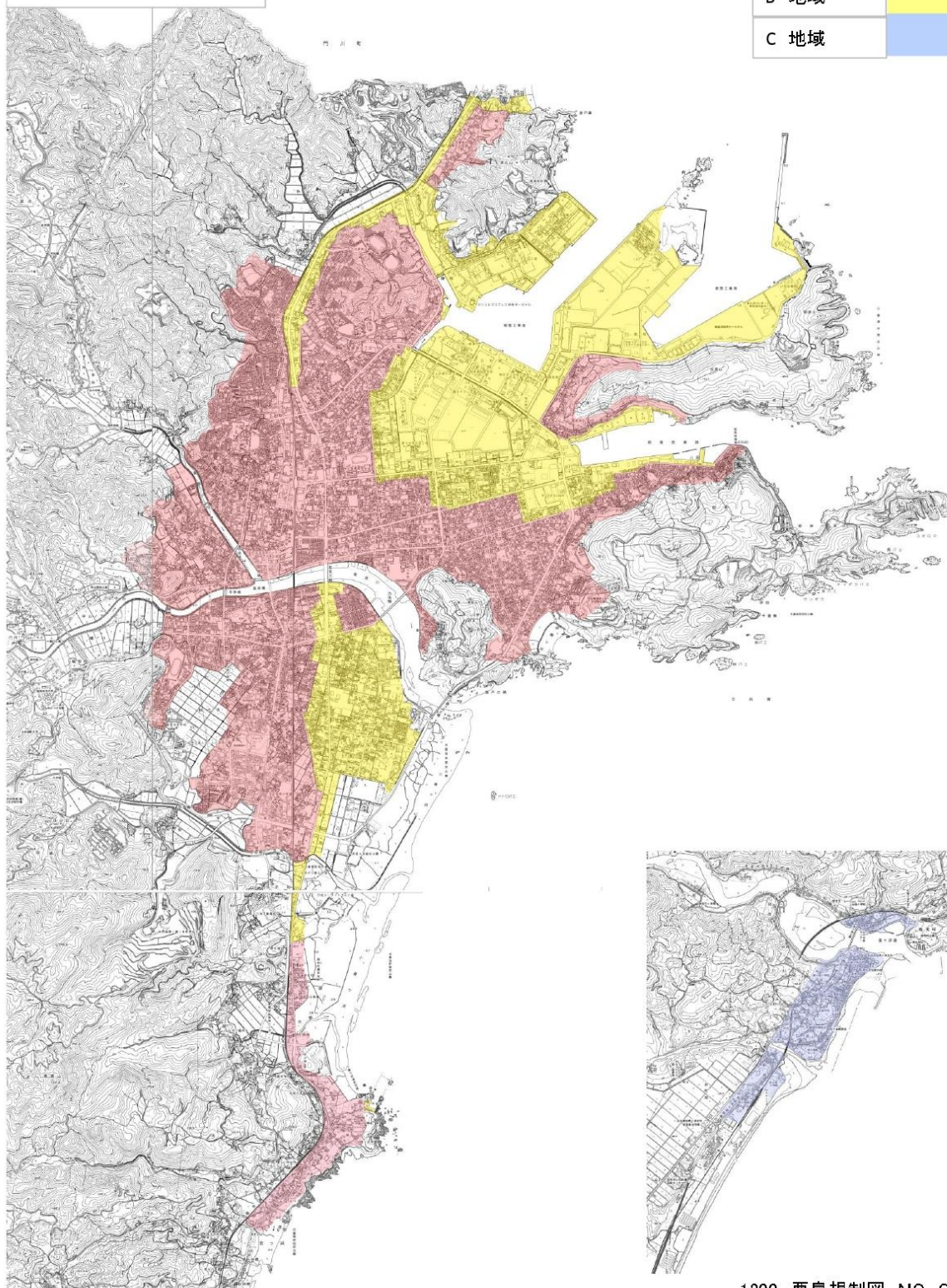
悪臭は、人に不快感を与える感覚的なものが中心となり、個人差はあるものの、長時間連続して繰り返されると心理的な影響を及ぼすこともあります。

悪臭苦情の主な発生源は、家畜の飼育や食品の製造、加工などによるもののほか、廃棄物の屋外焼却によるものがあり、近年では農畜産業（鶏舎等）による苦情が多く寄せられています。

悪臭の規制は、「悪臭防止法」による規制地域を指定し、本市が工場や事業所などへの立入調査による指導のほか、規制地域以外であっても、必要に応じて監視や指導を行っています。

日向市
悪臭規制区域

A 地域	
B 地域	
C 地域	



1300 悪臭規制図 NO. 0

出典：日向市ホームページ

図 2-10 日向市悪臭規制区域

表 2-7 悪臭防止法と用途地域

用途地域	備考	規制区域
第一種低層住居専用地域	低層住宅の良好な住居環境を保護（閑静な住宅街）	A 地域
第二種低層住居専用地域	主に低層住宅の良好な住居環境を保護（コンビニ等はある）	
第一種中高層住居専用地域	中高層住宅の良好な住居環境を保護（5F以下マンション等）	
第二種中高層住居専用地域	主に中高層住宅の良好な住居環境を保護（中高層マンション等）	
第一種住居地域	住居の環境を保護（一戸建てと中高層マンションが混在）	
第二種住居地域	主に住居の環境を保護（第一種住居＋事務所やパチンコ屋）	
準住居地域	道路の沿道として調和した住居環境を保護（住宅＋道路沿い大型スーパー）	
近隣商業地域	日用品の供給を行うなど利便を増進（住宅地近隣の商店街）	B 地域
商業地域	主に商業その他利便を増進（繁華街）	
準工業地域	主に環境悪化のおそれのない工業の利便を増進（工場は多いが危険はない）	C 地域
工業地域	主に工業の利便を増進（工場ばかりだが住居も少し存在）	
工業専用地域（一部緩衝地域）	工業の利便を増進（臨海工業地帯など）	
区域外の一部		

表 2-8 特定工場等の規制区域の区分

A 地域	良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区及び域住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域 臭気強度 2.5
B 地域	住居の用にあわせて商業・工業等の用に供されている区域であって、その区域の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域 臭気強度 3
C 地域	指定区域のうち、A、B以外の地域 臭気強度 3.5

表 2-9 臭気強度と臭気指数と臭気濃度の関係

臭気強度※1	臭気濃度※2	臭気指数※3
2.5	10.0～31.6	10～15
3	15.9～63.1	12～18
3.5	25.1～125.9	14～21

※1：臭気強度…人間の感覚を6段階で数値化したもの

（臭気強度 0：無臭、1：やっと感知できる臭い（検知閾値濃度）、2：何のにおいであるかわかる弱いにおい（認知閾値濃度）、3：楽に感知できるにおい、4：強いにおい、5：強烈なにおい）

※2：臭気濃度…臭いがわからなくなった濃度を1とし、何倍に希釈したかで臭気の濃度を示したもの

※3：臭気指数…臭気濃度を人間の感覚に近づけるために、臭気指数＝ $10 \times \log$ （臭気濃度）で求められた数字

2-5 水質

(1) 海域の水質

海域の水質については、県が細島港周辺において定期的に水質調査を行っており、海域の水質汚濁を示す代表的な指標であるCOD（化学的酸素要求量）については、全測定地点で環境基準を達成しています。

表2-10 細島港周辺のCODの経年変化(日間平均の75%値)(単位：mg/L)

測定地点	環境基準 の種類	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
細島工業港 出入口	B 類型	1.7	1.8	1.4	1.6	1.3
細島工業港 竹島乙島中央	B 類型	1.6	1.8	1.3	1.6	1.4
細島商業港	B 類型	1.7	1.8	1.3	1.4	1.5
細島商業港 出入口(尾末湾)	A 類型	1.6	1.8	1.1	1.3	1.4

※環境基準：A 類型は2mg/L 以下、B 類型は3mg/L

(2) 河川の水質

河川の水質については、本市が市内を流れる17河川（支流を含む。）29か所で水質調査を行っています。

河川の水質汚濁を示す代表的な指標であるBOD（生物化学的酸素要求量）については、全測定地点で環境基準を達成しています。

大腸菌群数については、測定地点によって環境基準を達成できない季節があり、全窒素、全リンについては、季節によって若干の変動はありますが、経年的にはおおむね環境基準を達成しています。

また、ダイオキシン類については、本市が土壌5か所、河川6か所で調査を行っており、全測定地点で環境基準を達成しています。

本市の河川は、おおむね良好な水質を維持しており、水質の保全を図るため、今後も水質汚濁の主な原因である生活排水や産業排水対策を継続して推進する必要があります。

表2-11 主な河川のBODの推移(平均値)(単位：mg/L)

河川名	測定地点	環境基準 の種類	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
亀崎川	亀崎橋	B	0.5 未満	0.5	0.6	0.5 未満	0.5 未満
	新開橋	B	0.5 未満	1.2	1.4	2.6	0.8
塩見川	瀬ノ口橋	A	0.5 未満	1.8	0.6	0.5 未満	0.5 未満
	大瀛橋	A	0.5 未満	0.8	0.8	0.9	0.5 未満
耳川	福瀬大橋	A	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	0.5	0.5 未満

	耳川大橋	A	0.5 未満	0.5 未満	0.6	0.5 未満	0.5 未満
	立磐神社横	A	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満
石並川	上石並橋下	A A	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満
	石並橋上流	A A	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満
小丸川	尾鈴橋	A A	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満
坪谷川	天神橋	A	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満
	新羽坂橋	A	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満

※環境基準：A A 類型は 1 mg / L 以下、A 類型は 2 mg / L 以下、B 類型は 3 mg

2-6 廃棄物、リサイクル

(1) 廃棄物

本市のごみの総排出量は、市民、事業者、行政が一体となった取組により減少傾向にあります。このため、家庭用生ごみ処理器の貸与等の各種制度の普及、啓発活動に努めながら家庭から出る燃やせるごみの約半分を占める生ごみの減量化等、更なるごみの総排出量の削減に向けた取組を推進します。

また、ごみの不法投棄、屋外焼却、ごみ集積所への違反ごみの排出等、ごみの不適正な処理が後を絶たないことから、不法投棄の巡回パトロールの実施、ごみを不適正に処理した原因者の特定及び啓発活動を強化する必要があります。

さらに、在宅医療廃棄物やごみ出しが困難な世帯への支援の更なる充実が必要です。

表 2-12 ごみ・資源物の排出量の推移(単位：t)

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
燃やせるごみ	16,840	16,540	16,631	16,469	15,650
燃やせないごみ	1,208	1,375	1,293	1,206	1,155
資源物	3,493	3,416	3,291	3,246	2,969
合計	21,542	21,331	21,216	20,921	19,773
一人一日当たりのごみ排出量(g)	963	962	968	983	936
最終処分場埋立量	2,136	2,226	2,155	2,134	1,971

※一人一日当たりのごみ排出量は、当該年度10月1日付けの住民基本台帳人口(外国人人口を含む。)を基に算出

表 2-13 家庭用生ごみ処理器の貸与状況

種類	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
コンポスト容器(基)	51	91	44	33	56
EMバケツ(個)	27	15	11	7	8
生ごみカラット(個)	2	4	1	1	2

(2) リサイクル

本市の資源化量とリサイクル率は減少傾向にあります。要因としては、近年の紙媒体から電子媒体への移行に伴うペーパーレス化、容器包装の素材の軽量化、ガラス瓶の他素材への変更等が進んでいることが考えられます。

家庭の燃やせるごみの中には分別が不十分なものも多く、紙類を中心に資源物の混入も見受けられることから、更なるごみの減量化と資源化を向上させるため、出前講座や戸別訪問等の啓発活動を推進する必要があります。

表 2-14 資源化量の推移(単位：t)

品目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
古紙類	1,688	1,567	1,488	1,449	1,308
古布類	297	308	290	268	251
あきびん	339	334	332	325	308
缶類	192	202	199	197	179
その他金属類	381	458	419	363	337
ペットボトル	173	180	180	180	188
プラ製容器包装	571	587	582	573	580
RPF（固形燃料）	331	360	400	397	359
草木類	186	182	150	185	100
合計	4,160	4,179	4,042	3,939	3,611
リサイクル率（％）	19.31	19.59	19.05	18.83	18.26

3 都市環境

3-1 土地利用

本市では、昭和初期から土地区画整理事業を活用した面整備に取り組んだ結果、市街化区域では公共施設の整備と合わせた良好な住環境の創出が図られてきました。

しかしながら、少子高齢化や人口減少により、都市部をはじめ、郊外部においても空き地や空き家が増加、点在する「スポンジ化」が顕著となってきており、人口密度の低下により、自治会区等による地域コミュニティも低下を招くことや生活する上で必要となる商業、医療等のサービス低下が懸念されています。

このような背景を踏まえ、一定の人口、集落規模が持続され、生活に必要な公共交通や様々なサービス施設の維持を図るため、市街地と郊外部の生活拠点が互いに連携する「コンパクト・プラス・ネットワークの実現」に向けた都市形成のための土地利用を推進する必要があります。

表 2-15 都市計画区域の推移

区 分	令和元年度		令和5年度	
	面積 (ha)	割合 (%)	面積 (ha)	割合 (%)
第1種低層住居専用地域	203	0.6	203	0.6
第1種中高層住居専用地域	74	0.22	74	0.22
第2種低層住居専用地域	0	0	0	0
第2種中高層住居専用地域	145	0.43	145	0.43
第1種住居地域	274	0.81	274	0.81
第2種住居地域	246	0.73	246	0.73
準住居地域	34	0.1	34	0.1
近隣商業地域	79	0.23	79	0.23
商業地域	73	0.22	73	0.22
準工業地域	228	0.68	228	0.68
工業地域	74	0.22	77	0.23
工業専用地域	301	0.89	306	0.91
小 計	1,731	5.14	1,739	5.16
市街化調整区域	3,374	10.02	3,366	9.99
合 計	5,105	15.15	5,105	15.15
都市計画区域外	28,584	84.85	28,584	84.85
日向市全体	33,689	100	33,689	100

3-2 公園

(1) 都市公園

公園や緑地は、良好な住環境を確保し、日常生活におけるスポーツやレクリエーション等の場を提供するとともに、災害時における避難場所となるほか、優れた景観形成の場でもあります。

本市における市民一人あたりの公園面積は、21.08㎡/人(令和5(2023)年度末)であり、国土交通省の都市公園法運用指針で「10㎡以上」と定められている住民一人あたりの都市公園面積の標準を上回っています。

本市の管理する都市公園数は、令和5(2023)年度末時点で69か所(総面積 120.4ha)となっています。一部の公園は、その管理を自治会に委託していますが、利用者が安全で快適に利用するために、今後も市民と連携して維持管理する必要があります。

表 2-16 都市公園の整備状況と整備計画

都市公園の種類		令和元年度末			令和5年度末		
		箇所	面積 (ha)	人口一人 当たり面積※ (㎡/人)	箇所	面積 (ha)	人口一人 当たり面積※ (㎡/人)
住 区 基幹公園	街区公園	60	15.9		60	15.9	
	近隣公園	3	3.7		3	3.7	
	小計	63	19.6	3.29	63	19.6	3.43
都 市 基幹公園	総合公園	1	24.1		1	24.1	
	運動公園	1	52.5		1	52.5	
	小計	2	76.6	12.85	2	76.6	13.41
緩衝緑地等	特殊公園						
	風致公園	2	12.5		2	12.5	
	墓地公園	1	8.9		1	8.9	
	都市緑地	1	2.8		1	2.8	
	小計	4	24.2	4.06	4	24.2	4.24
合計		69	120.4	20.2	69	120.4	21.08

※人口一人当たり面積は、令和2(2020)年4月1日の人口59,632人、令和6(2024)年4月1日の人口57,120人で算出

(2) 農村公園、森林公園、自然公園

農村公園及び森林公園は、農村地域における市民の憩いの場として7か所が整備されています。

自然公園は、日豊海岸国定公園(586ha)が指定されており、優れた自然の景勝地を保護するとともに、観光やレクリエーションの場となっています。

利用者が安全で快適に利用するために、今後も適正に維持管理する必要があります。

3-3 景観

本市は、平成18（2006）年度に景観行政団体となり、市民や地域と連携した良好な景観づくりや花と緑あふれるまちづくりなど、景観の保全と形成に向けた取組を推進しています。

また、事業者に対して、太陽光発電や風力発電などの施設が景観を阻害することがないように、事業を行う際には事前の届出を求めるなど、景観の保全に配慮した施設整備についての理解促進に努めています。

景観の形成には時間を要するため、市民の景観づくりへの認識を深め、長期的な景観づくりに取り組む必要があります。

（１）自然景観

本市の東部は、黒潮の流れる太平洋に面しており、柱状岩によるリアス海岸の「日向岬」、日本の渚百選に選ばれた白砂青松の「お倉ヶ浜」、日本の快水浴場百選に選ばれた「伊勢ヶ浜」等を有する風光明媚な海岸線は、本市を代表する景観資源となっています。

また、西部の九州山地から連なる山々の麓では、自然と共生する里山が広がっています。

（２）歴史、文化景観

市内には、歴史的な建造物等が多く点在しており、往時をしのばせる旧跡が残されています。

特に国の重要伝統的建造物群保存地区である美々津地区や、古い歴史を持つ港町の細島地区では、江戸時代から水運の要衝として栄えた歴史を感じさせる景観が形成され、廻船問屋「河内屋」跡などの文化価値の高い建物や妙国寺庭園等の貴重な景観資源があります。平成27（2015）年9月には、美々津地区において、初代天皇である神武天皇ゆかりの地を巡るコースが「新日本歩く道紀行100選」に選ばれ、ウォーキング愛好家や歴史愛好家をはじめ、子供から大人まで楽しまれています。

東郷地区では、各地に寺社や祠、地蔵が自然と一体になった姿で点在し、昔ながらの農村景観を形成しています。

また、国民的歌人である若山牧水は坪谷地区で生まれ、その生家は県指定文化財として保存されています。



出典：日向市

図2-11 廻船問屋「河内屋」跡（左）、若山牧水生家（右）

(3) 都市景観

古くから日向入郷地域の玄関口として栄えてきた中心市街地では、鉄道関連について唯一の国際的なデザインコンペティションである「ブルネル賞」を受賞したＪＲ日向市駅を中心として駅前広場、交流広場、街路等の都市景観が形成されています。

平成２５（２０１３）年４月には、「日向市まちなみ色彩ガイドライン」を設け、建築物等の色彩についてのルールを設定し、隅々にまで温かさや心づかいが感じられる景観づくりを目指しています。

また、民間の店舗等においては、地区計画を導入して景観誘導を行っており、民有空間と公共空間が一体となった良好な都市空間の形成を目指しています。

(4) 花と緑あふれるまちづくり

本市では、環境美化に対する市民意識の高揚を図り、花のあふれるまちづくりを推進するため、市民等が公共花壇の里親となって美化活動を行う「公共花壇アダプトプログラム制度」を実施しており、２０箇所の公共花壇のうち、６団体が６箇所を管理をしています。

表 2-17 公共花壇アダプトプログラム制度現況(令和 6（2024）年 10 月現在)

花壇名	里親名
塩見大橋北詰公共花壇	日向地区造園緑地協同組合
大王谷憩いの広場花壇	癒しの四季彩づくりグループ 大王さくら会
道の駅とうごう交差点協働花壇	東郷まちづくり協議会
本町児童遊園公共花壇	株式会社 水道アセットサービス
松ヶ迫団地入口公共花壇	日向造園緑花組合
伊勢ヶ浜交差点公共花壇	株式会社西の丸一善の会

4 自然環境

4-1 河川、水辺

本市の海岸線の大部分は、日豊海岸国定公園に指定されており、柱状岩によるリアス海岸の日向岬、海水浴場やサーフスポットとして市民に親しまれている、伊勢ヶ浜、お倉ヶ浜、金ヶ浜などの砂浜があります。

また、河川は、一級河川の小丸川と渡川、二級河川の耳川や塩見川など20本、普通河川の鳥川や大谷川など119本あります。

これらの水辺空間は、市民生活に憩いとやすらぎを与える場であるとともに、多様な生物の生息、生育環境としても重要です。近年、公共下水道等の整備により水質の浄化が図られており、河川環境を保全するために、水質浄化の対策を継続して推進する必要があります。

さらに、関係機関と連携して海岸漂着物やごみの不法投棄への対策、河川改修事業等の治水対策を推進する必要があります。

4-2 動植物

本市の西部の山間部では、国指定特別天然記念物のカモシカの生息が確認されています。

本市の海岸部では、希少な渡り鳥であるコアジサシが確認されているほか、世界的にも生息数が減少しているアカウミガメは、その産卵地も含め、県の天然記念物として指定されています。河川では、県指定希少野生動植物のアカメが確認されています。

また、権現崎の照葉樹林と福瀬神社のハナガガシ林が県の天然記念物に指定されています。

このように、本市では希少な野生動植物の生息、生育環境が残されており、今後もこの環境の保全に努める必要があります。

また、近年、本市の一部の沿岸では、特定外来生物のハイイロゴケグモやスウィンホーキノボリトカゲの生息が確認されています。

ハイイロゴケグモは、平成24（2012）年に細島港周辺で発見されており、市内での生息が確認されています。屋外の風雨にさらされにくい場所に巣を作ることが多く、令和5（2023）年度は幸脇地区で発見され、周囲を調査し駆除しました。

表 2-18 ハイイロゴケグモの発見件数※（単位：件）

令和3年度	令和4年度	令和5年度
3	3	1

※環境政策課が報告等を受けて、実際に生息が確認された件数

スウィンホーキノボリトカゲは、平成27（2015）年に牧島山周辺で発見されました。生物体系の維持及び生息拡大防止を目的に、令和3（2021）年度から環境省の補助事業で外来生物の防除を実施しています。

表 2-19 スウィンホーキノボリトカゲの防除数（単位：体）

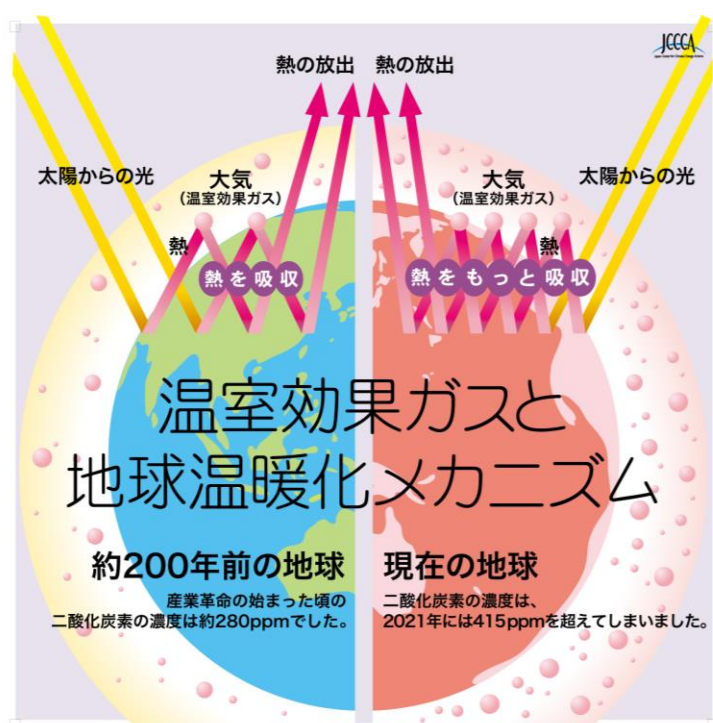
令和3年度	令和4年度	令和5年度
297	1,424	2,172

5 地球環境

地球環境は、18世紀半ばの産業革命以降、急激に人々の活動が拡大した結果、様々な問題が現れるようになりました。

近年では、地球温暖化や大気汚染、生物多様性の減少など、世界規模での環境問題が深刻化し、私たちの身近な環境にも大きな影響を及ぼしています。

特に地球温暖化は、将来、自然や人間社会に深刻な影響を及ぼすことが予想されています。このため、国家レベルだけでなく、地方においても市民、事業者、行政が一体となって社会経済システムや個人のライフスタイルの見直しまでも視野に入れた包括的かつ計画的な取組を推進する必要があります。



出典：全国地球温暖化防止活動推進センター

図 2-12 温室効果ガスと地球温暖化メカニズム

■ 地球温暖化の現状

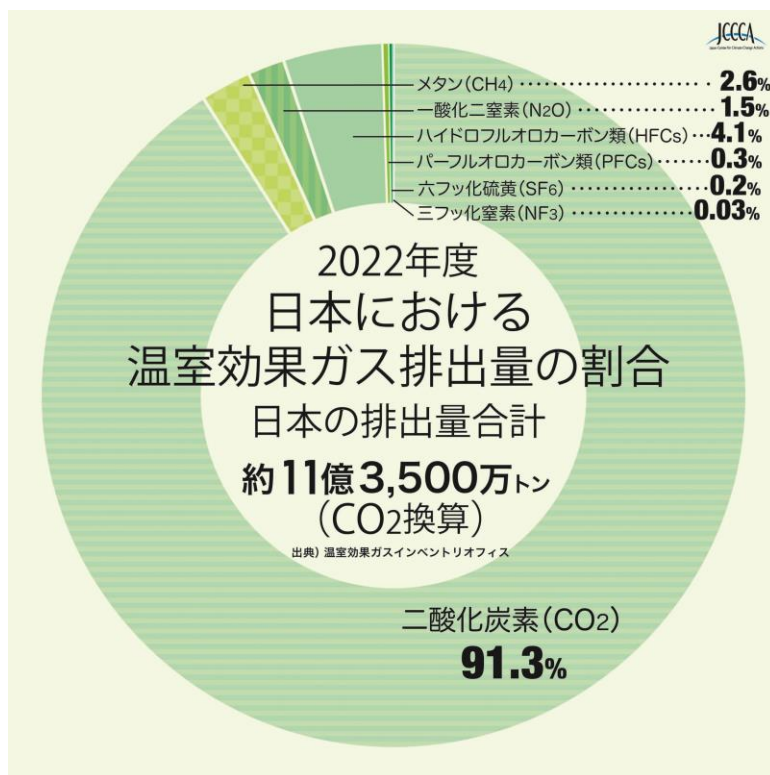
地球温暖化とは、大気中の二酸化炭素やメタン等の温室効果ガスの濃度が上がり、地球表面の大気や海洋の平均温度が長期的に上昇する現象をいいます。地球規模で気温が上昇すると、海水の膨張や氷河などの融解による海面上昇、気候変動による異常気象が頻発するおそれがあり、自然生態系や生活環境への影響が懸念されています。

I P C C（国連気候変動に関する政府間パネル）が令和3（2021）年8月に発行した第6次評価報告書第1作業部会報告書では、「人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がない」と述べられました。

世界平均気温は工業化前と比べて、平成23（2011）年～令和2（2020）年で1.09℃上昇したとしています。この観測値は過去10万年間で最も温暖だった数百年間の推定気温と比べても前例のないものであるとされています。

また、陸域では海面付近よりも1.4～1.7倍の速度で気温が上昇し、北極圏では世界平均の約2倍の速度で気温が上昇するとしています。

日本国内の温室効果ガス総排出量は、令和4年度に約11億3,500万トンであり、平成27（2015）年の国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）で採択されたパリ協定の規定による基準年である平成25（2013）年度と比べ約19%の減少となっています。



出典：全国地球温暖化防止活動推進センター

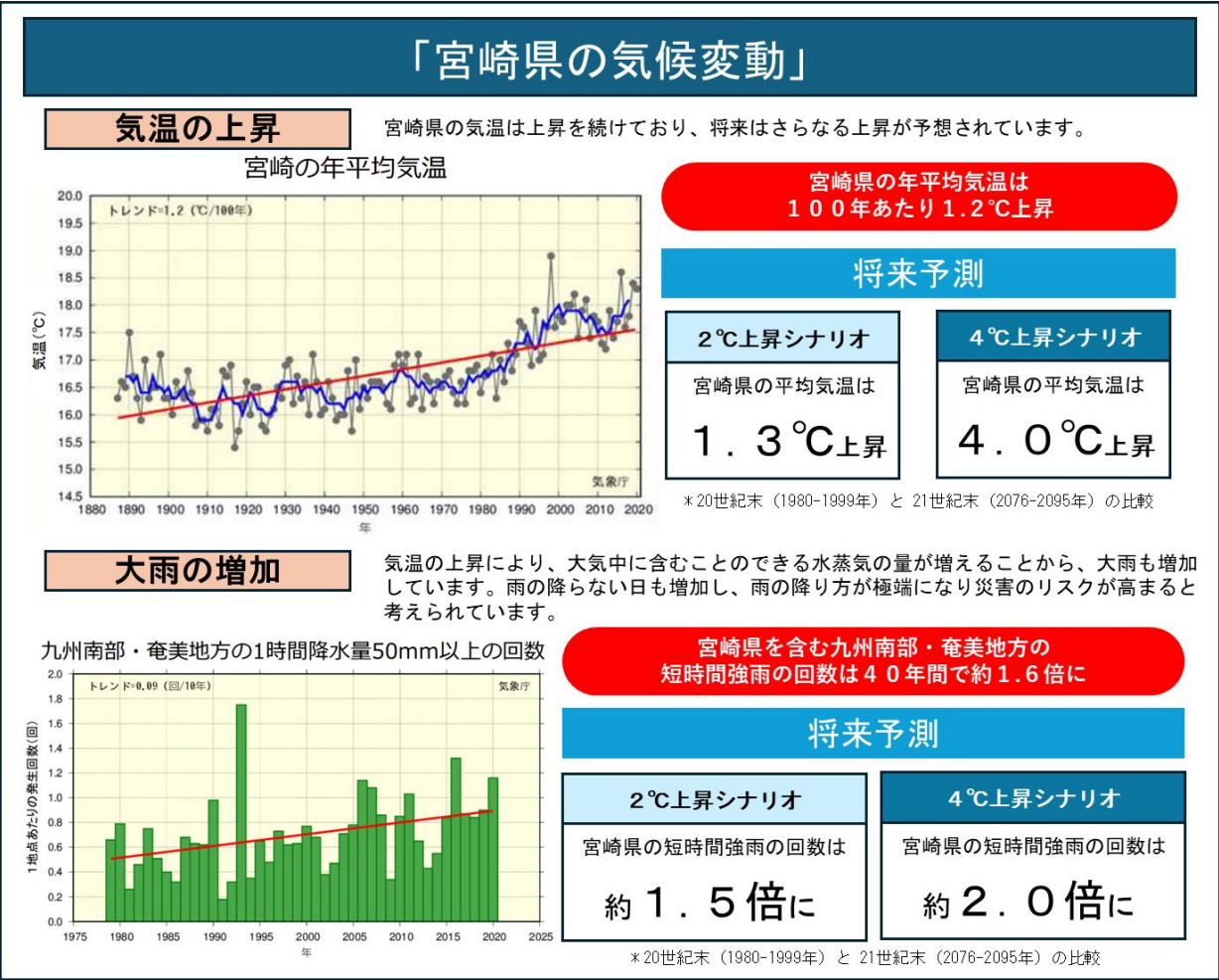
図2-12 日本における温室効果ガス排出量の割合

国は、令和3（2021）年4月に、「令和12（2030）年度において、温室効果ガス46%削減（平成25（2013）年度比）を目指すこと、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けること」を表明しました。

また、長期的な目標として「令和32（2050）年カーボンニュートラル」の実現を目指し、令和3（2021）年の第204回国会で成立した「改正地球温暖化対策推進法」では、令和32（2050）年カーボンニュートラルを基本理念として位置付けました。経済と環境の好循環を生み出し、令和12（2030）年度の目標に向けて力強く成長していくため、徹底した省エネルギーや再生可能エネルギーの最大限の導入、公共部門や地域の脱炭素化など、あらゆる分野で、でき得る限りの取組を進めることとしています。

また、県は「第四次宮崎県環境計画」において、基準年度である平成25（2013）年度比で令和12（2030）年度までに50%の温室効果ガスの排出削減という目標に向けた様々な取組を推進しています。

本市も市民生活や事業活動における省エネルギー活動、再生可能エネルギーの導入、ごみの発生抑制とリサイクルの推進などの温室効果ガスの大半を占める二酸化炭素の排出削減に向けた施策を推進し、地球温暖化の防止に貢献していく必要があります。



※ 2℃上昇シナリオ… 21世紀末の世界平均気温が工業化以前と比べて約2℃上昇。パリ協定の2℃目標が達成された世界を想定。

※ 4℃上昇シナリオ… 21世紀末の世界平均気温が工業化以前と比べて約4℃上昇。追加的な緩和策を取らなかった世界を想定。

宮崎地方気象台・福岡管区気象台「宮崎県の気候変動」を基に作成

図 2-13 宮崎県の気候変動

6 文化、教育

6-1 文化財

文化財は、市の歴史と文化を語るうえで欠かせないものです。本市の豊かな自然と人が触れ合いを保ち、良好な環境を保全、創造するためには、歴史的、文化的な遺産の活用を図ることが重要となります。

本市には、国3件、県15件、市64件の指定文化財と、1件の国選定文化財、また、3件の国登録有形文化財があります。

本市では、これらの文化財を生かしたまちづくりや、適正な保護などの取組を推進しています。

（１）国指定文化財

- ・名勝 「妙国寺庭園」
- ・特別天然記念物 「カモシカ」
- ・天然記念物 「日向岬の柱状節理」

（２）国選定文化財

- ・重要伝統的建造物群保存地区 「日向市美々津重要伝統的建造物群保存地区」

（３）国登録有形文化財

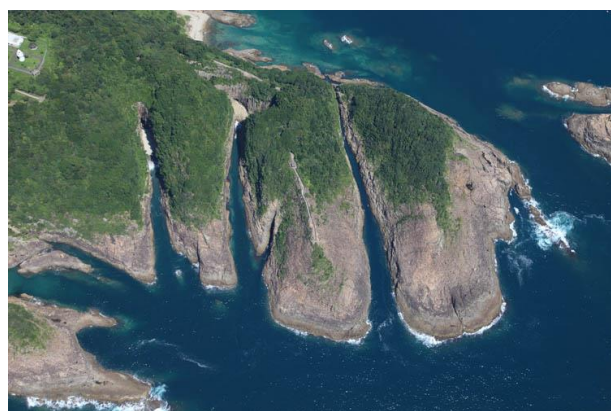
- ・有形文化財（建造物） 「大御神社本殿・幣殿・拝殿」 「細島駿潮場」 「細島灯台」

（４）県指定文化財

- ・有形文化財 「梵鐘」
- ・無形文化財 「日本刀制作技術」
- ・史跡 「富高町古墳」 「細島町古墳」 「東郷村古墳」 「美々津町古墳」
「鈴鏡塚古墳」 「幕末勤王家海賀宮門外二士の墓」
「有栖川征討総督宮殿下御本営跡」 「僧日要の墓」 「若山牧水生家」
- ・名勝 「橋口氏庭園」
- ・天然記念物 「権現崎の照葉樹林」 「福瀬神社のハナガガシ林」
「アカウミガメ及びその産卵地」

（５）市指定文化財

- ・有形文化財 「廻船問屋『河内屋』跡」 「瀬戸眼鏡橋」 など 41 件
- ・無形民俗文化財 「福瀬神楽」 「永田のひょっとこ踊り」 など 15 件
- ・史跡 「高鍋藩御飯屋跡」 「西郷南洲翁家来の墓」 「西南の役細島官軍墓地」
「日知屋城跡」
- ・天然記念物 「寺迫のエノキ」 「深瀬のイチヨウ」 「坪谷のクス」 「冠岳の山桜群」



出典：日向市

図 2-14 （左）妙国寺庭園と（右）日向岬の柱状節理

6-2 教育

本市の学校教育では、環境教育の一環として、身近な水辺環境への関心を高めることを目的に関係機関と協力しながら市内の小学生を対象とした「水辺の環境調査」を実施しています。令和5（2023）年度は、寺迫小学校、塩見小学校など7校の児童230人が参加し、石並川や庄手川等において調査学習を実施しました。その他にも、河川環境モニターの講話や身近なごみ問題等に関するメニューも取り入れ、河川だけではない学習を展開しました。

また、廃棄物の処理と良好な生活環境との関わりについての意識の向上を図るために、清掃センター等の施設見学やごみの分別、リサイクル等に関する出前講座、中学生、高校生、大学生の職場体験学習の受入れを行っています。

社会教育では、市民が生きがいを持って暮らしていくための生涯学習社会づくりを推進し、その中で公立公民館を拠点とした学習機会の提供、その学習成果を地域に生かす仕組みづくりとして生涯学習人材バンク事業を行っています。個人が持っている「知識・技能・技術」を「日向きらめき人」として登録し、市民が主催する学習会に講師として出向き指導を行う取組も行っています。

また、学習活動を通じた仲間づくりを目的として家庭教育学級、高齢者学級、女性学級などの自主学級事業などを実施しており、その中で出前講座を活用した環境学習も行われています。



出典：日向市

図2-15 水辺環境学習の様子

7 市民活動

7-1 協働・共創のまちづくり

本市では、市政の基本理念のうち「市民協働・共創」「地域力活用」を図るために、市民、NPO法人などの市民団体、自治会などの地域社会を構成する地域コミュニティに対して、主体的にまちづくりに取り組むことができるよう仕組みづくりを行い、研修などの機会を設けて「自助・互助・共助・公助」のバランスの取れた地域づくりに取り組んでいます。

(1) 自治会

本市では、92の自治会が組織され、地域住民がお互いに助け合い、協力しながら快適なまちづくりに取り組んでいます。その中で、環境美化活動、高齢者の生きがいづくり、健康づくりなど、様々な地域コミュニティ活動を行っています。

今後は、自治会の組織強化を図るため、区長公民館長連合会とともに自治会への加入を促進し、自治会が主体となった地域活動を支援する必要があります。

(2) 新しい地域コミュニティ組織

本市では、「地域の在り方は地域が決め、地域が担う」という理念の下に、権限、予算、責任の一部を地域に委ねて、これまでの自治会の区域を越えたまちづくり協議会を主体とした地域活動が行われています。

現在、細島地区、平岩地区、塩見地区、東郷地区において、農業体験、祭りやスポーツイベントなどが実施されており、これまで単独の自治会だけでは行うことができなかった活動を行うことにより、地域活動の活発化と持続可能な地域づくりを目指しています。

しかし、人口減少及び高齢化に伴い、活動に参加する協議会メンバーが固定化してきており、負担感の増加や、協議会が持続的な活動を続けていくために財源確保の必要性など課題が散見されます。新たな会員の確保に努めるため、協議会の活動を地域住民へ周知し理解を求めることや、他自治体の地域コミュニティの先行事例や各種情報収集、提供等を行う必要があります。

(3) NPO

公共サービスなどを安定的に提供していくためには、行政だけでなくNPOが主体となり、社会福祉活動や自然・環境保護活動などのまちづくりへの取組が求められています。

本市のNPO法人は、令和6（2024）年1月現在で20団体と微増傾向にありますが、NPOが継続して地域づくり活動を行うためには、新たな担い手となる人材の育成やNPO間のネットワークづくりを支援する必要があります。

7-2 環境活動

本市では、多くの個人、団体、事業所などが年間を通して様々な環境活動を自主的に行っており、地域の環境保全、環境美化、景観づくりに大きな役割を果たしています。

（１）海岸、河川の清掃活動

本市の海岸線は、大部分が日豊海岸国定公園に指定され、美しい景観を形成していますが、台風や豪雨等の発生時には多くのごみや流木などが漂着しており、ポイ捨てやレジャーなどに伴って放置されたごみも見られます。

また、河川でも、ごみや流木が河川敷等に堆積し、大雨による増水時はそれらが海岸に流れ着く事例が多くなっています。

海岸や河川の良い環境や景観を保全していくためには、市民、事業者、行政の連携による継続した取組が必要であり、現在、その取組の輪は大きく広がっており、多くの個人や団体が地元の海岸や河川の清掃活動を自主的に行っています。

特に平成4（1992）年から毎年実施している「クリーンアップ日向」は市民総参加型の環境美化運動であり、自治会を中心に団体や事業所の協力により市民が清掃活動を行っています。令和5（2023）年11月の「クリーンアップ日向」では、日豊海岸4会場をメインに開催し、市民、企業、学生等819名の参加がありました。

（２）地域での環境美化活動

地域では、年間を通して様々な環境美化活動が行われています。

例えば、ごみ集積所や資源物集積所は、利用する市民によって日常的に管理が行われており、公園の清掃や草刈り、道路側溝の清掃等は、地元の自治会が中心となって定期的に行われています。

また、地域の景観づくりとして自治会、まちづくり協議会、団体や事業所による花の植栽などの活動が行われており、毎年開催されている花壇コンクールでは、市民、団体、学校などが参加し、環境美化だけでなく、地域の活性化にもつながっています。

そのほかにも、「道の日」や「橋の日」にボランティア清掃を行うなど、様々な場所で市民や事業所の活動が重要な役割を担っています。

（３）その他の環境活動

その他の環境活動として、清掃活動や美化活動以外にも自然保護活動としてアカウミガメやコアジサシなど、動植物の生息、生育環境の保全活動を行っている個人、団体もあります。

また、まちづくり協議会と河川漁業組合との共同イベントでは、水質浄化作用が期待されるシジミの放流を行うなど、団体間での協力も見られます。

そのほかにも、環境活動の一環として廃油キャンドルを制作し、点灯するイベントを定期的に開催している団体もあり、市民や事業所、団体がそれぞれの有する専門知識を生かし、お互いに協力しながら環境活動を行っています。

8 取組実績

(1) 施策や成果指標の見直し

第2次日向市環境基本計画の中間見直しから5年が経過し、環境を取り巻く状況が変化していることから、施策と成果指標について見直しを行いました。変更内容については、下表のとおりです。

ア 見直しを行った施策

環境目標	見直しを行った施策	変更内容(理由)
地球環境	ごみ集積所、資源物集積所を適正に管理します。	地球温暖化対策に特化した内容への修正に伴い削除
	産業用廃プラスチックの適正処理を推進します。	地球温暖化対策に特化した内容への修正に伴い削除
	小中学校及び学校給食センターから排出される生ごみや油等の適正処理と有効活用を推進します。	地球温暖化対策に特化した内容への修正に伴い削除
	福祉機器の有効利用とリサイクルを推進します。	地球温暖化対策に特化した内容への修正に伴い削除
	家畜排せつ物の適正処理と有効活用を促進します。	地球温暖化対策に特化した内容への修正に伴い削除
	安全で良質な水の安定共有に努めます。	地球温暖化対策に特化した内容への修正に伴い削除
	道路を整備するときは、雨水の地下浸透への配慮に努めます。	地球温暖化対策に特化した内容への修正に伴い削除
	市役所庁舎での雨水の有効利用に努めます。	地球温暖化対策に特化した内容への修正に伴い削除
	住宅における省エネルギー化を促進します。	新たな施策の追加
	家庭における省エネルギー性能の高い機器について導入を促進します。	新たな施策の追加
	家庭におけるエネルギー消費量の把握と二酸化炭素排出量の見える化を促進します。	新たな施策の追加
	脱炭素型ライフスタイルへの転換を促進します。	新たな施策の追加
	建築物における省エネルギー化を促進します。	新たな施策の追加
	事業所における省エネルギー設備の導入を促進します。	新たな施策の追加
	エネルギー消費量の把握と二酸化炭素排出量の見える化を促進します。	新たな施策の追加
	スマート農業、林業の取組を推進します。	新たな施策の追加
	脱炭素経営への移行を促進します。	新たな施策の追加
	市の行う事務事業について、率先した省エネルギー対策を実施します。	新たな施策の追加
	公共交通機関の利用を促進します。	新たな施策の追加
	ZEV（ゼロエミッション・ビークル）等の次世代自動車の導入を促進します。	新たな施策の追加
	公共施設等における太陽光発電設備、蓄電池の導入を推進します。	新たな施策の追加
	公共施設等におけるバイオマス発電・熱設備の導入を検討します。	新たな施策の追加

環境目標	見直しを行った施策	変更内容(理由)
地球環境	公共施設において再生可能エネルギー由来電力の導入を検討します。	新たな施策の追加
	住宅、事業所向け太陽光発電・蓄電池・太陽熱設備の導入を促進します。	新たな施策の追加
	再生可能エネルギー由来電力について切替を促進します。	新たな施策の追加
	市内のバイオマス資源について、活用を推進します。	新たな施策の追加
	再生可能エネルギー供給事業者等の立地を促進します。	新たな施策の追加
	下水処理において発生する消化ガスを活用し、発電を行います。	新たな施策の追加
	森林整備や除間伐等により、二酸化炭素の吸収・固定を推進します。	新たな施策の追加
	森林環境譲与税等を活用し、市産材の利用を促進します。	新たな施策の追加
	海中の藻場育成等を推進し、ブルーカーボンの活用を検討します。	新たな施策の追加
	環境学習、環境教育において地球温暖化について学ぶ機会を提供します。	新たな施策の追加
	市の資源について、他自治体・企業との連携による活用を検討します。	新たな施策の追加
	有収率の向上に努め、水資源の有効利用を図ります。	新たな施策の追加
	外来生物の防除等により自然生態系を保全します。	新たな施策の追加
	台風や大雨等による被害に備えるため、防災意識の向上やインフラの整備を推進します。	新たな施策の追加
	暑熱による熱中症予防策を推進します。	新たな施策の追加
資源循環	生ごみ処理器の無償貸与や広報活動等により生ごみを減量化します。	目標の「資源循環」新設に伴い「地球環境」から移動、詳細を記載
	「30・10運動」等の普及啓発により食品ロス削減を推進します。	目標の「資源循環」新設に伴い「地球環境」から移動
	ごみの発生抑制のための効果的な手法について、広報やイベント等を通じて普及啓発を行います。	新たな施策の追加
	多量のごみを排出する事業者に対して指導体制や条例の整備等を検討し、事業系ごみ減量化を推進します。	新たな施策の追加
	市民意識や社会情勢を考慮しつつ、ごみ処理有料化を検討します。	新たな施策の追加
	資源回収事業を継続し、新たな品目の資源化の可能性を検討します。	目標の「資源循環」新設に伴い「地球環境」から移動、資源回収事業の継続について記載
	古紙類の資源化を推進します。	新たな施策の追加
	草木類のリサイクルを推進します。	目標の「資源循環」新設に伴い「地球環境」から移動
	公共事業における再生材の使用、廃棄物の再利用、再生利用を推進します。	目標の「資源循環」新設に伴い「地球環境」から移動、施策の統合
	資源回収事業や4Rに関する普及啓発を実施します。	新たな施策の追加
	ごみ減量化推進員や集合住宅の管理会社と連携・協力して不適切排出を防止する対策を講じ、排出マナー向上を促進します。	新たな施策の追加
	事業系ごみについて、ごみ処理施設に搬入する収集車の内容物検査、排出事業者及び許可事業者への立入検査等を継続して行います。	目標の「資源循環」新設に伴い「地球環境」から移動、事業系ごみの適正処理について、詳細を記載
	ごみの不法投棄防止のため啓発活動や監視体制を強化します。	目標の「資源循環」新設に伴い「地球環境」から移動

環境目標	見直しを行った施策	変更内容(理由)
資源循環	市民のニーズに対応したまごころ収集等の収集サービスの充実を図ります。	新たな施策の追加
	安全性と安定性を確保しながら効率的な収集・運搬体制の整備に努めます。	目標の「資源循環」新設に伴い「地球環境」から移動、文言修正
	関係機関との連携により、施策の実施状況に応じた適切な中間処理体制の維持に努めます。	新たな施策の追加
	最終処分場の安定的な確保のため、施設の維持管理、焼却灰や不燃性残さの削減に取り組みます。	新たな施策の追加
自然環境	農地の集積等による優良農地の確保と農業用水の維持管理に努めます。	「調和の取れた土地利用の推進」を削除、「農地の集積等による」を追加、「農業用水の確保」から「農業用水の維持管理」に修正
	環境保全型農業の取組を推進します。	「化学肥料や農薬使用の低減化、適正化」について、「環境保全型農業」へ修正
	農畜産物直売所等を活用し、地産地消を推進します。	新たな施策の追加
	家庭、地域、学校などにおける食育、地産地消を推進します。	目標の「地球環境」について地球温暖化対策に特化した内容への修正に伴い、「自然環境」へ移動
	地場産品の消費拡大を推進します。	目標の「地球環境」について地球温暖化対策に特化した内容への修正に伴い、「自然環境」へ移動
	食育、地産地消に関する情報の収集と提供に努めます。	施策の削除
	農村地域外との交流・共生を促進します。	新たな施策の追加
	林業、水産業の体験や交流活動を推進します。	目標の「地球環境」について地球温暖化対策に特化した内容への修正に伴い、「自然環境」へ移動、「農林水産業」について「林業、水産業」に修正
	公共下水道事業の概成を図り、施設の機能強化及び維持管理に努めます。	公共下水道事業の計画的な推進について、「概成を図り、施設機能強化及び維持管理に努めます」に修正
	農業集落排水施設の機能充実及び維持管理に努めます。	「機能充実」を追加
生活環境	農村公園、森林公園の維持管理に努めます。	「農林公園」を「森林公園」に名称変更
	住環境の改善や防災力の向上のため、雨水環境の整備等、住環境の整備を進めます。	「雨水環境の整備等」を追加
	住環境の改善や防災力の向上のため、浸水被害軽減対策に取り組めます。	文言修正
	側溝清掃など地域が自主的に取り組む環境衛生の保全活動について支援を行います。	新たな施策の追加
	空き家の所有者へ空き家等情報バンクへの登録を働きかけ、空き家の活用を促進します。	新たな施策の追加
	自治会の一斉清掃や害虫駆除を支援し、住環境の衛生を保全します。	施策の削除
	全市緑化を推進して緑豊かな美しい都市空間の創出を図ります。	「公園化」を「緑化」に変更
	景観講演会、景観セミナーなど、美しい景観を保全、形成する意識の向上を図ります。	「景観講習会、景観セミナーなど」を追加
	景観計画について必要に応じて区域や規制の内容を見直すとともに、地域の特性に応じた土地利用を計画的に推進します。	「景観計画について必要に応じて区域や規制の内容を見直すとともに」を追加
	学校におけるふるさと教育を推進し、環境教育への興味・関心の醸成を図ります。	「環境教育への興味・関心の醸成」を追加
協働連携	生涯学習関係団体の活動の中で環境学習に取り組めます。	施策の削除
	表彰制度を活用し、市民活動の推進を図ります。	施策の削除

イ 見直しを行った成果指標

環境目標	見直しを行った成果指標	変更内容(理由)
地球環境	剪定樹木の受入量	成果指標の削除
	畜産資源リサイクルセンターへの搬入量、販売量	成果指標の削除
	水道水の有収率	成果指標の削除
	学校給食の地場産品食材の品目数	成果指標の削除
	日向市農村交流館、日向市農産加工施設における加工体験実施回数	成果指標の削除
	本市における二酸化炭素排出量 ($t-CO_2$)	区域施策編の策定に伴い新たに追加
	本市の事務事業における二酸化炭素排出量 ($t-CO_2$)	事務事業編の策定に伴い新たに追加
	本市における再生可能エネルギー設備の導入量 (MWh)	区域施策編の策定に伴い新たに追加
	日向市駅の1日当たりの乗車人員数(人)	JR九州が公表する情報が令和元年度より1日当たりの乗車人員数になったため、指標を変更
	地域防災訓練等への参加者数(年間)(人)	気候変動適応計画の策定に伴い新たに追加
	クーリングシェルター指定施設数(件)	気候変動適応計画の策定に伴い新たに追加
資源循環	ごみ総排出量(年間)(t)	目標の「資源循環」新設に伴い、新たに追加
	一人一日当たりのごみ排出量(g)	目標の「資源循環」新設に伴い、「地球環境」から移動
	ごみの資源化率(%)	目標の「資源循環」新設に伴い、「地球環境」から移動
自然環境	野生鳥獣による農作物被害額(円)	成果指標の削除
	遊休農地面積(ha)	成果指標の削除
	アカウミガメ産卵頭数(頭)	成果指標の削除
	生活排水処理率(%)	公共下水道処理人口普及率、合併浄化槽設置補助数、農業集落排水接続率を統合した指標として設定
生活環境	美化活動ボランティア団体清掃用品(軍手、ゴミ袋)提供数(軍手:双、ゴミ袋:袋)	参加者数ではなく、軍手及びゴミ袋の提供数を指標に変更
	景観に関するイベントへの参加者数(累計)	新たな成果指標の追加
協働連携	水辺環境調査参加者数(人)	団体数を削除
	まちづくり協議会設置件数(件)	成果指標の削除
	NPO法人の数(法人)	成果指標の削除
	市民活動支援センター登録数(団体)	成果指標の削除
	生涯学習人材バンクの登録者数(人)	成果指標の削除
	環境保全に関わる国や県の人材制度登録者数(人)	成果指標の削除
	市民提案型事業実施件数(件)	成果指標の削除

(2) 令和元(2019)年度から令和5(2023)年度までの取組実績

評価は令和5(2023)年度の実績について、以下の基準により実施しました。

◎(令和5(2023)年度実績で目標値を達成しているもの)

○(令和5(2023)年度実績では目標値を達成していないが、途中年度で目標値の達成が確認できるもの)

△(取組を行っているが、目標値を未達成なもの)

×(取組を行わなかったもの)

	成果指標	実績					目標値※1	評価
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
生活環境	公害苦情処理件数	106 件	122 件	78 件	81 件	129 件	100 件	◎
	「クリーンアップ日向」の参加者数	595 人	中止	542 人	中止	819 人	600 人	◎
	美化活動ボランティア参加者数	1,740 人	—	2,785 人	2,843 人	2,623 人	3,500 人	△
自然環境	森林経営計画及び森林経営管理権集積計画のカバー率	37%	37%	37%	43%	43%	40%	◎
	森林づくり活動参加者数	—	—	38 人	31 人	36 人	560 人	△
	野生鳥獣による農作物被害額	18,672 千円	18,068 千円	15,837 千円	15,165 千円	14,561 千円	17,036 千円	◎
	有機農業や減農薬、減化学肥料栽培面積	12ha	14ha	10ha	15ha	16ha	10ha	◎
	河川のBOD環境基準達成度	100%	100%	100%	100%	100%	100%	◎
	公共下水道処理人口普及率	57.50%	57.85%	58.7%	58.9%	59.5%	60.0%	△
	合併浄化槽設置補助数	4,190 基	4,206 基	4,213 基	4,227 基	4,241 基	4,480 基	△
	農業集落排水接続率	84.2%	84.2%	86.7%	87.0%	87.3%	87.2%	◎
	アカウミガメ産卵頭数	13 頭	13 頭	8 頭	19 頭	19 頭	20 頭	△
地球環境	一人一日当たりのごみ排出量	963g	962g	968g	983g	936g	913g	△
	ごみの資源化率	19.31%	19.59%	19.05%	18.83%	18.26%	25.00%	△
	剪定樹木の受入量	185.5t	182.0t	150.3t	185.2t	100.4t	230t	△
	畜産資源リサイクルセンターへの搬入量、販売量	1,349t	1,467t	1,236t	1,524t	1,332t	1,500t	○
	水道水の有収率(給水する水量と料金として収入)	87.84%	87.88%	87.84%	87.84%	88.56%	88.05%	◎
	学校給食の地場産品食材の品目数	16 品目	19 品目	20 品目	20 品目	18 品目	17 品目	◎
	日向市農村交流館、日向市農産加工施設における加工体験実施回数	195 回	166 回	172 回	149 回	161 回	240 回	△

	成果指標	実績					目標値※1	評価
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
地球環境	日向市駅の1日当たりの乗車人員数※2	1,330人	1,063人	1,079人	1,168人	1,215人	1,370人	△
	市民バス年間利用者数(ぶらっとバス、乗合バスとうごう、乗合バスなんぶの利用者総数)	81,096人	69,163人	64,038人	66,204人	64,562人	80,000人	△
	公共施設における再生可能エネルギー設備の設置箇所数	9か所	9か所	9か所	9か所	10か所	10か所	◎
協働連携	水辺環境調査参加者数	176人	87人	171人	155人	255人	300人	△
	ごみ処理に関する学習会参加者数(出前講座、施設見学、職場体験)	1,026人	244人	181人	107人	239人	1,100人	△
	まちづくり協議会設置件数	4件	4件	4件	4件	4件	6件	△
	NPO法人の数	20法人	19法人	18法人	18法人	20法人	22法人	△
	市民活動支援センター登録数	47団体	42団体	42団体	42団体	38団体	60団体	△
	市民提案型事業実施件数	8件	1件	6件	7件	8件	14件	△

※1：目標値は、令和2（2020）年3月の環境基本計画改定時に設定したものです。

※2：乗車人員数については、JR九州が、令和元（2019）年度より、1日当たりの乗車人員数を公表するようになったため、第2次計画での目標値500,000人を365日で割り、1日当たりの乗車人員数を計算して比較検討しています。

9 市民、事業者の環境意識

本市では、市民と事業者を対象に、環境意識を把握するため「日向市の環境保全・地球温暖化・ごみに関するアンケート調査」を行いました。

アンケート期間は令和6（2024）年2月末とし、市民2,000人、事業者200社を対象に行いました。結果、市民585人（回答率29.25%）、事業者87社（回答率43.50%）から回答をいただきました。

9-1 市民の環境意識

市民へのアンケート調査の環境に関する質問内容及び回答結果は、次のとおりです。

（1）周辺の環境について

周辺地域の環境についてどのように感じているかの質問については、現在の環境に「満足」「やや満足」と答えた方は57.9%であり、前回の調査と比較して5.8ポイント減少しています。「不満」「やや不満」と答えた方は前回調査と比較して4.7ポイント増加していますが、「どちらでもない」と答えた方が前回調査と比較して5.2ポイント増加していることから、全体的に見て周辺環境への不満が増加傾向にあります。

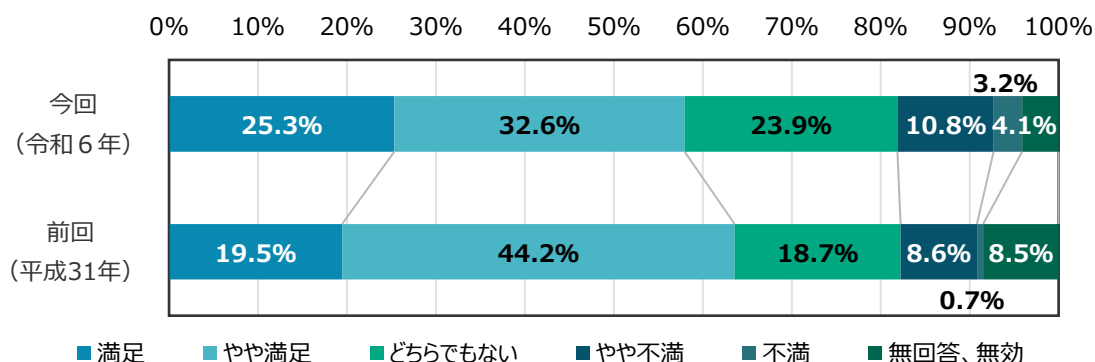


図2-15 周辺地域環境についての満足度【単数回答】

環境の変化を感じる部分については、全体的に「あまり変わっていない」と答えた方が多いものの、項目別にみると「⑤まちの清潔さ」「⑦暮らしの快適さ」「⑧街並みの美しさ」の項目において「非常に良くなった」「やや良くなった」と答えた方が比較的多い結果となりました。

一方、「非常に悪くなった」「やや悪くなった」と答えた方は「②水辺環境のきれいさ」「③緑の豊かさ」「④まちの静かさ」の項目で比較的多い結果となっています。

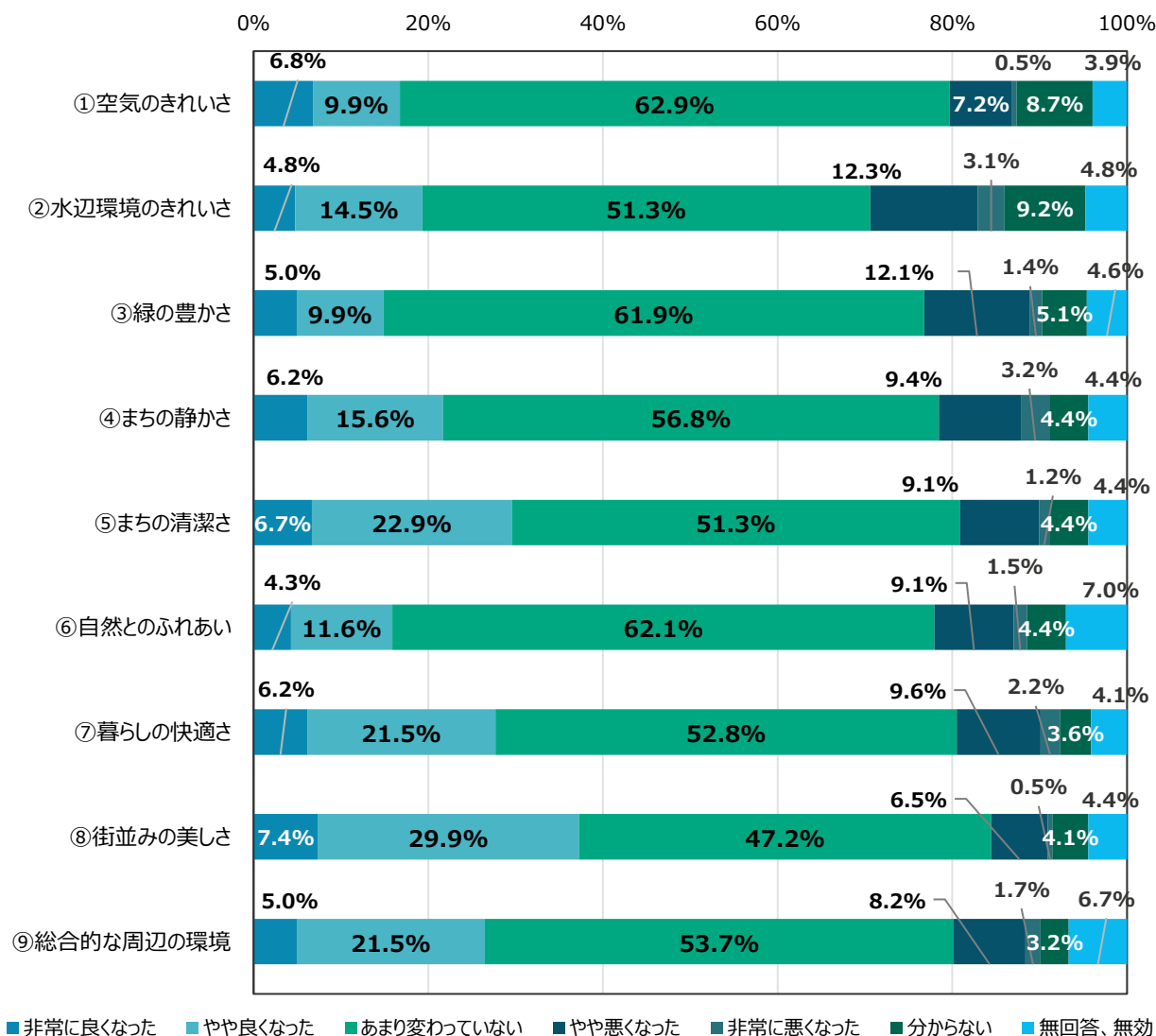


図 2-16 周辺環境についての項目別評価【単数回答】

（２）これからの日向市のイメージ

これからの本市の環境を表すキーワードとしては、「①豊かな緑や水辺に囲まれたまち」「③美しい景色や景観が見られるまち」などの自然環境や景観に関することを選択した割合が高く、次に「②交通機関が整備され、便利なまち」「④安心して働ける産業活動の活発なまち」「⑥公園や下水道が整備されたまち」のような生活環境に関することが選択されています。

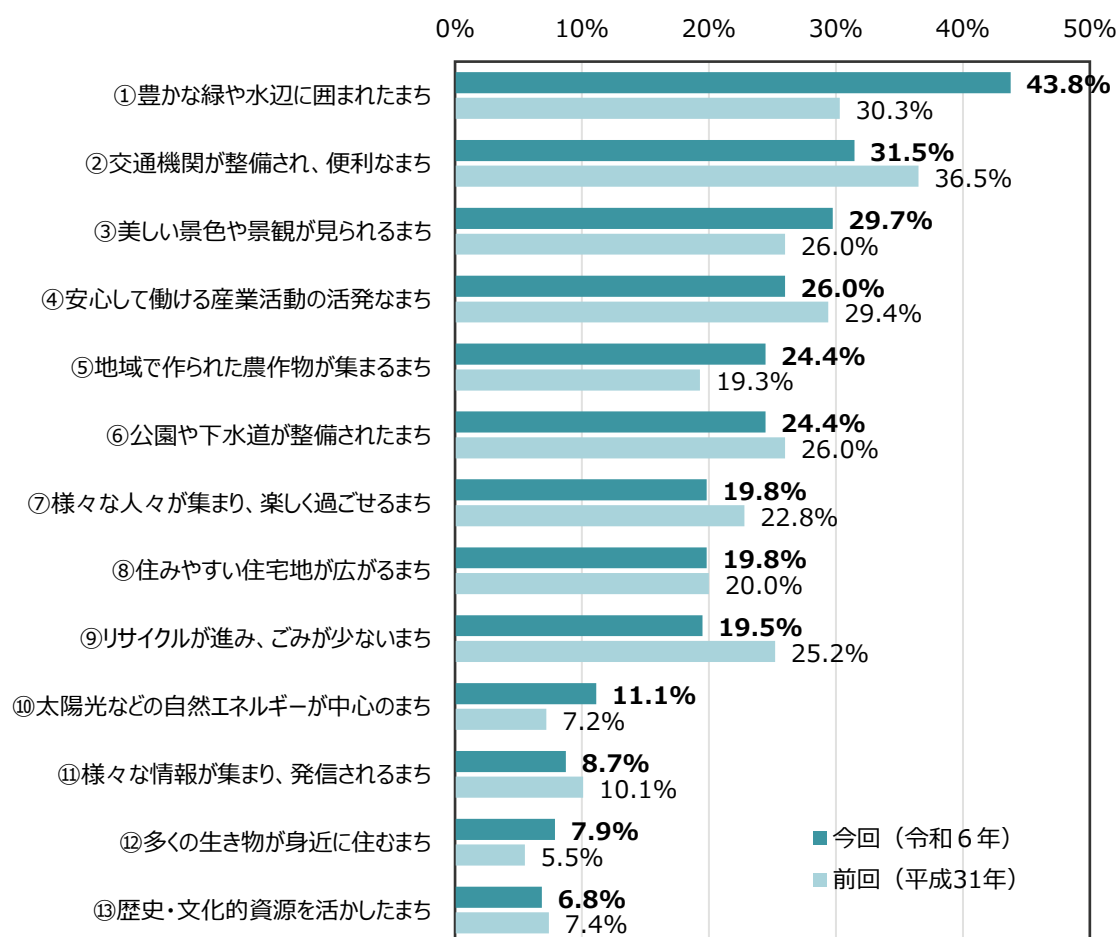


図 2-17 本市のこれからの環境を表すキーワード（市民）【3つ回答】

（３）環境に役立つ取組

環境に役立つ取組としては、「⑭ごみの分別を心掛けている」と答えた割合が一番高く、「いつも取り組んでいる」「ときどき取り組んでいる」と答えた方が98.6%でした。その他にも「①不必要なときにテレビや照明をこまめに消す」「⑬廃棄物の削減に努める」といった取組は高い割合で実践されています。

また、「⑧公共交通機関の利用や徒歩移動を心掛けている」「⑮地域の環境保全活動などに参加している」の項目では、「これから取り組みたい」と答えた割合が最も高く、環境保全への意識が高くなっています。しかし、「⑧公共交通機関の利用や徒歩移動を心掛けている」については「公共交通の便が悪く、車の利用を控えることは難しい」といった意見も多く、市民にとって自動車が不可欠なものであることが分かる結果となりました。

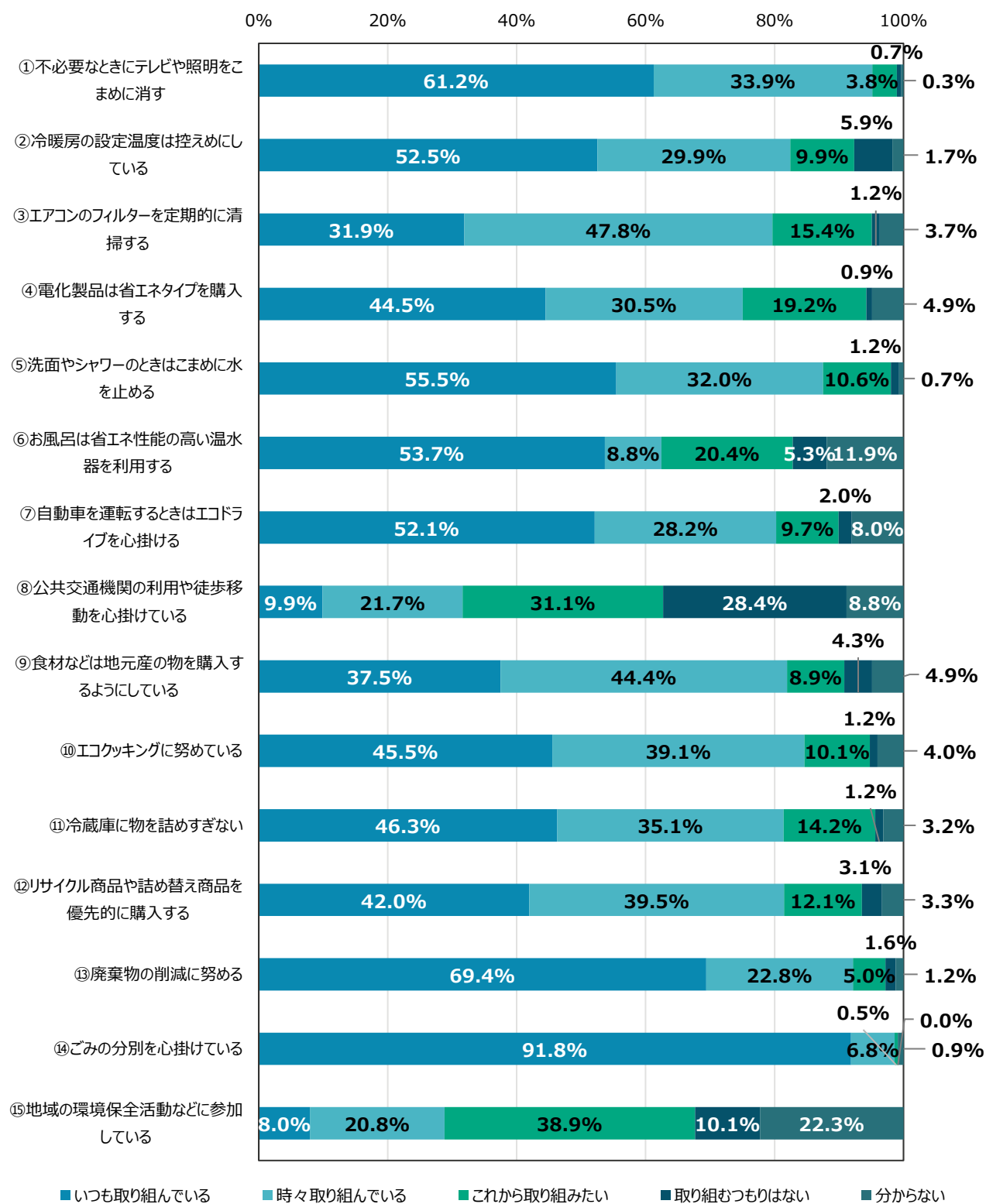


図 2-18 環境を守るために役立つ取組の実施状況【それぞれ単数回答】

（４）行政に求められる課題

行政に求められる課題については、「①森・川・海などの豊かな自然環境を保全する」「③河川や大気などの汚染状況を監視する」「④下水道や公園など環境を保全する施設を整備する」について「非常に重要である」を選択した割合が高く、自然環境や生活環境の保全を重視する傾向があります。

また、「⑫歴史的な街並みや美しい景観を保全する」「⑪環境保全のための調査・研究を行う」について「重要である」を選択した割合も高く、まちの景観や環境保全のための調査研究も求められている結果となりました。

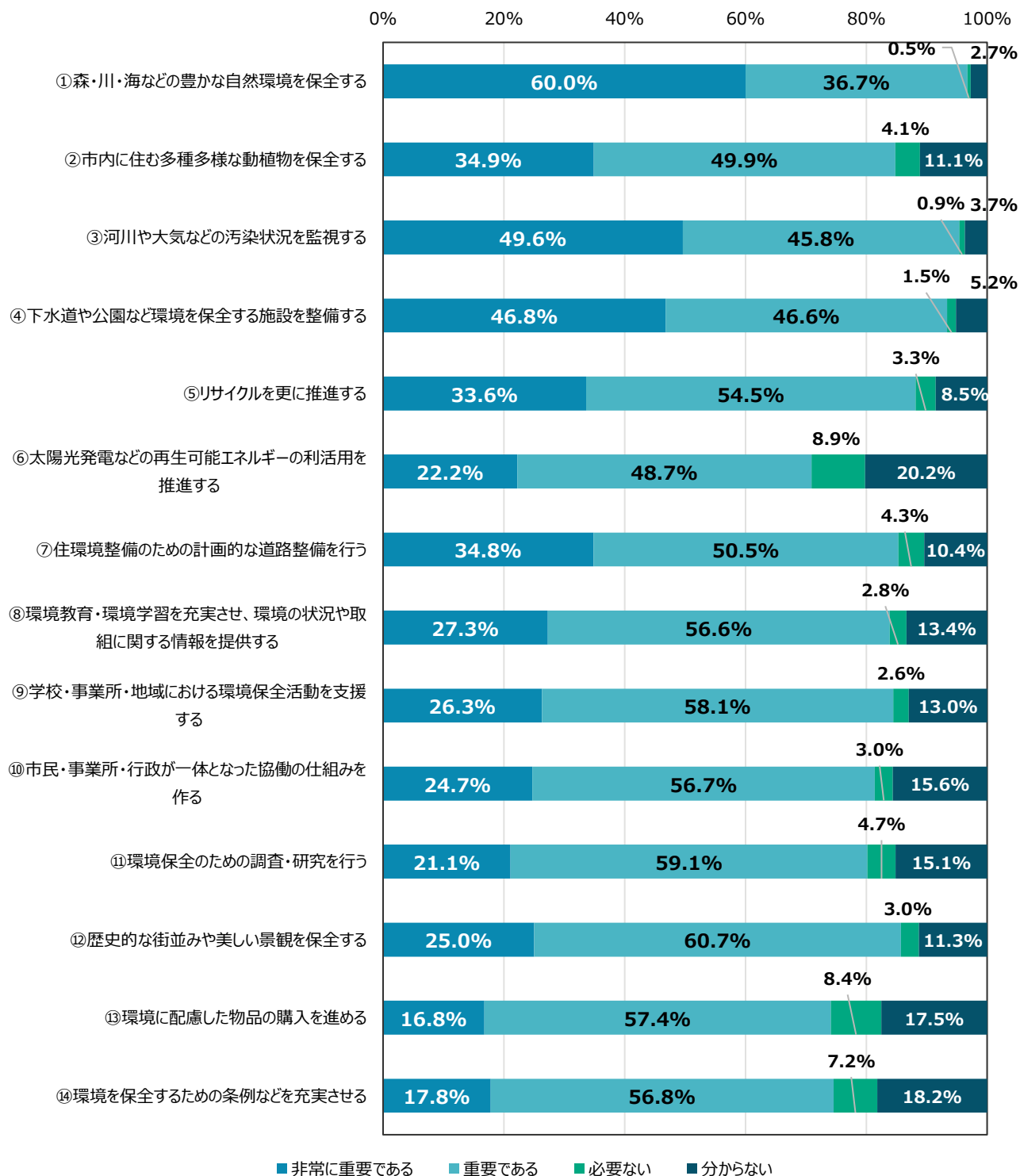


図 2-19 行政に求められる課題【それぞれ単数回答】

9-2 事業者の環境意識

事業者へのアンケート調査の環境に関する質問内容及び回答結果は、次のとおりです。

(1) 環境保全・地球温暖化対策に関する取組状況等について

事業所での環境保全・地球温暖化に関する取組状況については下表のとおりです。

公害や苦情を防止する取組では、「①排水等による水質汚濁の防止対策」「⑦所有する空き地の適正な管理（繁茂した雑草の除去等）」について取り組んでいる割合が高くなっています。

また、周辺の景観や自然環境を保全する取組では、「④工場や事業所敷地内の緑化の推進」「⑤地域の環境美化や自然保護活動への参加・協力」について取り組んでいる割合が高くなっています。

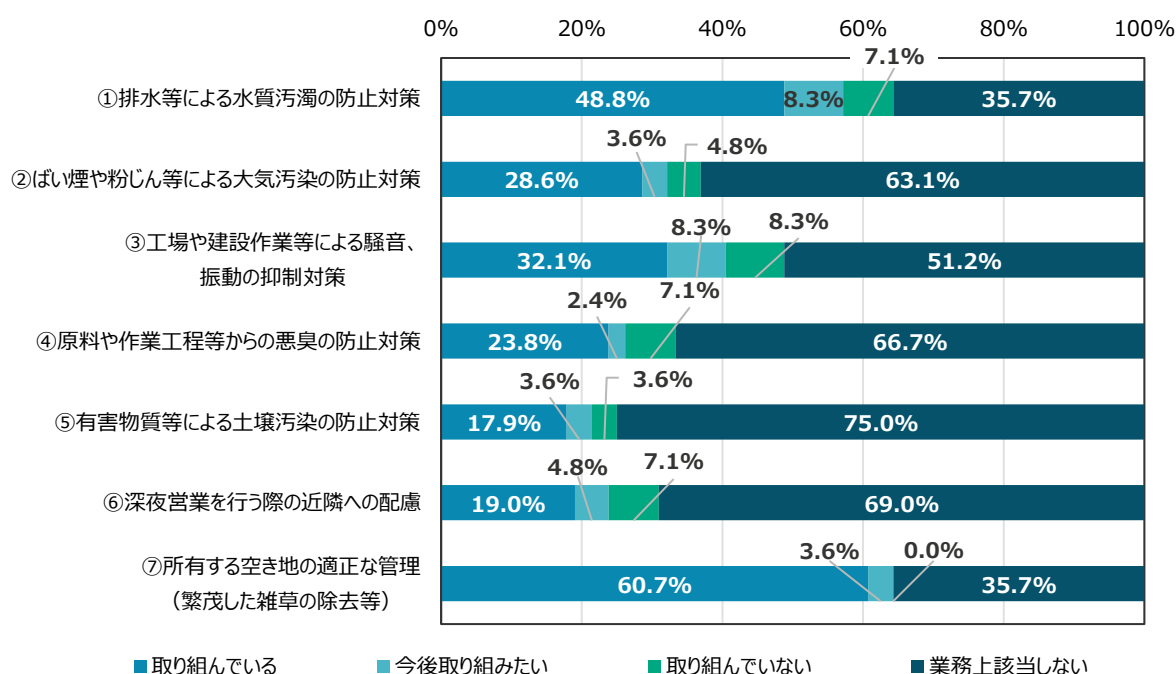


図 2-20 公害や苦情を防止する取組【それぞれ単数回答】

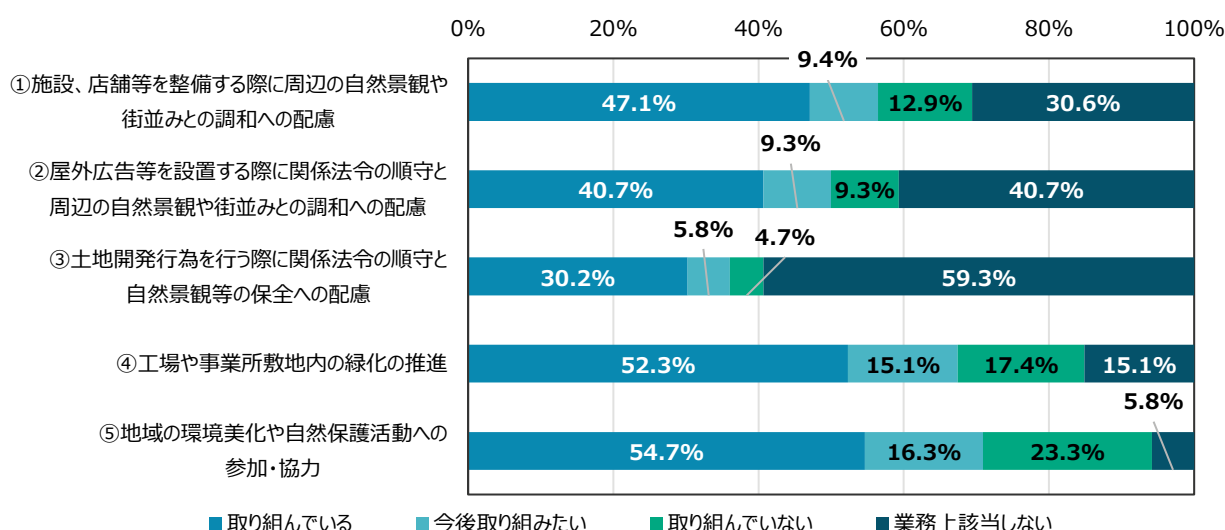
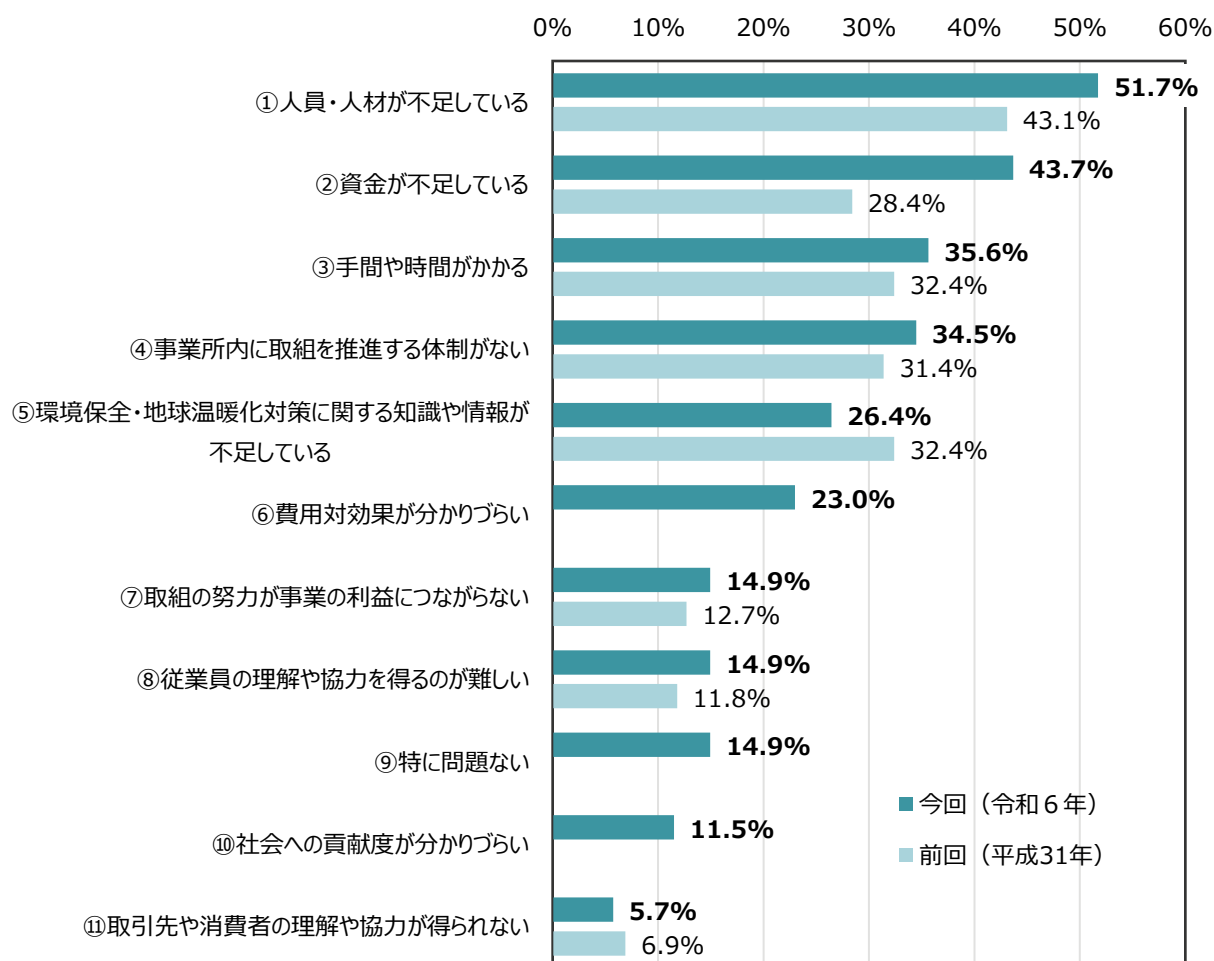


図 2-21 周辺の景観や自然環境を保全する取組【それぞれ単数回答】

取組を進めるうえでの課題では、人員、人材、資金の不足などが挙げられており、人材育成のための支援や取り組み方法等の情報発信、補助金の検討等を行う必要があります。



※前回の結果の記載がない項目⑥⑨⑩は、前回アンケートでは無かった選択肢です。

図2-22 環境保全・地球温暖化対策への取組を進めるうえでの課題【複数回答】

（２）これからの日向市のイメージ

これからの本市の環境を表すキーワードとしては、「①豊かな緑や水辺に囲まれたまち」「②美しい景色や景観が見られるまち」などの自然環境や景観に関することを選択した割合が高く、次に「③安心して働ける産業活動の活発なまち」「④交通機関が整備され、便利なまち」のような生活環境に関することを選択した割合が高くなっています。

これは、住民アンケートの回答と同じような結果となっており、住民も事業者もこれからの本市の環境については同じイメージを持っていることが分かります。

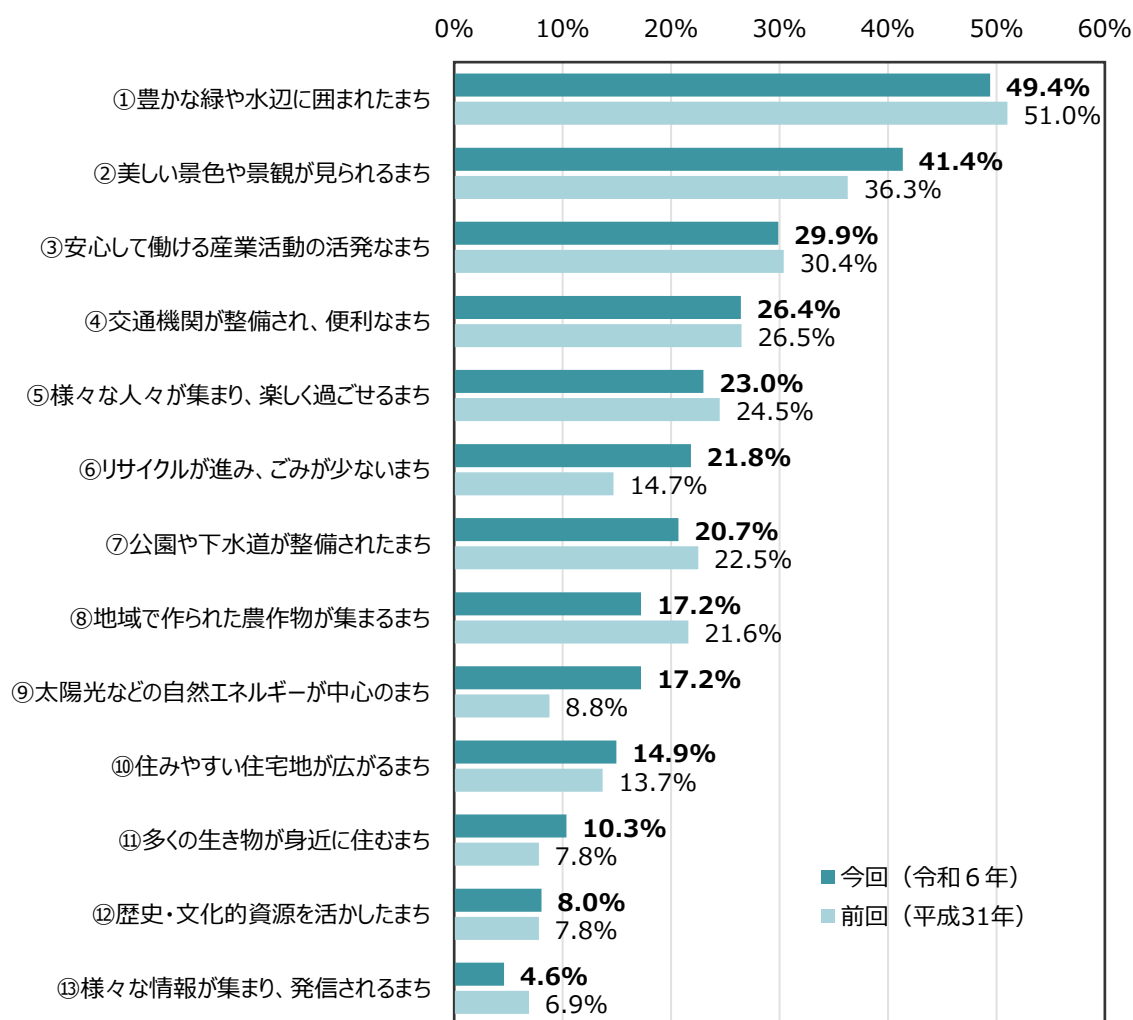
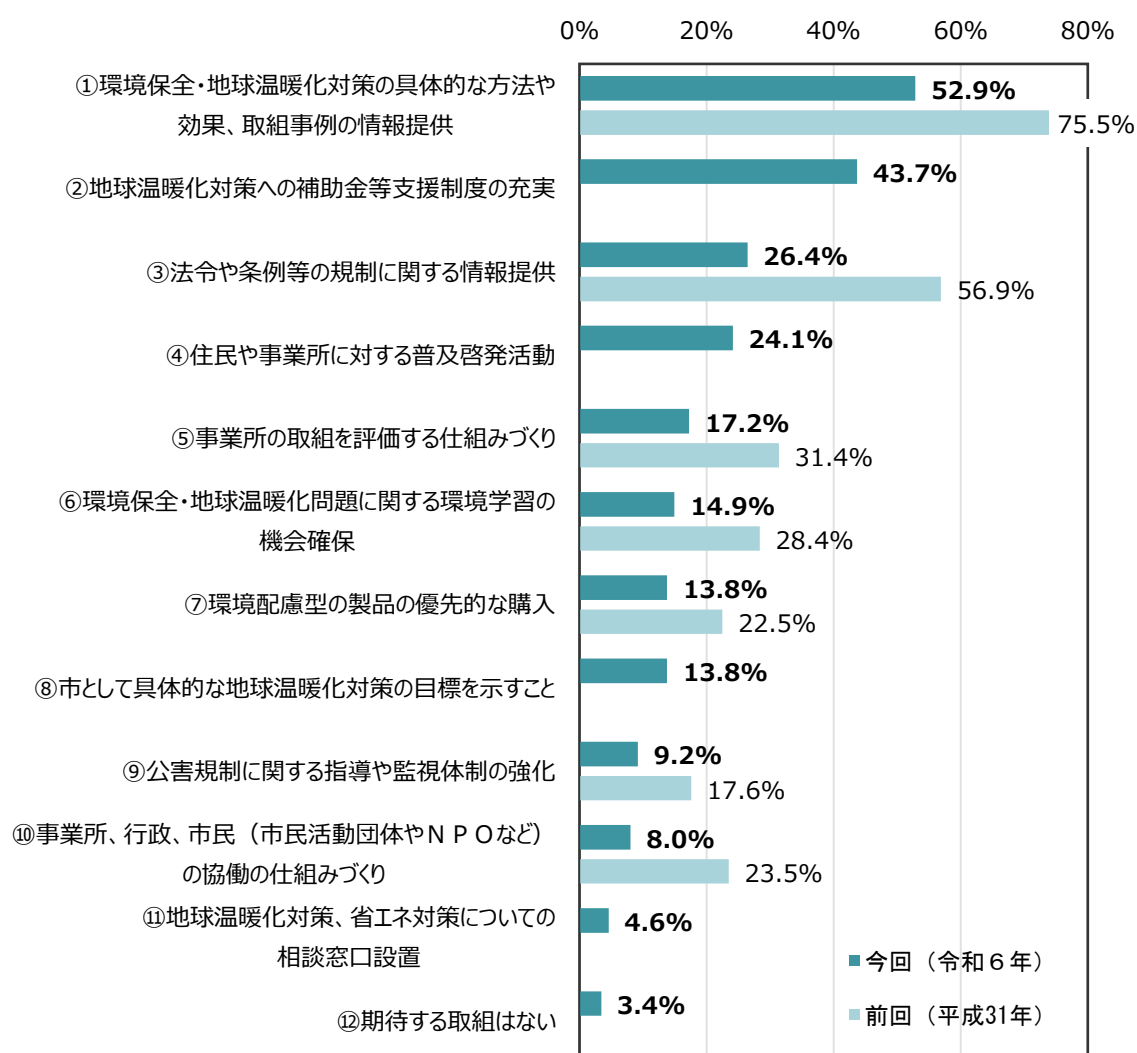


図 2-23 本市のこれからの環境を表すキーワード（事業者）【3つまで回答】

（３）行政に求められる取組

行政に求められる取組としては、「①環境保全・地球温暖化対策の具体的な方法や効果、取組事例の情報提供」「②地球温暖化対策への補助金等支援制度の充実」「③法令や条例等の規制に関する情報提供」を選択した割合が高いことから、補助金等支援制度の拡充を検討すると共に、事業者への情報発信を積極的に行っていくことが求められています。



※前回の結果の記載がない項目②④⑧⑪⑫は、前回アンケートでは無かった選択肢です。

図2-24 行政に求められる取組【複数回答】

1 環境の将来像

本市は、温暖で暮らしやすい気候条件にあり、リアス海岸と白砂青松の砂浜が織り成す海岸線や冠岳、尾鈴山麓に連なる山々、河川の水資源やその流域の森林資源等、豊かな自然環境に恵まれています。

これらは、長い歴史の中で先人達が守ってきた市民の大切な財産であり、将来にわたって引き継いでいかなければなりません。

また、地球温暖化対策をはじめとする環境施策の実施が急務となる一方で、本市を含む多くの自治体が人口減少や少子高齢化への対応、地域経済の活性化、災害対策等、様々な社会経済的な課題に対応することが求められています。

さらに、国の「第六次環境基本計画」（令和6（2024）年5月）では、環境政策の目指すところは、「環境保全上の支障の防止」及び「良好な環境の創出」からなる環境保全と、それを通じた「現在及び将来の国民一人一人の生活の質、幸福度、ウェルビーイング、経済厚生の上昇」であるとされ、「ウェルビーイング／高い生活の質」が環境・経済・社会の統合的向上の共通した上位の目的として設定されています。

本市においても、これらの考え方に基づき、環境の将来像を「未来へつなぐ、みんなでつなぐ、美しいまち ひゅうが」とし、環境施策を市民・事業者・行政が一体となって推進することで、美しいまちを未来へつなぎ、ひいては市民のウェルビーイングの実現を目指します。

日向市民のウェルビーイングの実現

環境の将来像

未来へつなぐ、みんなでつなぐ、美しいまち ひゅうが

地球環境

資源循環

自然環境

生活環境

協働連携

2 環境目標

環境の将来像の実現に向けた具体的な取組を進めるため、次のとおり5つの環境目標を定めます。

地球環境 ～地球の環境を考え守り、適応していくまち～

住みよいふるさとを未来につなぐため、地球温暖化を防ぎ、気候変動の影響に適応していくまちを目指します。

資源循環 ～資源を大切にす持続可能なまち～

限られた資源を大切にし、環境への負荷を最小限とする、循環型の持続可能なまちを目指します。

自然環境 ～豊かな自然が生き物を育むまち～

緑あふれる山と里地里山の懐かしい風景、清らかに流れる川と紺碧の海が、まばゆい太陽の光の中で、いつまでも輝き続けるまちを目指します。

生活環境 ～自然と調和した快適に暮らせるまち～

誰もが身近な自然と美しい風景、ふるさとの歴史を感じることができ、安全、安心、快適に暮らせるまちを目指します。

協働連携 ～環境にやさしい協働の取組があるまち～

環境を大切にする心を育み、みんなが互いに連携した、環境にやさしい協働の取組があるまちを目指します。

3 施策体系

前項で掲げた5つの環境目標ごとに、次のとおり施策を推進します。

【貢献するSDGs】



将来像	環境目標	施策の方向性	施策の内容
未来へつなぐ、 みんなでつなぐ、 美しいまち ひょうが	地球環境 地球の環境 を考え守り、 適応して いくまち	省エネルギー対策の推進	暮らしにおける省エネルギー対策/事業活動における省エネルギー対策/地域における省エネルギー対策
		再生可能エネルギーの普及拡大	公共施設等への率先的な再生可能エネルギー導入/市内への再生可能エネルギー導入・活用推進
		総合的な地球温暖化対策の推進	吸収源対策/基盤的施策の推進/気候変動への適応
	資源循環 資源を大切に する持続 可能なまち	4 Rによるごみの減量化・資源化の推進	ごみの発生抑制・再使用の推進/4 Rの推進
		安全・安心で安定したごみ処理の推進	ごみの適正処理の推進/安全で適正なごみ処理体制の構築
	自然環境 豊かな自然 が生き物を 育むまち	森、里山の保全と活用	森林の保全と活用/潤いのある農村地域の形成/環境保全型農業の推進/地産地消の推進
		水質と水辺環境の保全	水源の環境保全/水質保全対策の推進/水辺環境の保全と整備
		生物多様性の保全	動植物の生息、生育環境の保全/定期的なモニタリングの実施
	生活環境 自然と調和 した快適に 暮らせる まち	環境の監視と保全対策の推進	環境モニタリングの実施/公害防止及び環境保全対策の実施
		快適な都市空間の創造	公園、緑地の整備/土地区画整理、住環境の整備/ユニバーサルデザインの導入
		美しい景観の保全	美しい景観の保全と形成/美化運動の推進
		歴史的、文化的環境の保全と活用	地域の伝統文化や文化財の伝承/芸術文化活動の振興
	協働連携 環境にやさ しい協働の 取組がある まち	環境学習の推進	環境学習の機会確保/環境情報の提供
		環境保全活動の推進と支援	団体の育成と活動の活性化/人材の育成と活用/協働の体制と仕組みづくり

前章で掲げた5つの環境目標ごとに、市民、事業者、行政の各主体の役割、成果指標と目標値を設定して施策を計画的に展開します。

1 地球環境 ～地球の環境を考え守り、適応していくまち～

【貢献するSDGs】



「住みよいふるさとを未来につなぐため、地球温暖化を防ぎ、気候変動の影響に適応していくまち」を目指します。

環境目標	施策の方向性	施策の内容
地球環境 地球の環境を 考え守り、 適応していくまち	省エネルギー対策の推進	- 暮らしにおける省エネルギー対策 - 事業活動における省エネルギー対策 - 地域における省エネルギー対策
	再生可能エネルギーの普及拡大	- 公共施設等への率先的な再生可能エネルギー導入 - 市内への再生可能エネルギー導入・活用推進
	総合的な地球温暖化対策の推進	- 吸収源対策 - 基盤的施策の推進 - 気候変動への適応

施策の方向性と各主体の役割

(1) 省エネルギー対策の推進

脱炭素の実現に向けて、エネルギー消費量を減らす、省エネルギー対策を実施します。

省エネルギー性能に優れた建築物の普及を進めるとともに、エネルギー使用量を把握し、適切な省エネ手法について情報提供や支援を行うことにより、エネルギー消費の少ないライフスタイルへの転換を促進します。

■ 市の役割

暮らしにおける省エネルギー対策

施策	担当課
住宅における省エネルギー化を促進します。	環境政策課 建築住宅課
家庭における省エネルギー性能の高い機器について導入を促進します。	環境政策課 建築住宅課
家庭におけるエネルギー消費量の把握と二酸化炭素排出量の見える化を促進します。	環境政策課
脱炭素型ライフスタイルへの転換を促進します。	環境政策課

事業活動における省エネルギー対策

施策	担当課
建築物における省エネルギー化を促進します。	環境政策課 建築住宅課
事業所における省エネルギー設備の導入を促進します。	環境政策課
エネルギー消費量の把握と二酸化炭素排出量の見える化を促進します。	環境政策課
スマート農業、林業の取組を推進します。	農業畜産課 林業水産課
脱炭素経営への移行を促進します。	環境政策課

地域における省エネルギー対策

施策	担当課
市の行う事務事業について、率先した省エネルギー対策を実施します。	環境政策課
公共交通機関の利用を促進します。	総合政策課 環境政策課
ＺＥＶ（ゼロエミッション・ビークル）等の次世代自動車の導入を促進します。	環境政策課

■ 市民の役割

- ・ 節電や節水、冷暖房機器の適切な温度設定等、省エネ行動の実施
- ・ 家庭のエネルギー使用量、二酸化炭素排出量の把握
- ・ 公共交通機関の利用
- ・ 省エネルギー型家電等、省エネタイプの機器の導入

■ 事業者の役割

- ・ 節電や節水、クールビズ、ウォームビズの推進等、省エネ行動に係る社員への周知
- ・ 事業活動におけるエネルギー使用量、二酸化炭素排出量の把握
- ・ 公共交通機関の利用、ＺＥＶの導入等の環境に配慮した移動
- ・ 設備や建物の省エネ化



出典：環境省

図 4-1 ゼロカーボンアクション30 抜粋

（２）再生可能エネルギーの普及拡大

再生可能エネルギーの普及拡大を図るため、市が率先して公共施設等へ再生可能エネルギーの導入を行うとともに、災害時のレジリエンス強化やエネルギーの地産地消を推進します。

また、住宅や事業所における再生可能エネルギー設備の導入を促進するため、普及啓発、導入支援を行います。

■ 市の役割

公共施設等への率先的な再生可能エネルギー導入

施策	担当課
公共施設等における太陽光発電設備、蓄電池の導入を推進します。	環境政策課 資産経営課
公共施設等におけるバイオマス発電・熱設備の導入を検討します。	環境政策課
公共施設において再生可能エネルギー由来電力の導入を検討します。	環境政策課 資産経営課

市内への再生可能エネルギー導入・活用推進

施策	担当課
住宅、事業所向け太陽光発電・蓄電池・太陽熱設備の導入を促進します。	環境政策課
再生可能エネルギー由来電力について切替を促進します。	環境政策課
市内のバイオマス資源について、活用を推進します。	農業畜産課 林業水産課
再生可能エネルギー供給事業者等の立地を促進します。	環境政策課 商工港湾課
下水処理において発生する消化ガスを活用し、発電を行います。	下水道課

■ 市民の役割

- ・ 太陽光発電システム等の再生可能エネルギー設備の導入
- ・ 再生可能エネルギー電力プランへの切替

■ 事業者の役割

- ・ 太陽光発電システム、バイオマス等の再生可能エネルギー設備の導入
- ・ 再生可能エネルギー電力プランへの切替

（３）総合的な地球温暖化対策の推進

本市における豊富な森林資源を活用し、二酸化炭素排出量の削減とあわせて二酸化炭素を吸収する取組を推進します。

また、環境学習については、地球温暖化について学ぶ機会の提供に努めます。

■ 市の役割

吸収源対策

施策	担当課
森林整備や除間伐等により、二酸化炭素の吸収・固定を推進します。	林業水産課
森林環境譲与税等を活用し、市産材の利用を促進します。	林業水産課
海中の藻場育成等を推進し、ブルーカーボンの活用を検討します。	林業水産課

基盤的施策の推進

施策	担当課
環境学習、環境教育において地球温暖化について学ぶ機会を提供します。	環境政策課 学校教育課
市の資源について、他自治体・企業との連携による活用を検討します。	環境政策課

気候変動への適応

施策	担当課
有収率の向上に努め、水資源の有効利用を図ります。	水道課
外来生物の防除等により自然生態系を保全します。	環境政策課
台風や大雨等による被害に備えるため、防災意識の向上やインフラの整備を推進します。	防災推進課
暑熱による熱中症予防策を推進します。	環境政策課 健康増進課

■ 市民の役割

- ・ 事業者、団体、行政等が行う森林の整備や保全活動への積極的な参加
- ・ 私有林の適正な管理
- ・ 市産材の積極的な利用
- ・ 市民や行政等が行う環境保全活動や環境イベント等への積極的な参加や協力
- ・ 地域の洪水ハザードマップや防災拠点の把握、備蓄品の適量確保
- ・ 熱中症対策の実施

■ 事業者の役割

- ・ 森林保全活動への積極的な参加や支援
- ・ 市産材の積極的な利用
- ・ 環境に関する研修会や講習会への積極的な参加
- ・ 事業者が有する環境保全技術や関連施設の情報提供等による、地域の環境学習への協力
- ・ 工場や事業所における水資源の有効利用
- ・ 従業員への熱中症対策の実施

成果指標と目標値

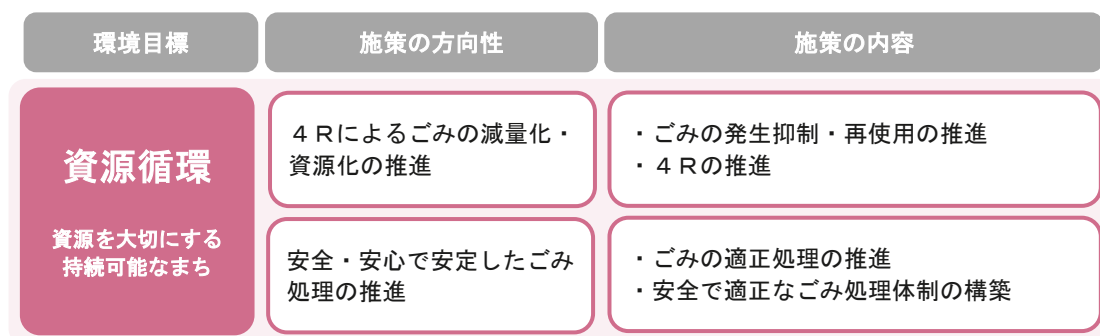
成果指標	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和16年度)
本市における二酸化炭素排出量 (t-CO ₂)	493,806	275,897
本市の事務事業における二酸化炭素排出量 (t-CO ₂)	5,875	4,219
本市における再生可能エネルギー設備の導入量 (MWh)	—	79,492
公共施設における再生可能エネルギー設備の設置箇所数 (件)	10	15
日向市駅の1日当たりの乗車人員数 (人)	1,215	1,300
市民バス年間利用者数 (人)	64,562	70,000
地域防災訓練等への参加者数 (年間) (人)	24,010	24,000
クーリングシェルター指定施設数 (件)	10	15

2 資源循環 ～資源を大切に持続可能なまち～

【貢献するSDGs】



「限られた資源を大切に、環境への負荷を最小限とする、循環型の持続可能なまち」を目指します。



施策の方向性と各主体の役割

(1) 4 Rによるごみの減量化・資源化の推進

4 Rの推進により、ごみ排出量の抑制、減量化、資源化を図ります。

■ 市の役割

ごみの発生抑制・再使用の推進

施策	担当課
生ごみ処理施設の無償貸与や広報活動等により生ごみを減量化します。	環境政策課
「30・10運動」等の普及啓発により食品ロス削減を推進します。	環境政策課
ごみの発生抑制のための効果的な手法について、広報やイベント等を通じて普及啓発を行います。	環境政策課
多量のごみを排出する事業者に対して指導体制や条例の整備等を検討し、事業系ごみ減量化を推進します。	環境政策課
市民意識や社会情勢を考慮しつつ、ごみ処理有料化を検討します。	環境政策課

4 Rの推進

施策	担当課
資源回収事業を継続し、新たな品目の資源化の可能性を検討します。	環境政策課
古紙類の資源化を推進します。	環境政策課
草木類のリサイクルを推進します。	環境政策課
公共事業における再生材の使用、廃棄物の再利用、再生利用を推進します。	環境政策課
資源回収事業や4 Rに関する普及啓発を実施します。	環境政策課

■ 市民の役割

- ・ 食品ロス削減への取組
- ・ 生ごみ処理機や堆肥化容器の活用
- ・ レンタル、リース、中古品の活用
- ・ 詰め替え商品や繰り返し使用可能な容器を用いた商品の選択
- ・ 古紙類、草木リサイクルへの協力
- ・ ごみの排出抑制、減量化、資源化への協力

■ 事業者の役割

- ・ ごみの排出を抑制するため、製造業における原材料の選択や製造工程の工夫等の取組
- ・ 過剰包装の抑制
- ・ 繰り返し使用できる商品及び耐久性に優れた商品の製造・販売
- ・ 事業系ごみに含まれる資源物の分別の徹底
- ・ 事業系一般廃棄物及び産業廃棄物の排出抑制、減量化、資源化の促進

コラム

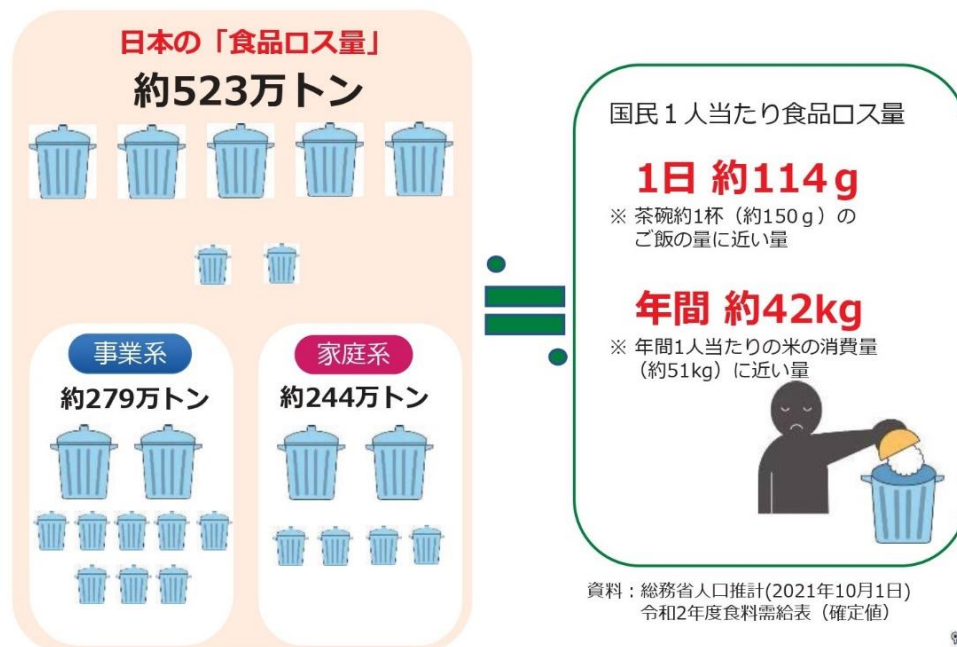
「食品ロスの現状」

WWF（世界自然保護基金）と英国の小売り大手テスコが令和3（2021）年7月に発表した報告書「Driven to Waste」によると、世界で栽培、生産された全食品のうち約40パーセントに当たる25億トンの食品が年間で廃棄されていることが分かりました。

日本でも1年間に約523万トン（令和3（2021）年度推計値）もの食料が捨てられており、これは東京ドーム5杯分とほぼ同じ量です。国民1人当たり、お茶碗1杯分のごはんの量が毎日捨てられている計算になります。

現在、地球上には約80億もの人々が生活していますが、途上国を中心に約7.4億人以上（約11人に1人）が十分な量の食べ物を口にできず、栄養不足で苦しんでいます。

多くの食品ロスを生み出しているという状況は、社会全体で解決しなくてはならない課題の一つです。



（２）安全・安心で安定したごみ処理の推進

安全で適正なごみ処理を行うため、市民・事業者ルールを順守した排出を求めるとともに、効率的で安定した収集・運搬・中間処理・最終処分までの実施体制を継続できる取組を行います。

また、クリーンステーションの適正管理や、不法投棄対策を進めるとともに、高齢化・要介護・在宅医療世帯の増加等、社会状況の変化と市民の要望に応えられる安心できめ細やかなサービスの提供へ向けた取組も推進します。

■ 市の役割

ごみの適正処理の推進

施策	担当課
ごみ減量化推進員や集合住宅の管理会社と連携・協力して不適切排出を防止する対策を講じ、排出マナー向上を促進します。	環境政策課
事業系ごみについて、ごみ処理施設に搬入する収集車の内容物検査、排出事業者及び許可事業者への立入検査等を継続して行います。	環境政策課
ごみの不法投棄防止のため啓発活動や監視体制を強化します。	環境政策課

安全で適正なごみ処理体制の構築

施策	担当課
市民のニーズに対応したまごころ収集等の収集サービスの充実を図ります。	環境政策課
安全性と安定性を確保しながら効率的な収集・運搬体制の整備に努めます。	環境政策課
関係機関との連携により、施策の実施状況に応じた適切な中間処理体制の維持に努めます。	環境政策課
最終処分場の安定的な確保のため、施設の維持管理、焼却灰や不燃性残さの削減に取り組めます。	環境政策課

■ 市民の役割

- ・ ごみの分別区分・品目、排出方法・容器・場所・日時等の排出ルールの順守
- ・ 排出禁止物（家電リサイクル法対象物等）の適正な処理
- ・ ポイ捨ても含めたごみの不法投棄防止対策への協力

■ 事業者の役割

- ・ 排出事業者における事業活動に伴って生じた廃棄物の適正処理の実施
- ・ 処理業者における適正な収集運搬及び処理の実施と安全性・安定性の確保
- ・ 処理業者における処理体制の整備と施設等の維持管理の徹底
- ・ 排出事業者及び処理業者の市の施策への積極的な協力

成果指標と目標値

成果指標	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和16年度)
ごみ総排出量（年間）（t）	19,773.29	16,802
一人一日当たりのごみ排出量（g）	935.57	917
ごみの資源化率（％）	18.26	20

3 自然環境 ～豊かな自然が生き物を育むまち～

【貢献するSDGs】



「緑あふれる山と里地里山の懐かしい風景、清らかに流れる川と紺碧の海が、まばゆい太陽の光の中で、いつまでも輝き続けるまち」を目指します。

環境目標	施策の方向性	施策の内容
自然環境 豊かな自然が 生き物を育むまち	森、里山の保全と活用	・ 森林の保全と活用 ・ 潤いのある農村地域の形成 ・ 環境保全型農業の推進 ・ 地産地消の推進
	水質と水辺環境の保全	・ 水源の環境保全 ・ 水質保全対策の推進 ・ 水辺環境の保全と整備
	生物多様性の保全	・ 動植物の生息、生育環境の保全 ・ 定期的なモニタリングの実施

施策の方向性と各主体の役割

(1) 森、里山の保全と活用

森林は、自然環境や動植物の生態系を保全し、良好な景観を形成するとともに、国土の保全、水源の涵養、地球温暖化の原因となっている二酸化炭素の吸収源など公益的かつ多面的な役割を果たしており、その機能を維持するための取組を推進します。

■ 市の役割

森林の保全と活用

施 策	担当課
森林整備計画や森林経営計画に基づく森林の適正な管理、保全を推進します。	林業水産課
治山事業を推進し、保安林の機能強化を図ります。	林業水産課
森林づくり活動を支援します。	林業水産課
林野火災予防のため、啓発活動に取り組みます。	消防本部
森林の特性を生かし、レクリエーションの場としての活用を図ります。	林業水産課
地域資源を活用したツーリズムの振興を図ります。	観光交流課

潤いのある農村地域の形成

施 策	担当課
農地、水、環境の良好な保全とその質の向上を図ります。	農業畜産課
農地の集積等による優良農地の確保と農業用水の維持管理に努めます。	農業畜産課

環境保全型農業の推進

施 策	担当課
農地や水を守る共同活動を支援します。	農業畜産課
環境保全型農業の取組を推進します。	農業畜産課
家畜排せつ物の適正処理を促進し、バイオマス資源としての活用を推進します。	農業畜産課

地産地消の推進

施 策	担当課
農畜産物直売所等を活用し、地産地消を推進します。	農業畜産課
家庭、地域、学校などにおける食育、地産地消を推進します。	学校給食センター
地場製品の消費拡大を推進します。	林業水産課 観光交流課 ふるさと物産振興課
農村地域外との交流・共生を促進します。	農業畜産課
林業、水産業の体験や交流活動を推進します。	林業水産課

■ 市民の役割

- ・ 事業者、団体、行政等が行う森林の整備や保全活動への積極的な参加
- ・ 私有林の適正な管理
- ・ 市産材の積極的な利用
- ・ 自然とのふれあいやツーリズム等への参加によるふるさとの自然への理解
- ・ 自然公園等を利用するときの規制の遵守と自然環境への配慮
- ・ 環境保全型農業への理解

■ 事業者の役割

- ・ 森林保全活動への積極的な参加や支援
- ・ 開発行為を行おうとするときの自然環境への配慮
- ・ 市産材の積極的な利用
- ・ 木質バイオマスの積極的な活用
- ・ 自然とのふれあいや農林漁業を体験するツーリズムへの協力
- ・ 農業用排水路や農道等の維持管理への協力
- ・ 荒廃農地の解消に向けた取組への協力
- ・ 有機農業、農薬や化学肥料の使用を低減化するなど、環境に配慮した農業を推進する取組への協力
- ・ 家畜排せつ物の適正処理やバイオマス資源としての活用

（２）水質と水辺環境の保全

耳川をはじめ多くの河川や日豊海岸国定公園に指定され変化に富んだ海岸線は、多様な自然環境と美しい景観を形成しているため、その水質や水辺環境の保全を推進します。

■ 市の役割

水源の環境保全

施 策	担当課
河川の状態を的確に把握し、環境保全や水質汚濁防止に関する啓発活動を行います。	環境政策課
関係機関と連携し、耳川流域の森林の水源涵養林としての機能向上に努めます。	林業水産課

水質保全対策の推進

施 策	担当課
公共下水道事業の概成を図り、施設の機能強化及び維持管理に努めます。	下水道課
浄化センター等の処理施設の共同化を図り、機能充実及び維持管理に努めます。	下水道課 環境政策課
合併処理浄化槽の普及促進を図ります。	下水道課
農業集落排水施設の機能充実及び維持管理に努めます。	下水道課
家畜排せつ物の適正処理を推進します。	農業畜産課

水辺環境の保全と整備

施 策	担当課
日豊海岸国定公園の海岸線を保全します。	環境政策課
国や県と連携し、海岸の保全や漂着物対策に努めます。	環境政策課
水辺環境の利用促進や水生動植物の保護を推進します。	環境政策課
国や県と連携し、自然環境に配慮した計画的な河川と海岸の整備、維持管理を推進します。	建設課
河川清掃や産卵場造成等により河川環境の保全を図ります。	林業水産課

■ 市民の役割

- ・ 水辺環境や水源を良好に保つ取組への協力
- ・ 公共下水道、農業集落排水施設への接続
- ・ 公共下水道事業及び農業集落排水事業の区域外における合併処理浄化槽の設置と適正な維持管理
- ・ 生活排水による水質汚濁の現状の理解と油の適正処理や洗剤の適量使用等、家庭での生活排水対策の実践
- ・ 河川や海岸の環境保全活動への積極的な参加

■ 事業者の役割

- ・ 河川の浄化や森林の保全に関する活動への積極的な参加
- ・ 水質汚濁防止のための排水処理施設の整備や適正管理
- ・ 農薬等の適正使用や家畜排せつ物の適正処理等による公共用水域における水質汚濁防止の取組
- ・ 開発行為を行おうとする時の水辺環境保全のための取組
- ・ 河川や海岸の環境保全活動への積極的な参加や支援

（３）生物多様性の保全

自然豊かな河川や海岸に生息、生育している多様な動植物の保全を推進します。

■ 市の役割

動植物の生息、生育環境の保全

施 策	担当課
多様な動植物の生態系の基盤を形成している海浜植生や湿地等の保全に努めます。	環境政策課
アカウミガメ、コアジサシ、ハマグリ の繁殖地を保全します。	教育総務課 環境政策課 林業水産課
市民に親しまれ、由緒由来がある樹木、樹林を指定し、保存に努めます。	環境政策課
水産資源の保護増殖を図るため、魚貝類の放流を支援します。	林業水産課
藻場や干潟などの再生、保全活動を支援します。	林業水産課
公共事業を実施するときは、動植物の生息、生育環境の保全に配慮します。	公共事業担当課

定期的なモニタリングの実施

施 策	担当課
国や県と連携し、動植物の生息、生育環境の継続的なモニタリングを行います。	環境政策課

■ 市民の役割

- ・ 動植物の保護意識の向上
- ・ 自然公園等における規制の遵守と動植物の保全、保護活動への協力
- ・ 外来種などの動植物の適切な飼育や栽培
- ・ 動植物の売買に関する規制の遵守

■ 事業者の役割

- ・ 開発行為を行おうとするときの動植物の生息、生育環境への配慮
- ・ 動植物の売買に関する規制の遵守
- ・ 動植物の保全活動への積極的な協力

成果指標と目標値

成果指標	現状値 (令和５年度)	目標値 (令和１６年度)
森林経営計画及び森林経営管理権集積計画のカバー率※（％）	43	50
森林づくり活動参加者数（人）	36	100
有機農業や減農薬、減化学肥料栽培面積（ha）	16	40
河川のＢＯＤ環境基準達成度（％）	100	100
生活排水処理率（％）	83.2	90.8

※森林経営計画面積＋集積計画面積／対象森林面積×１００

4 生活環境 ～自然と調和した快適に暮らせるまち～

【貢献するSDGs】



「誰もが身近な自然と美しい風景、ふるさとの歴史を感じることができ、安全、安心、快適に暮らせるまち」を目指します。

環境目標	施策の方向性	施策の内容
生活環境 自然と調和した 快適に暮らせる まち	環境の監視と保全対策の推進	・環境モニタリングの実施 ・公害防止及び環境保全対策の実施
	快適な都市空間の創造	・公園、緑地の整備 ・土地区画整理、住環境の整備 ・ユニバーサルデザインの導入
	美しい景観の保全	・美しい景観の保全と形成 ・美化運動の推進
	歴史的、文化的環境の保全と活用	・地域の伝統文化や文化財の伝承 ・芸術文化活動の振興

施策の方向性と各主体の役割

(1) 環境の監視と保全対策の推進

国や県と連携して市内の大気や水質などの環境モニタリングを継続して行い、その状況把握と市民や事業者への情報提供を行います。

また、良好な生活環境を守るため、公害防止や環境保全対策の取組を推進します。

■ 市の役割

環境モニタリングの実施

施策	担当課
公共用水域における水質測定を定期的に行います。	環境政策課
公共用水域や公園でダイオキシン類の調査を行います。	環境政策課
河川環境モニターによる河川環境の監視を行います。	環境政策課
国や県と連携して大気、水質などの汚染状況の把握に努めます。	環境政策課
自動車交通による騒音の状況を把握するため、定期的に調査を行います。	環境政策課

公害防止及び環境保全対策の実施

施策	担当課
市民、事業者の公害防止意識の向上を図ります。	環境政策課
事業所などからの届出や報告により環境管理状況の把握に努めます。	環境政策課
県と連携して工場や事業所への立入調査を実施します。	環境政策課
開発行為については、環境保全に配慮するよう指導します。	環境政策課

■ 市民の役割

- ・ 行政が行う環境監視活動への協力
- ・ 河川の環境保全や水質汚濁防止への協力
- ・ モニタリング結果の把握
- ・ 日常生活における騒音や悪臭等の発生防止
- ・ ごみの屋外焼却禁止の遵守
- ・ 屋外焼却禁止の例外事項を行うときの近隣住民への配慮
- ・ 犬や猫などのペットを飼育するときの近隣住民への配慮

■ 事業者の役割

- ・ 行政が行う環境保全のための調査や監視活動への協力
- ・ 事業活動に伴う公害関係法令の遵守
- ・ 水質汚濁防止のための排水処理施設の適正管理
- ・ ばい煙等の大気汚染物質の削減
- ・ 工場や事業所での騒音、振動、悪臭防止対策の徹底
- ・ 工事に伴う騒音、振動の発生抑制
- ・ 深夜営業に伴う近隣住民への配慮
- ・ ごみの屋外焼却禁止の遵守
- ・ 事業活動で使用する化学物質の適正管理と適正処理

（２）快適な都市空間の創造

市民が安全、安心な住環境を享受できるように、まちづくりの中での公園と緑地の整備や快適な住環境の創造を目指した取組を推進します。

■ 市の役割

公園、緑地の整備

施策	担当課
公園、緑地の整備を推進します。	市街地整備課
安全、安心な公園を目指した維持管理を実施します。	市街地整備課
農村公園、森林公園の維持管理に努めます。	農業畜産課 林業水産課

土地区画整理、住環境の整備

施策	担当課
優良な市街地を形成するため、土地区画整理事業を推進します。	市街地整備課
住環境の改善や防災力の向上のため、雨水環境の整備等、住環境の整備を進めます。	建設課 建築住宅課
住環境の改善や防災力の向上のため、浸水被害軽減対策に取り組めます。	下水道課
側溝清掃など地域が自主的に取り組む環境衛生の保全活動について支援を行います。	環境政策課
空き家の所有者へ空き家等情報バンクへの登録を働きかけ、空き家の活用を促進します。	建築住宅課

ユニバーサルデザインの導入

施策	担当課
全ての市民が安全に、安心して生活できるように、ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりを推進します。	建設課 建築住宅課 福祉課 観光交流課

■ 市民の役割

- ・公園、緑地、その他の公共施設での環境美化への協力
- ・公園、緑地の維持管理への協力
- ・行政が行う快適な住環境を推進するための施策への理解と協力

■ 事業者の役割

- ・公園、緑地、その他の公共施設での環境美化への協力
- ・工場、事業所敷地の緑化の推進
- ・施設等の整備に伴うユニバーサルデザインの導入

（３）美しい景観の保全

良好な景観の保全と地域の特性を生かした景観形成のまちづくりを計画的に推進して魅力ある街並みを創出します。また、美化活動の推進により景観に対する意識の向上を図ります。

■ 市の役割

美しい景観の保全と形成

施 策	担当課
全市緑化を推進して緑豊かな美しい都市空間の創出を図ります。	市街地整備課
魅力ある景観づくりを進め、地域の活性化を推進します。	都市政策課
市民が主体的に行う景観まちづくり活動を支援します。	都市政策課
景観講演会、景観セミナーなど、美しい景観を保全、形成する意識の向上を図ります。	都市政策課
景観計画について必要に応じて区域や規制の内容を見直すとともに、地域の特性に応じた土地利用を計画的に推進します。	都市政策課
公共事業を実施するときは、良好な景観形成を先導するよう取り組みます。	公共事業担当課

環境美化活動の推進

施 策	担当課
市民総ぐるみで行う環境美化活動を開催します。	環境政策課
市民、事業者の環境美化活動を支援します。	環境政策課
花のあふれるまちづくりを推進します。	市街地整備課
ホームページや広報紙を活用し、美化、緑化に対する市民意識の向上を図ります。	環境政策課

■ 市民の役割

- ・住宅建築時における周辺の自然景観や街並みへの配慮
- ・環境美化や緑化活動への積極的な参加や協力
- ・生け垣の設置や植栽による自宅敷地内の緑化

■ 事業者の役割

- ・施設等の整備時における周辺の自然景観や街並みへの配慮
- ・屋外広告等の設置時における関係法令の遵守と周辺の自然景観や街並みへの配慮
- ・環境美化や緑化活動への積極的な参加や協力
- ・工場、事業所敷地内の緑化の推進

（４）歴史的、文化的環境の保全と活用

本市の歴史的、文化的な遺産を継続して保存するとともに、これらの遺産を生かしたまちづくりや文化に触れることができる取組を推進します。

■ 市の役割

地域の伝統文化や文化財の伝承

施 策	担当課
地域の伝統文化の保存と活用を推進し、情報発信に努めます。	教育総務課
文化財の保護に努め、調査、指定、保存及び公開を進めます。	教育総務課

芸術文化活動の振興

施 策	担当課
芸術文化活動の充実に努めます。	スポーツ・文化振興課
文化施設の効率的な活用を図ります。	スポーツ・文化振興課

■ 市民の役割

- ・ 地域の歴史や文化への理解と学習
- ・ 地域の伝統文化の伝承活動への協力
- ・ 文化財の情報提供と保存活動への協力
- ・ 様々な芸術文化活動への参加と芸術文化に関する意識の向上

■ 事業者の役割

- ・ 地域の歴史や文化への理解と保存伝承への協力
- ・ 開発行為を行おうとするときの文化財の調査や保存活動への協力

成果指標と目標値

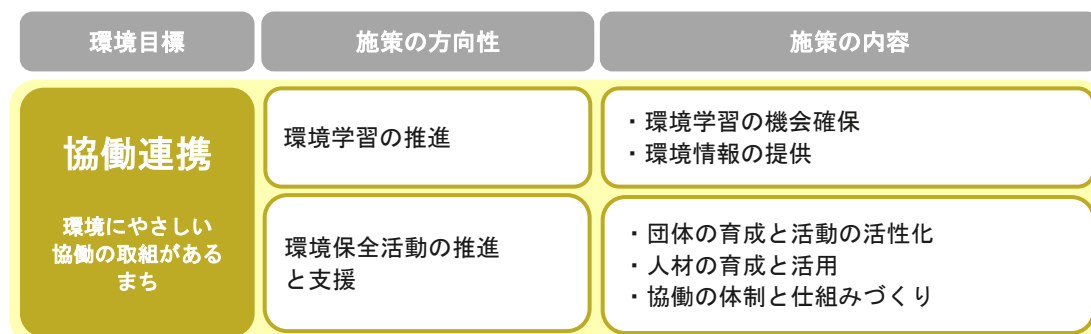
成果指標	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和16年度)
公害苦情処理件数(件)	129	60
「クリーンアップ日向」の参加者数(人)	819	850
美化活動ボランティア団体清掃用品(軍手、ごみ袋)提供数(軍手: 双、ごみ袋: 袋)	軍手: 2,623 ごみ袋: 3,391	軍手: 3,500 ごみ袋: 3,000
景観に関するイベントへの参加者数(累計)	—	4,120

5 協働連携 ～環境にやさしい協働の取組があるまち～

【貢献するSDGs】



「環境を大切にする心を育み、みんなが互いに連携した、環境にやさしい協働の取組があるまち」を目指します。



施策の方向性と各主体の役割

(1) 環境学習の推進

市民の環境問題に対する理解と関心を深めるため、家庭、学校、職場、地域その他のあらゆる場における環境学習の機会を確保するとともに、ホームページや広報紙を通じて効果的に環境情報を提供します。

■ 市の役割

環境学習の機会確保

施 策	担当課
学校におけるふるさと教育を推進し、環境教育への興味・関心の醸成を図ります。	学校教育課
家庭、学校、地域が一体となり、青少年の健全育成の一環として環境に関わる活動を実施します。	生涯学習課
事業所や地区公民館等において環境学習の機会を提供します。	生涯学習課 環境政策課

環境情報の提供

施 策	担当課
ホームページや広報紙、環境学習の機会等を通じて環境情報を積極的かつ効果的に発信します。	環境政策課
市民の学習ニーズに応えた資料の収集、整理、保存と情報の発信に努めます。	図書館

■ 市民の役割

- ・ 環境問題について家族で話し合う機会の確保
- ・ 家庭、学校、地域等における環境学習への積極的な参加
- ・ 日常生活における環境情報の積極的な活用

■ 事業者の役割

- ・ 環境に関する研修会や講習会への積極的な参加
- ・ 従業員研修等を通じた職場における環境意識の向上
- ・ 事業者が有する環境保全技術や関連施設の情報提供等による、地域の環境学習への協力

（２）環境保全活動の推進と支援

環境保全活動を市民、事業者、行政との協働により推進するため、市民団体や自治会等の活動を支援するとともに、その核となるリーダーの育成や活用できる取組を行います。

また、団体間の交流促進を図り、活動の実践を通して協働の仕組みづくりを進めます。

■ 市の役割

団体の育成と活動の活性化

施 策	担当課
市民が主体的に行う地域づくり活動を支援します。	地域コミュニティ課
自治会の地域活動を支援します。	地域コミュニティ課
まちづくり協議会の活動を支援します。	地域コミュニティ課
NPO法人の設立を支援します。	地域コミュニティ課
市民、事業者の環境保全活動を支援します。	環境政策課

人材の育成と活用

施 策	担当課
市民活動団体のリーダーを養成して活動の活性化を図ります。	地域コミュニティ課
ごみ減量化推進員や河川環境モニターの資質向上のため、学習機会や情報の提供を行います。	環境政策課
環境保全活動に関わる人材の活用に努めます。	環境政策課

協働の体制と仕組みづくり

施 策	担当課
協働に関する情報発信を行い、市民、事業者、行政の意識の向上を図ります。	地域コミュニティ課
市民活動の情報を提供し、団体間の相互理解とネットワークづくりを支援します。	地域コミュニティ課
まちづくり協議会との協働の地域づくりを推進します。	地域コミュニティ課

■ 市民の役割

- ・ 市民や行政等が行う環境保全活動への積極的な参加や協力
- ・ 自らの持つ知識、経験、技能の環境保全活動への活用
- ・ 団体自らの会員の拡大や活動内容の拡充
- ・ 団体、事業所、行政等の各主体の役割への理解とネットワークづくりへの協力

■ 事業者の役割

- ・ 市民や行政等が行う環境保全活動への積極的な参加や協力
- ・ 事業活動における環境配慮の自主的な取組の推進

成果指標と目標値

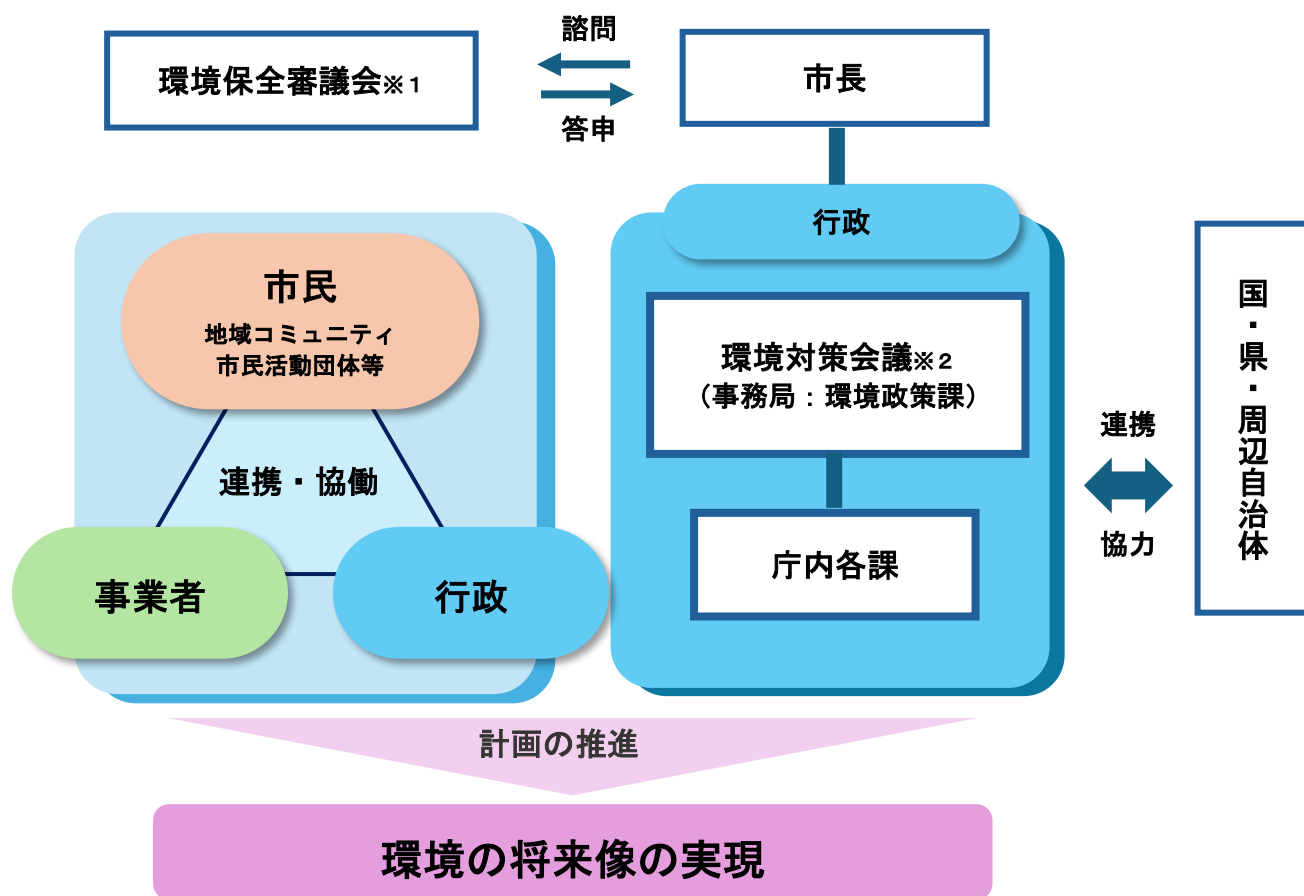
成果指標	現状値 (令和 5 年度)	目標値 (令和 16 年度)
水辺環境調査参加者数 (人)	255	250
ごみ処理に関する学習会参加者数 (人)	239	240

1 推進体制

本計画の推進にあたっては、市民、事業者、行政の各主体が、それぞれの責務（日向市環境基本条例第4条：市の責務、第5条：市民等の責務、第6条：事業者の責務）や役割を果たしながら、協働の取組を進めていく必要があります。

また、国、県、他自治体等の様々な主体とも連携、協働をし、一丸となって将来像の実現を目指します。

図5-1に示すように、地域社会を構成する地域コミュニティや市民活動団体等の活動を中心に、その他の関係機関も含め相互に連携しながら、総合的に取組を推進します。



※1：環境保全審議会…日向市環境基本条例（第24条）に規定された機関。学識経験者、事業者、公共的団体、市民活動団体の代表者、公募による市民、行政機関の職員で組織され、環境基本計画の策定、見直し、環境政策に関する基本的及び重要事項について調査、審議します。

※2：環境対策会議…日向市環境基本条例（第11条）に基づく行政内の組織。環境基本計画の策定、見直し、進行政管理、環境政策に関する重要事項についての協議、調整を行います。

図5-1 計画の推進体制

2 進捗管理

計画の進捗管理にあたっては、計画（Plan）、実行（Do）、点検・評価（Check）、見直し（Action）のPDCAサイクルに基づき、本計画の進捗状況を常に把握するとともに、環境問題に対して状況に応じた取組が推進できるよう、環境対策会議において進捗管理を行います。

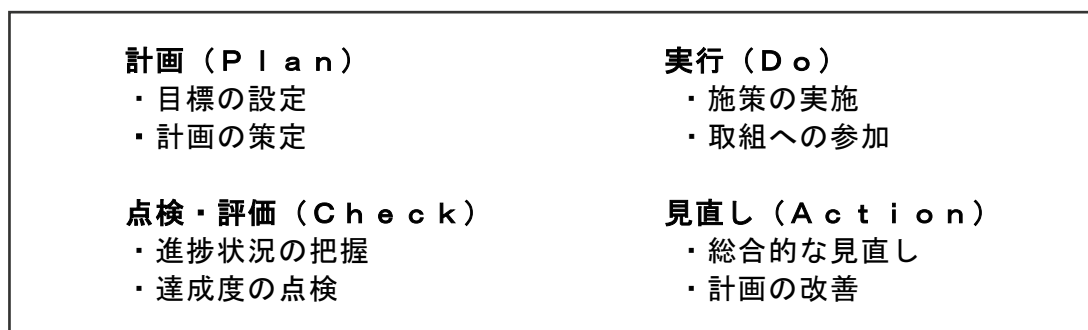


図 5-2 PDCAサイクル



1 用語集

あ 行

●悪臭防止法

悪臭を防止するため、昭和46年に制定された法律。悪臭の原因となる特定悪臭物質の指定、工場その他の事業場から悪臭物質の排出・漏出を規制するための規制地域の指定及び規制基準の設定、悪臭物質を排出する事業者に対する規制基準の厳守、義務付け、これに違反する事業者への改善勧告や改善命令等を定めている。

●ウォームビズ

地球温暖化対策活動の一環として、過度な暖房に頼ることなく、20℃以下の室温でも重ね着やひざ掛けの利用等により冬を快適に過ごすライフスタイルのこと。

●エコドライブ

温室効果ガスや大気汚染の原因物質の排出を減らすために環境に配慮した運転を行うこと。穏やかにアクセルを踏んで発進する、加速・減速の少ない運転、無駄なアイドリングをしない、燃費を把握すること等が挙げられる。

●屋外焼却

屋外での廃棄物の焼却は、公益上、社会習慣上など一部の例外を除き、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により禁止されており、違反者には罰則の適用がある。

●オゾン層

地球の大気中でオゾンの濃度が高い部分のこと。オゾン層は、太陽からの有害な波長の紫外線の多くを吸収し、地上の生態系を保護する役割を果たしている。

●温室効果ガス

赤外線を吸収及び再放射する性質のある気体。地表面から放射される赤外線の一部を吸収して大気を暖め、また熱の一部を地表に向けて放射することで、地球を温室のように暖

める。「地球温暖化対策の推進に関する法律」では、二酸化炭素(CO_2)、メタン(CH_4)、一酸化二窒素(N_2O)、ハイドロフルオロカーボン類(HFCs)、パーフルオロカーボン類(PFCs)、六フッ化硫黄(SF_6)、三フッ化窒素(NF_3)の7種類を温室効果ガスと定め削減対象としている。

か 行

●カーボンニュートラル

温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させること。「排出を全体としてゼロ」にすることを目指しており、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理等による「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすることを意味する。

●家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律

家畜農家から出る家畜ふん尿の管理基準の設定と利用の促進を図り、有害物質の地下浸透など生活環境への影響を防止するため、平成11(1999)年に制定された法律。

●合併処理浄化槽

し尿と生活雑排水(台所、洗濯等に使用した水)を戸別に処理する浄化槽のこと。従来のし尿のみを処理する単独浄化槽よりも河川等の公共用水域の汚濁を軽減する効果がある。

●環境基準

環境保全のために国や地域が定める目標値で、大気、水質、土壌などの環境を健全に保つ基準のこと。法的な規制とは異なり、達成すべき目標として設定される。人々の健康保護や生態系の保全を目的としている。

●環境基本計画

環境基本法第15条に基づき、政府全体の環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱を定めるもの。

●環境配慮型の製品

環境に配慮あるいは環境保全に貢献している製品のこと。

●環境への負荷

人が環境に与える負担のこと。環境基本法では、「人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるもの」と定義されている。

●環境保全型農業

環境の保全と作物の生産性の調和を保ちながら実践する持続的な農業のこと。例として、化学肥料や農薬の使用量を減らすことなどがある。

●気候変動適応法

政府による気候変動適応計画の策定、環境大臣による気候変動影響評価の実施、国立研究開発法人国立環境研究所による気候変動への適応を推進するための業務の実施、地域気候変動適応センターによる気候変動への適応に関する情報の収集および提供等の措置を実施することが定められている。

●給水区域内人口

厚生労働大臣等の許可を受け、需要に応じて給水を行うこととした区域内の居住人口のこと。

●給水人口

給水区域内に居住し、水道事業より給水を受けている人口のこと。

●クーリングシェルター

熱中症対策のために設置される、涼しい環境を提供する施設やスペースのこと。冷房設備が整った公共施設や日陰を利用した休憩場所が対象となる。高齢者や子どもなど、暑さの影響を受けやすい人々の避難場所として活用され、地域の防災や健康維持に寄与する。

●クールビズ

地球温暖化対策活動の一環として、過度な冷房に頼ることなく、室温を28℃に管理する、執務中の軽装等様々な工夫をして夏を快適に過ごすライフスタイルのこと。

●下水道

生活環境の改善や公共用水域の水質汚染を図るため、一般家庭や事業所等から排出される汚水及び雨水を排除するための管渠、ポンプ場及び汚水処理場から構成される施設を

指す。下水道法上の下水道には、市街地及び周辺地域を対象に市町村単位で整備する「公共下水道」、2つ以上の市町村にまたがり広域的に整備する「流域下水道」、主として市街地における雨水を排除するために市町村が管理する「都市下水路」がある。

●光化学オキシダント

大気中の窒素酸化物や炭化水素が、太陽からの紫外線を受けて光化学反応を起こし、二次的に生成する物質の総称。光化学オキシダント濃度が高くなり、空にもやがかかったような状態を「光化学スモッグ」と呼ぶ。

●公害

環境基本法では、「事業活動などに伴い生ずる相当範囲にわたる①大気汚染、②水質汚濁、③土壤汚染、④騒音、⑤振動、⑥地盤沈下、⑦悪臭によって人の健康又は生活環境に係る被害が生ずること」と定義される。この7公害を「典型7公害」と呼ぶ。

●公共用水域

河川、湖沼、湾岸、沿岸海域など、公共の水域や、それにつながる用水路や排水路のこと。公共のために使われる水域全体のことを指す。

●国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）

平成27（2015）年11月30日から12月13日まで、フランス・パリにおいて開催された地球温暖化対策を講じるための会議。協議を重ねた結果、新たな法的枠組みである「パリ協定」が採択された。

●コミュニティバス

行政が中心となって、既存の路線以外のバスを必要としている地域に走らせるバスのこと。

さ 行

●再生可能エネルギー

石油等の化石エネルギーのように枯渇する心配がなく、温室効果ガスを排出しないエネルギー。太陽光、風力、地熱、水力、バイオマス等がある。

●産業革命

18世紀半ばから19世紀にかけて起こった、生産活動の中心が「農業」から「工業」へ移ったことで生じた社会の大きな変化のこと。

●次世代自動車

「ハイブリッド」「電気自動車」「燃料電池車」「天然ガス自動車」の4種類を指しており、環境に考慮し、二酸化炭素の排出を抑えた設計の自動車のこと。

●自然共生社会

生態系が適切に保たれ、自然の恵みを将来にわたって享受できる社会のこと。ライフスタイルの変化、外来種の侵入、過剰な開発行為等により自然環境や生物多様性は損なわれてしまうため、自然との共生を考えた取組を推進することが必要とされる。

●自然公園

自然の風景地を利用して整備される公園のこと。国立公園、国定公園及び都道府県立自然公園の3種類がある。

●指定希少野生動植物

宮崎県野生動植物の保護に関する条例により指定された動植物のこと。現在49種類の動植物が指定されており、捕獲、採取、所持、譲渡等が禁止されている。違反者には罰則の適用がある。

●指定文化財

文化財保護法、文化財保護条例などにより規定された文化財のこと。有形文化財、無形文化財、民俗文化財、史跡、名勝、天然記念物、伝統的建物群のうち、特に重要なもので保存の必要があるものを指定し、保護と活用が図られている。

●循環型社会

ごみの排出を極力抑え、使えるものはできるだけ再利用し、使えないものは適正に処分することにより天然資源の消費を抑制し、環境への負荷を可能な限り減少させる社会のこと。

●省エネルギー

石油や石炭、天然ガス等、限りあるエネルギー資源がなくなってしまうことを防ぐため、エネルギーを効率よく使うこと。

●生涯学習人材バンク

日向市内の各分野で活躍している豊富な知識、技能、技術等を有する人材を幅広く発掘し、その情報を提供することにより、市民がお互いに学び合う生涯学習を支援し、豊かな地域社会をつくることを目標にした制度。

●森林環境譲与税

市町村においては、間伐等の「森林の整備に関する施策」と人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の「森林の整備の促進に関する施策」に充てるために国から譲与される税金のこと。

●水源の涵養

森林の土壌が、降水を貯め、河川へ流れ込む水量を平準化して安定させることと、雨水が土壌を通過することにより水質が浄化される機能のこと。

●スマート農業、林業

ロボット技術やICT（情報通信技術）を活用して、超省力・高品質生産を実現する新たな農業や林業のこと。

●生活排水

一般の家庭から排出される汚水のこと。台所、浴室、洗濯等からの排水に加え、し尿等の浄化槽からの放流水のことを指す。

●生態系

生物群集（植物群集と動物群集）及びそれらを取り巻く自然界の物理的、化学的環境要因が総合された物資系を指す。自然環境を基準にして陸地生態系、海洋生態系等に区別され、また、生物群を基準にして森林生態系、鳥類生態系等に区別される。

●生物多様性

地球上のあらゆる生物種の多様さを意味する。①生物種の数が多いという「種間の多様性」②同じ種の中でもそれぞれの個体が有している遺伝形質が異なるという「種内の多様性（遺伝子の多様性）」③これらの生物とその生息環境からなる生態系が多様であるという「生態系の多様性」という3つのレベルの多様性を含む。

●ゼロカーボンアクション30

「2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現」を目指し、ひとりひとりができることから暮らしを脱炭素化するための環境省が推奨するアクション。

●ゼロカーボンシティ

2050年に二酸化炭素の排出量を実質ゼロにすることを目指す旨を首長が公表した地方自治体のこと。

●全窒素

水中に含まれる窒素化合物中の窒素の総量のこと。窒素はリンとともに水系を富栄養化させ、赤潮の原因となる。

●全リン

水中に含まれるリン化合物中のリンの総量のこと。リンは窒素とともに水系を富栄養化させ、赤潮の原因となる。

た 行

●ダイオキシン類

ダイオキシン類対策特別措置法では、ポリ塩化ジベンゾ-バラ-ジオキシン（PCDD）及びポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）にコプラナ-ポリ塩化ビフェニル（Co-PCB）を含めてダイオキシン類と定義している。これらは、共通の構造を持ち、類似した毒性を示す。

●大腸菌群数

大腸菌及び大腸菌と性質が似ている細菌の数のこと。水中の大腸菌群数は、し尿汚染の指標として広く使われる。

●脱炭素経営

気候変動対策（脱炭素）の視点を織り込んだ企業経営のこと。

●地球温暖化対策推進法

地球温暖化対策の推進に関し、社会経済活動等による温室効果ガスの排出の抑制等を促進するための措置を講ずること等により、国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする法律。

●治水

洪水・高潮等の水害を防ぐこと。

●デマンドタクシー（バス）

予約する利用者に応じて運行するタクシー（バス）のこと。定時・定路線の公共交通とは異なり、需要に応じて時刻や経路を設定する。

●特定外来生物

日本の在来種を捕食、競合することで生態系を乱し、人の生命や農林水産業等に被害を及ぼす、又はそのおそれのある外来生物のこと。これらの生物による被害防止のために、特定外来生物の飼養、栽培、保管、運搬、輸入等は規制されている。

●特定施設

公害規制法令による規制の対象となっている施設であり、著しい騒音、振動等が発生させる施設のこと。

●都市計画

都市生活の健全な発展を目指して、各種施設の秩序ある整備を図る総合的な計画のこと。将来の都市の発展を想定し、住宅、商工業地域、公園、緑地等を適切に配置し、上下水道や交通網の整備をするなど、都市の物質的な環境の整備や改善が主な内容となっている。

な 行

●難分解性

環境中において化学物質が生物的又は非生物的に容易に分解されないこと、又はその性質。環境中に放出された難分解性の化学物質は分解されずに環境中に残留し、人の健康や生物に影響を及ぼす場合がある。

●二酸化硫黄（SO₂）

化石燃料の燃焼などで排出される無色、刺激臭のある気体のこと。人の呼吸器を刺激し、せき、喘息、気管支炎などの症状を引き起こす場合がある。

●二酸化炭素（CO₂）

化石燃料の燃焼などで排出される無色、無臭の気体で温室効果ガスの一つ。加圧して固体化したものがドライアイスである。

●二酸化窒素（ NO_2 ）

化石燃料の燃焼などで排出される赤褐色、刺激臭のある気体のこと。人の呼吸器に影響を及ぼすだけでなく、光化学反応により光化学オキシダントを生成する原因物質の一つとなる。

●日豊海岸国定公園

大分県中部から宮崎県北部にかけての海岸線に設置された国定公園。北端は大分県大分市の佐賀関、南端は日向市の美々津地区近辺に位置する。リアス海岸が発達しているため、好漁場が多いことが特徴。

●日本の快水浴場百選

平成18（2006）年に環境省が選定した全国100か所の水浴場のこと。日向市では伊勢ヶ浜が選定されている。

●日本の渚百選

平成8（1996）年に日本の渚百選中央委員会が選定した全国100か所の渚のこと。日向市ではお倉ヶ浜が選定されている。

●農業集落排水施設

農業振興地域において水質汚濁による農業被害の解消と生活環境の向上を図るため、し尿や生活雑排水を集散的に処理する施設のこと。

は 行

●バイオマス

生物資源（bio）の量（mass）を表す概念で、再生可能な生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの。

●バイオマス発電

木材や植物残さ等のバイオマス（再生可能な生物資源）を原料として発電を行う技術のこと。

●ハザードマップ

自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・避難経路等の防災関係施設の位置等を表示した地図のこと。

●パリ協定

温室効果ガス削減等について、すべての国が参加する公平かつ実効的な枠組みとして平成27（2015）年12月に気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）で採択された。発効に必要な要件を満たしたことで、平成28（2016）年11月4日に発効された。

●微小粒子状物質（ $\text{PM}_{2.5}$ ）

大気中に浮遊している粒子状物質のうち、粒径 $2.5\mu\text{m}$ 以下のもの。発生源は工場のばい煙、自動車排出ガスなどの人の活動に伴うもののほか、火山や森林火災など自然界に由来するものがある。粒径が非常に小さいため、気管を通過し、肺胞などに付着して人体に影響を及ぼすとされている。

●日向市景観基本計画

本市の景観づくりにおける将来像を明確にし、様々な施策を景観の観点から総合的、体系的に展開していくために策定された計画。

●日向市都市計画マスタープラン

都市の将来像や整備方針を明確にし、行政と住民がそれらを共有しながら実現していくことを目的とする計画。

●日向市農林水産業振興計画

本市の農林水産業の発展に向け、具体的な取組を示すために策定された計画。

●標準伐期齢

市町村森林整備計画において、地域の標準的な主伐の林齢として定められるもの。主要な樹種ごとに、平均成長量が最大となる年齢を基準として、森林の有する公益的機能、既往の平均伐採齢及び森林の構成を勘案して定められている。

●浮遊粒子状物質

大気中に浮遊している粒子状物質のうち、粒径 $10\mu\text{m}$ 以下のもの。発生源は工場のばい煙、自動車排出ガスなど人の活動に伴うもののほか、火山や森林火災など自然界に由来するものがある。呼吸器系に沈着し、人体に影響を及ぼすとされている。

●ブルーカーボン

海藻や植物プランクトン等によって、大気中の二酸化炭素が海域に取り込まれ、固定される炭素のこと。

ま 行

●メタン (CH₄)

天然ガスの主成分で、常温では気体であり、よく燃える。温室効果ガスの一つ。湿地や水田から、あるいは家畜及び天然ガスの生産やバイオマス燃焼等、その放出源は多岐にわたる。温室効果の強さは二酸化炭素を1とすると、約25倍。

ら 行

●ライフライン

日常生活に必須な社会インフラのこと。元々の英語 (l i f e l i n e) の意味は「命綱」だが、日本では、電気・ガス・水道 (上水道、下水道) 等の公共公益設備、電話やインターネット等の通信設備、人の移動手段である鉄道・バス等の輸送 (交通) システム等、生活や生命の維持に必要なものが該当する。

●リアス海岸

山地や丘陵の谷に海水が侵入してできた入り江が顕著に連なって見られる海岸地形のこと。

●レジリエンス

「回復力、復元力、弾力性」といった意味の単語で、災害時においては、災害の影響を適時にかつ効果的に防護・吸収し、対応するとともに、しなやかに回復する能力のことを指す。

●六フッ化硫黄 (SF₆)

無色無臭の気体。温室効果ガスの一つとして位置付けられ、温室効果の強さは二酸化炭素を1とすると、約22,800倍。

数字・アルファベット

●30・10 (さんまる・いちまる)

運動

宴会時の食べ残しを減らすためのキャンペーンで、乾杯後30分間は席を立たずに料理を楽しみ、お開き10分前になったら、自分の席に戻って再度料理を楽しむというもの。一人一人が「もったいない」を心がけ、楽しく美味しく宴会を楽しみ、食品ロスを削減する取組。

●4R (よんアール/フォーアール)

「R e f u s e (ごみ発生の回避)」、「R e d u c e (ごみの抑制)」、「R e u s e (再利用の推進)」、「R e c y c l e (再資源化の推進)」の4つの頭文字「R」を組み合わせた、ごみを減らすためのキーワード。

●BOD (ビーオーディー)

「B i o c h e m i c a l O x y g e n D e m a n d (生物化学的酸素要求量)」の略。河川水や工場排水中の汚染物質 (主に有機物) が微生物によって酸化されるときに必要なとされる酸素量をmg/Lで表す。この数値が大きくなれば、水質が汚濁していることを意味する。

●COD (シーオーディー)

「C h e m i c a l O x y g e n D e m a n d (化学的酸素要求量)」の略。水中の汚染物質 (主に有機物) を過マンガン酸カリウム等の酸化剤で酸化するとき消費される酸素量をmg/Lで表す。この数値が大きくなれば、水質が汚濁していることを意味する。

●COP (コップ)

「C o n f e r e n c e o f t h e P a r t i e s (締約国会議)」の略で、多くの国際条約で加盟国の最高決定機関として設置されている。

●IPCC (アイピーシーシー)

「I n t e r g o v e r n m e n t a l P a n e l o n C l i m a t e C h a n g e (国連気候変動に関する政府間パネル)」の略称で、各国政府の気候変動に関する政策に科学的な基礎を与えることを目的とし、世界気象機関 (WMO) と国連環境計画 (UNEP) によって設立された政府間組織。

●NPO (エヌピーオー)

「N o n - P r o f i t O r g a n i z a t i o n (民間非営利組織)」の略。営利を目的とせず自主的、自発的に公益的な活動を行う組織や団体を指す。

●PDCA (ピーディーシーエー) サイクル

P l a n (計画)、D o (実行)、C h e c k (測定・評価)、A c t i o n (対策・改善) の仮説・検証型プロセスを循環させ、マネジメントの品質を高めようという概念。

●SDGs（エスディージーズ）

平成27（2015）年9月の国連総会において、持続可能な開発目標として採択され、「世界を変えるための17の目標」で構成されている。環境面においては、エネルギー、気候変動、生態系・森林等に関するゴール（目標）が定められ、平成29（2017）年3月には、一般財団法人建築環境・省エネルギー機構により、自治体がSDGsに取り組むためのガイドラインが策定されている。

●WWF（世界自然保護基金）

昭和36（1961）年に設立された国際的な環境保護団体。生物多様性の保全、気候変動対策、持続可能な社会の実現を目指す活動を行う。約100か国で活動し、動植物の保護や環境教育、政策提言など幅広い分野で取り組む。

●ZEV（ゼブ）

「Zero Emission Vehicle（ゼロ・エミッション・ビークル）」の略称で、排出ガスを一切出さない電気自動車や燃料電池車等を指す。

2 日向市環境基本条例

平成15年3月20日

条例第1号

目次

前文

第1章 総則（第1条 - 第6条）

第2章 良好な環境の保全及び創造に関する施策

第1節 施策の基本方針及び環境基本計画（第7条 - 第11条）

第2節 良好な環境の保全及び創造に関する基本的施策（第12条 - 第23条）

第3章 日向市環境保全審議会（第24条・第25条）

第4章 雑則（第26条）

附則

私たちのまち日向市は、東に望む日向灘、西に広がる豊かな森林、緑が育む耳川をはじめとした多くの清流によって、豊かな恵みと限りない安らぎを与えられてきた。

しかしながら、利便性優先の私たちの生活は、大量生産・大量消費・大量廃棄により、環境に多くの負荷を与え、大気汚染や水質汚濁などの公害問題を引き起こしてきた。その影響は二酸化炭素の増大による温暖化や気象の変化による砂漠化など地球規模にまで広がり、自らの生存基盤さえ揺るがすほどになっている。

私たちは、この状況を認識し、市、市民等及び事業者のすべてが、協働の理念の下に共に計画し実行して、環境への負荷を低減し、より良い環境を創造することにより「だれもが住みたくなるまち」日向市を将来の世代に継承していくためにこの条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、良好な環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市、市民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、良好な環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1） 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

（2） 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的かつ快適な生活の確保に寄与するものをいう。

（3） 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘削のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。

（4） 市民等 市民及び滞在者（通勤、通学及び旅行で滞在する者をいう。）をいう。

（5） 民間団体等 市民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体をいう。

（基本理念）

第3条 良好な環境の保全及び創造は、次に掲げる環境政策の基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき行わなければならない。

- （1） 環境への負荷が少ない持続的発展が可能な都市を築き、将来の市民に良好な環境を継承していくこと。
- （2） すべての市民が安全で快適な生活環境を確保すること。
- （3） 豊かな自然環境及び生物の多様性を保ちつつ、市民と自然との触れ合いを推進すること。
- （4） 市、市民等及び事業者が、地球環境保全を自らの問題として認識し、それぞれが事業活動及び日常生活における良好な環境の保全及び創造のための取組を積極的に行うこと。
- （5） アジアの地域をはじめとする海外の地域と環境の保全に関する国際協力を積極的に行うことにより、持続的発展が可能な都市の構築に寄与するとともに、地球環境保全その他環境の保全の推進を図ること。
- （6） 前各号に掲げる理念を実現するため、市、市民等及び事業者が協働して取り組むことのできる社会を形成すること。

（市の責務）

第4条 市は、基本理念にのっとり、良好な環境の保全及び創造に関する市域の自然的社会的条件に応じた総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（市民等の責務）

第5条 市民等は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、市民等は基本理念にのっとり、良好な環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する良好な環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

（事業者の責務）

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

- 2 事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることになるように必要な措置を講ずる責務を有する。
- 3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。
- 4 前3項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する良好な環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

第2章 良好な環境の保全及び創造に関する施策

第1節 施策の基本方針及び環境基本計画

（施策の基本方針）

第7条 市長は、良好な環境の保全及び創造に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる基本方針に基づき、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ総合的かつ計画的に行わなければならない。

- (1) 市民の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌、地盤等が良好な状態に保持されること。
- (2) 多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全されるとともに、生物の多様性の確保が図られること。
- (3) 人と自然との豊かな触れ合いが保たれるとともに、緑化の推進、良好な景観の形成及び歴史的文化遺産の適正な保全が図られること。
- (4) 廃棄物の減量及び適正処理が進められ、資源の循環的な利用が促進されるとともに、エネルギーの有効利用が図られること。
- (5) 地球の温暖化の防止、オゾン層の保護等の地球環境保全に貢献すること。
- (6) その他環境への負荷の低減が図られること。

(環境基本計画)

第8条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第4号の規定に基づく基本構想を踏まえ、前条に定める基本方針を総合的かつ計画的に推進し、基本理念の実現を図るため、良好な環境の保全及び創造に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を策定するものとする。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 市域における望ましい環境の姿を明らかにし、これを実現していくため、市民生活にかかわるものを広く採りいれた環境政策の目標を環境要素ごとに示すもの
- (2) 前号に規定する環境政策の目標を実現するために市が重点的に取り組むべき環境施策を具体的に示すもの
- (3) 市、市民等及び事業者が環境資源を利用する行為等を行う場合に、良好な環境の保全及び創造のためにそれぞれ配慮すべき事項を示すもの
- (4) その他良好な環境の保全及び創造に関する重要事項

(環境基本計画の策定手続)

第9条 市長は、環境基本計画を策定する場合においては、あらかじめ民間団体等の意見を反映するように努めるとともに、日向市環境保全審議会の意見を聴かなければならない。

2 市長は、環境基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(市の施策と環境基本計画との整合)

第10条 市長は、市の施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画の定めるところに従い、良好な環境の保全及び創造について配慮しなければならない。

(推進体制)

第11条 市長は、環境政策の実効的かつ体系的な推進を図るため、環境政策を総括する組織を設けるものとする。

2 前項の組織は、次に掲げる事項について必要に応じて総合的な調整を行うものとする。

- (1) 環境基本計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 環境政策に関すること。
- (3) その他環境に関する施策の総合的推進に関すること。

第2節 良好な環境の保全及び創造に関する基本的施策

(経済的措置)

第12条 市長は、市民及び民間団体等が行う環境への負荷の低減に資する施設の整備その他の適切な事業を促進するため、必要な助成その他の経済的措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市長は、適正な経済的負担を求めることにより市民及び事業者が自ら環境への負荷の低減に努めることとなるように誘導するため、必要な措置を講ずることができる。

(環境の保全に関する施策の整備等)

第13条 市長は、下水道、廃棄物の公共的な処理施設の整備その他の環境の保全上の支障の防止に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市長は、公園、緑地その他の公共的施設の整備及び自然環境の健全な利用のための適正な整備の事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

（水環境と緑豊かな環境の確保）

第14条 市長は、市民等の憩いの場であるとともに、社会経済活動の場でもある美しい川、海、海岸等の水環境を保全し、及び創造するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市長は、森林その他の緑が有する良好な環境の保全上の機能を重視し、森林等の保全及び整備、市街地等における緑化の推進並びに緑に包まれた魅力ある都市空間の形成に努めるものとする。

（環境教育及び環境学習の振興）

第15条 市長は、良好な環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに広報活動の充実により、市民及び事業者が良好な環境の保全及び創造についての理解を深めるとともにこれらの者の良好な環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、必要な措置を講ずるものとする。

（資源の循環的な利用等の促進）

第16条 市長は、環境への負荷の低減を図るため、他の地方公共団体、市民及び事業者と協力して、資源の循環的な利用及びエネルギーの有効な利用が促進されるように必要な措置を講ずるものとする。

2 市長は、環境への負荷の低減を図るため、他の地方公共団体、市民及び事業者と協力して、廃棄物の減量、再生利用及び適正な処理が促進されるように必要な措置を講ずるものとする。

（民間団体等の自発的な活動の促進）

第17条 市長は、民間団体等が自発的に行う再生資源に係る回収活動、環境美化活動、緑化活動その他の良好な環境の保全及び創造に関する活動が促進されるように必要な措置を講ずるものとする。

（環境事情の公表）

第18条 市長は、環境の状況及び環境基本計画に基づく施策の実施状況を明らかにするため、環境報告書を作成し、これを公表するものとする。

（情報の提供）

第19条 市長は、第15条の良好な環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに第17条の民間団体等が自発的に行う良好な環境の保全及び創造に関する活動の促進に資するため、個人に関する情報の保護等に配慮しつつ環境の状況その他の良好な環境の保全及び創造に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

（快適な生活環境の保全及び創造）

第20条 市長は、市民等と一体となって、緑化、ごみの散乱防止等の推進、良好な景観の形成、歴史的文化的な遺産の保存及び活用等により、快適な生活環境の保全及び創造が図られるように必要な措置を講ずるものとする。

（調査及び研究の実施）

第21条 市長は、良好な環境の保全及び創造に関する施策の策定に必要な調査及び研究を行うとともに、それらの成果の普及に努めるものとする。

2 市長は、環境の状況を把握し、並びに良好な環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定、試験、検査等を実施するものとする。

（監視等の体制の整備）

第22条 市長は、環境の状況を把握し、並びに良好な環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するため、国、県及び他の地方公共団体と連携をとりながら、必要な監視、測定等の体制の整備に努めるものとする。

（地球環境保全の促進）

第 23 条 市長は、民間団体等と連携して、地球環境保全に関する施策の推進に努めるものとする。

2 市長は、国際機関、国、県、他の地方公共団体その他の関係団体と連携し、地球環境保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

第 3 章 日向市環境保全審議会

(環境保全審議会)

第 24 条 環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 44 条の規定に基づき、日向市環境保全審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 25 条 審議会は、次に掲げる事務を行う。

(1) 環境基本計画に関し、第 9 条第 1 項に規定する事項を処理すること。

(2) 市長の諮問に応じ、良好な環境の保全及び創造に関する基本的事項及び重要事項を調査審議すること。

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、他の法令の規定によりその権限に属させられた事務

2 審議会は、前項に規定する事項に関し、市長に意見を述べることができる。

3 審議会は、委員 25 人以内で組織する。

4 前 3 項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第 4 章 雑則

(補則)

第 26 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この条例は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

3 日向市環境保全審議会諮問、答申

(1) 諮問

諮問が入る

第
1
章

第
2
章

第
3
章

第
4
章

第
5
章

資
料
編

(2) 答申

答申が入る

4 日向市環境保全審議会規則

平成15年3月25日

規則第5号

改正 平成20年6月27日規則第25号

平成26年3月31日規則第22号

(趣旨)

第1条 この規則は、日向市環境基本条例（平成15年日向市条例第1号。以下「条例」という。）第25条第4項の規定に基づき、日向市環境保全審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(構成)

第2条 審議会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 商工業団体の推薦する者
- (3) 農林漁業団体の推薦する者
- (4) 市内の公共的団体の推薦する者
- (5) 自然及び環境に関する市民活動団体の推薦する者
- (6) 行政機関の職員
- (7) 公募による市民

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は審議会を代表して会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

4 会長及び副会長ともに事故あるときは、あらかじめ会長の指名した委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、会長はその議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

4 審議会の会議において必要があると認める場合は、会長は、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(専門部会)

第6条 審議会は、専門的な事項を調査審議させるため、専門部会を置くことができる。

2 専門部会の委員（以下「部会委員」という。）は、会長が委員のうちから指名する。

3 専門部会は、その審議結果を審議会に報告するものとする。

(専門部会長)

第7条 専門部会に部会長を置き、部会委員の互選によりこれを定める。

2 部会長は、専門部会の事務を掌理し、専門部会を代表する。

3 部会長に事故あるとき、又は部会長が欠けたときは、部会長があらかじめ指名する部会委員がその職務を代理する。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、環境政策課において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が審議会の会議に諮って定める。

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成20年6月27日規則第25号）

この規則は、平成20年8月1日から施行する。

附 則（平成26年3月31日規則第22号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

5 委員名簿

(1) 環境保全審議会委員

順不同

	氏名（敬称略）	所属等	審議会役職
1	平田 哲	日向市立小中学校校長会 小学校会長 日向市立日知屋小学校 校長	
2	三輪 純司	日向商工会議所 会頭	会長
3	林 亮司	中国木材株式会社 日向工場 部長	
4	高山 修	日向地区建設業協会 副会長	
5	中田 浩治	宮崎県農業協同組合 日向支店長	
6	黒木 円治	耳川広域森林組合 代表理事副組合長	
7	神崎 勇輔	日向市漁業協同組合 参事	
8	甲斐 勝康	富島河川漁業協同組合 代表理事組合長	
9	稲田 重行	耳川漁業協同組合 事務局会計	
10	黒木 末人	日向市区長公民館長連合会 会長	
11	大野 靖文	日向市社会福祉協議会 常務理事兼事務局 長	副会長
12	古賀 弘徳	日向市男女共同参画社会づくり推進ルーム 協議会 会長	
13	春木 末夫	鳥獣保護管理員	
14	林田 哲也	日向保健所 衛生環境課長	
15	浜川 浩一	日向土木事務所 技術担当次長	
16	鈴木 睦代	市民代表	
17	黒木 一彦	市民代表	

(2) 環境対策会議

順不同

	氏名（敬称略）	所属等	備考
1	歌津 京子	市民環境部長	会長
2	矢野 英生	総務課長	
3	麻田 悦子	総合政策課長	
4	多田 好太郎	福祉課長	
5	大平 昇	教育総務課長	
6	黒木 康文	都市政策課長	
7	大坪 真司	上下水道局長	
8	斧 由美	農業畜産課	
9	中田 幸徳	商工港湾課長	
10	中野 格	東郷地域振興課長	
11	渡部 憲二	環境政策課長	副会長

(3) 事務局

順不同

	氏名（敬称略）	所属等	備考
1	歌津 京子	市民環境部	部長
2	渡部 憲二	市民環境部環境政策課	課長
3	海野 靖幸	市民環境部環境政策課	課長補佐兼環境政策係長
4	三浦 浩司	市民環境部環境政策課	環境政策係
5	武田 祐輔	市民環境部環境政策課	環境政策係
6	黒田 美里	市民環境部環境政策課	環境政策係

第 3 次日向市環境基本計画

編集・発行 日向市 市民環境部 環境政策課
〒 8 8 3 - 0 0 3 4
宮崎県日向市大字富高 2 2 0 3 番地 1
T E L 0 9 8 2 - 5 3 - 2 2 5 6
発行年月 令和 7 （ 2 0 2 5 ） 年 3 月

【表紙写真】

右上：日向岬展望台
右下：願いの叶うクルスの海
左上：牧水公園のつつじ
左下：日向市駅周辺
中央：日向市の花 ひまわり